

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年4月1日
(第97期) 至 平成21年3月31日

イーザイ株式会社

(E00939)

第97期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成21年6月19日に提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

エーザイ株式会社

目 次

第97期 有価証券報告書

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	30
5 【経営上の重要な契約等】	32
6 【研究開発活動】	38
7 【財政状態及び経営成績の分析】	40
第3 【設備の状況】	42
1 【設備投資等の概要】	42
2 【主要な設備の状況】	42
3 【設備の新設、除却等の計画】	44
第4 【提出会社の状況】	45
1 【株式等の状況】	45
2 【自己株式の取得等の状況】	70
3 【配当政策】	71
4 【株価の推移】	71
5 【役員の状況】	72
6 【コーポレートガバナンスの状況等】	79
第5 【経理の状況】	89
1 【連結財務諸表等】	90
2 【財務諸表等】	143
第6 【提出会社の株式事務の概要】	173
第7 【提出会社の参考情報】	174
1 【提出会社の親会社等の情報】	174
2 【その他の参考情報】	174
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	176
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月19日
【事業年度】	第97期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (百万円)	533,011	601,252	674,111	734,286	781,743
営業利益 (百万円)	86,807	95,704	105,263	17,749	91,808
経常利益 (百万円)	89,087	100,025	110,462	18,850	82,583
当期純利益(△損失) (百万円)	55,505	63,410	70,614	△17,012	47,678
純資産額 (百万円)	459,607	519,215	562,698	453,791	433,045
総資産額 (百万円)	662,711	747,231	792,114	1,123,939	1,148,163
1株当たり純資産額 (円)	1,608.22	1,816.23	1,944.41	1,575.49	1,502.08
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	193.39	221.86	247.85	△59.80	167.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	193.34	221.61	247.47	—	167.30
自己資本比率 (%)	69.4	69.5	69.7	39.9	37.3
自己資本利益率 (%)	12.6	13.0	13.2	△3.4	10.9
株価収益率 (倍)	18.82	23.12	22.80	—	17.21
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	49,200	87,053	81,188	73,242	104,988
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△37,531	△29,513	△55,212	△476,447	△54,952
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,743	△21,843	△40,620	375,365	△30,967
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	142,429	183,278	171,090	119,950	131,527
従業員数 (平均臨時従業員数) (名)	8,295 —	9,081 —	9,649 [1,000]	10,686 [1,112]	10,977 [1,160]

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 純資産額、1株当たり純資産額および自己資本比率の算定にあたり、第95期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

3 第96期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」および「株価収益率」は、当期純損失であるため記載しておりません。

4 臨時従業員数については第95期より従業員数の100分の10を超えたため、平均臨時従業員数を [] 内に外書きしております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高 (百万円)	307,936	331,959	351,647	389,200	415,611
営業利益 (百万円)	67,634	65,376	65,026	73,106	75,835
経常利益 (百万円)	69,115	67,338	65,674	71,033	69,110
当期純利益 (百万円)	43,498	43,890	42,803	45,982	56,638
資本金 (百万円)	44,985	44,985	44,985	44,985	44,985
発行済株式総数 (千株)	296,566	296,566	296,566	296,566	296,566
純資産額 (百万円)	431,735	465,211	467,541	471,358	480,697
総資産額 (百万円)	530,599	572,912	573,702	977,256	944,395
1株当たり純資産額 (円)	1,510.69	1,627.33	1,644.49	1,652.51	1,685.06
1株当たり配当額 (円)	56.00	90.00	120.00	130.00	140.00
(うち1株当たり中間配当額)	(21.00)	(40.00)	(55.00)	(65.00)	(70.00)
1株当たり当期純利益 (円)	151.56	153.56	150.23	161.63	198.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	151.51	153.39	150.01	161.49	198.74
自己資本比率 (%)	81.4	81.2	81.4	48.2	50.8
自己資本利益率 (%)	10.4	9.8	9.2	9.8	11.9
株価収益率 (倍)	24.02	33.41	37.61	21.04	14.49
配当性向 (%)	36.9	58.6	79.9	80.4	70.4
従業員数 (名)	3,783	3,906	4,050	4,137	4,308

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 2 純資産額、1株当たり純資産額および自己資本比率の算定にあたり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2 【沿革】

当社は昭和11年(1936年)11月に、当時株式会社田辺元三郎商店の常務取締役であった内藤豊次が、東京市荒川区三河島に「合資会社桜ヶ岡研究所」を設立したことに始まります。その5年後の昭和16年(1941年)12月に、埼玉県本庄町に資本金18万円で「日本衛材株式会社」を設立いたしました。

昭和17年(1942年)	6月	埼玉県本庄町(現 本庄市)に本庄工場を開所
昭和19年(1944年)	12月	日本衛材株式会社と合資会社桜ヶ岡研究所を合併し存続会社を「日本衛材株式会社」として新出発。本社を東京都小石川区竹早町(現 文京区小石川)におく。
昭和30年(1955年)	5月	社名を現在の「エーザイ株式会社」に変更
昭和36年(1961年)	9月	東京証券取引所市場第一部に上場
	10月	大阪証券取引所市場第一部に上場
昭和40年(1965年)	7月	三生製薬株式会社(現 サンノーバ株式会社)に経営参加
昭和41年(1966年)	3月	岐阜県川島町(現 各務原市)に川島工場を開所
昭和56年(1981年)	11月	埼玉県美里村(現 美里町)に美里工場を開所
昭和57年(1982年)	1月	茨城県豊里町(現 つくば市)に筑波研究所を開所
昭和58年(1983年)	10月	茨城県波崎町(現 神栖市)にエーザイ化学株式会社(現 鹿島事業所)を設立
昭和62年(1987年)	11月	米国にエーザイ・リサーチ・インスティテュート・オブ・ボストン・インク(ボストン研究所)を設立
平成元年(1989年)	9月	ドイツにエーザイ・ドイッチェランド・ゲーエムベーハー(現 エーザイ・ゲーエムベーハー)を設立
平成2年(1990年)	8月	英国にエーザイ・ロンドン・リサーチ・ラボラトリーズ・リミテッド(ロンドン研究所)を設立
	10月	三光純薬株式会社と診断薬事業での業務提携契約に調印
平成4年(1992年)	4月	米国に米州統括・持株会社(エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ)を設立
平成7年(1995年)	2月	米国にエーザイ・ファーマテクノロジー・インク(現 エーザイ・インク・ノースカロライナ工場)を設立
	4月	米国にエーザイ・インクを設立
	10月	英国にエーザイ・リミテッドを設立
平成8年(1996年)	1月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立
	3月	中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立
	4月	エルメッド エーザイ株式会社を設立
平成9年(1997年)	4月	株式会社カン研究所を設立
	4月	韓国にエーザイ・コリア・インクを設立
平成14年(2002年)	6月	米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インクを設立
平成16年(2004年)	6月	委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行
	10月	英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立
	10月	インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立
平成18年(2006年)	4月	エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社を設立
	5月	シンガポールにエーザイ・(シンガポール)・プライベート・リミテッドを設立
	10月	シンガポールにエーザイ・クリニカル・リサーチ・シンガポール・プライベート・リミテッドを設立
	11月	ポルトガルにエーザイ・ファルマセウティカ・ユニペッソアル・リミタダを設立
平成19年(2007年)	3月	英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立
	3月	インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立
	4月	米国のモルフォテック社を買収
	9月	ベルギーにエーザイ・エスエー/エヌヴィを設立
	10月	三光純薬株式会社(当社連結子会社)を株式交換により完全子会社化
平成20年(2008年)	1月	米国のMG Iファーマ社を買収
	4月	中国に衛材機械科技发展(上海)有限公司を設立
平成21年(2009年)	3月	MG Iファーマ・インクを米国連結子会社に吸収合併

3 【事業の内容】

当社グループは、連結財務諸表提出会社(以下当社という)、連結子会社50社および持分法適用関連会社1社で構成され、その事業内容は、医薬品分野とその他の分野に区分されております。医薬品分野では、医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等の研究開発・製造・販売を、また、その他の分野では、食品添加物、化学品、製薬用機械等の製造・販売を行っております。

事業区分、主要製品および主要な会社の関係は、次のとおりであります。

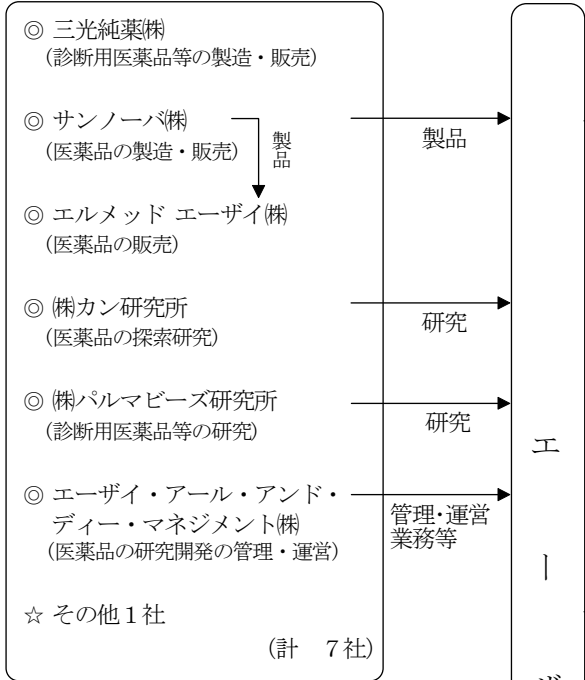
事業区分	主要製品	主要な会社
医薬品分野	医療用医薬品、 一般用医薬品、 診断用医薬品等	(国内) 当社、三光純薬(株)、サンノーバ(株)、エルメッド エーザイ(株)、 (株)カン研究所、(株)パルマビーズ研究所、 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント(株) (北米) エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ(米国)、 モルフォテック・インク(米国)、エーザイ・インク(米国)、 エーザイ・リサーチ・インスティテュート・オブ・ボストン・インク (米国)、エーザイ・メディカル・リサーチ・インク(米国) (欧州) エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド(英国)、 エーザイ・リミテッド(英国)、 エーザイ・ロンドン・リサーチ・ラボラトリーズ・リミテッド(英国)、 エーザイ・ゲーエムベーハー(ドイツ)、 エーザイ・エス・エー・エス(フランス)、 エーザイ・ビー・ヴィ(オランダ) (中国) 衛材(中国)薬業有限公司 (アジア他) エーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッド (シンガポール)、 ピー・ティー・エーザイ・インドネシア(インドネシア)、 エーザイ・クリニカル・リサーチ・シンガポール・プライベート・リミ テッド(シンガポール)、 エーザイ・(タイランド)・マーケティング・カンパニー・リミテッド (タイ)、衛采製薬股份有限公司(台湾)、 エーザイ・コリア・インク(韓国)
その他の分野	食品添加物、 化学品、 製薬用機械、 その他	(国内) 当社、エーザイフード・ケミカル(株)、エーザイマシナリー(株)、 エーザイ物流(株)、(株)サンプラネット、エーザイ生科研(株) (北米) エーザイ・マシナリー・ユーエスエー・インク(米国)

なお、上記における事業区分は、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1)連結財務諸表、(セグメント情報)、[事業の種類別セグメント情報]」における事業区分と同一であります。

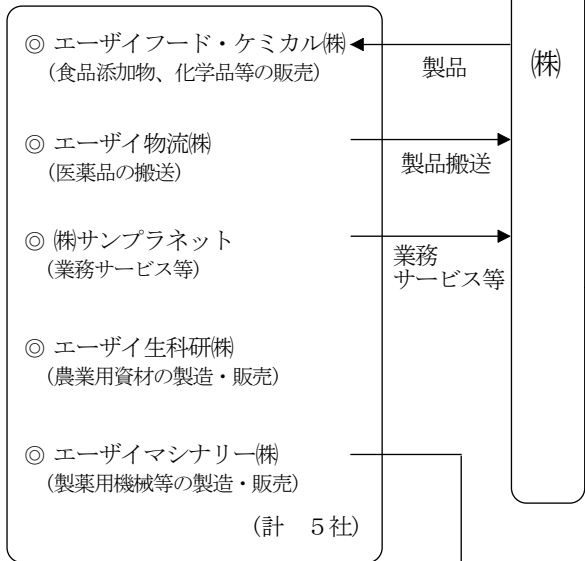
事業の系統図は、次のとおりであります。

【 国 内 】

<医薬品分野>

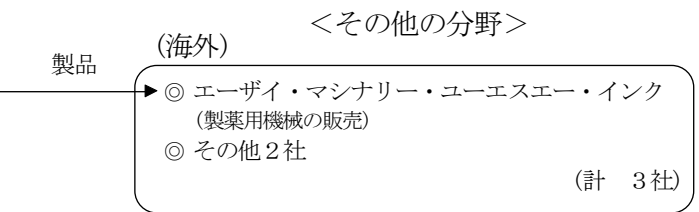
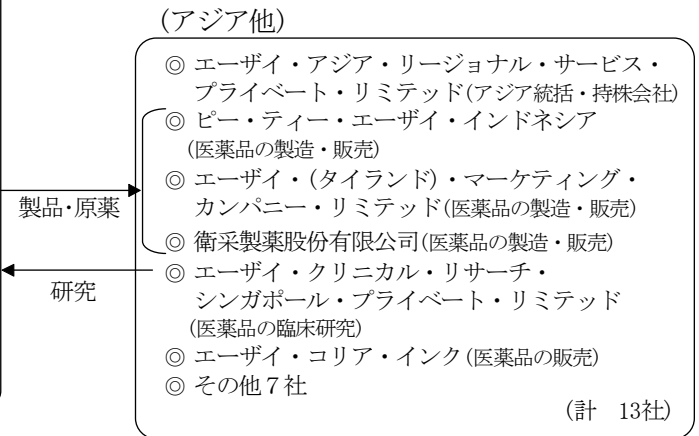
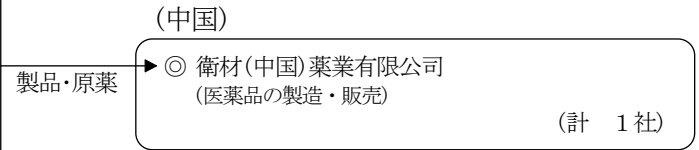
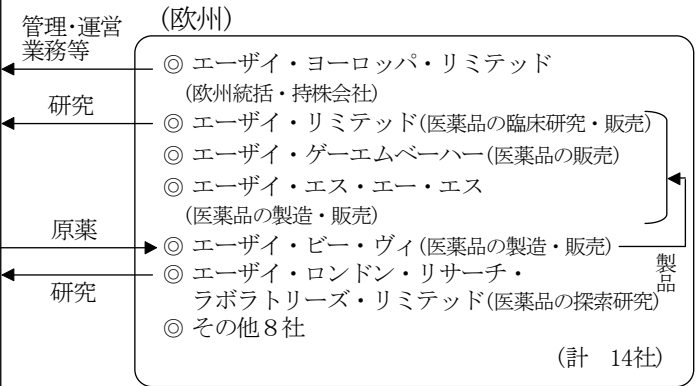
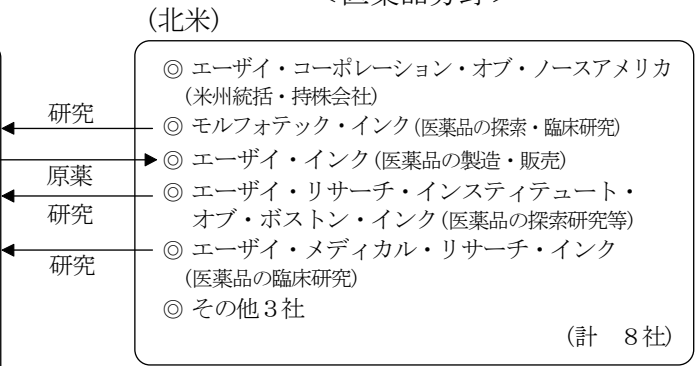


<その他の分野>



【 海 外 】

<医薬品分野>



← は売上先を示しております。

◎ : 連結子会社(50社)

☆ : 持分法適用関連会社(1社)

4 【関係会社の状況】

平成21年3月31日現在

会社名	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容 ※1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			備考
					役員の兼任		営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員		
[連結子会社] 三光純薬(株)	東京都 千代田区	5,262	医薬品分野(診断用医薬品等 の製造・販売)	100.00	—	有	—	※3
サンノーバ(株)	群馬県 太田市	926	医薬品分野(医薬品の製造・ 販売)	79.95	—	有	当社が医薬品を購入	※3
エルメッド エーザイ(株)	東京都 豊島区	450	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00	有	有	—	
エーザイフード・ケミカル(株)	東京都 中央区	101	その他の分野(食品添加物、 化学品等の販売)	100.00	—	有	当社が食品添加物、 化学品等を販売	
エーザイマシナリー(株)	東京都 文京区	100	その他の分野(製薬用機械等 の製造・販売)	100.00	—	有	当社が原材料を購入	
(株)カン研究所	兵庫県 神戸市	70	医薬品分野(医薬品の探索研 究)	100.00	—	有	当社が医薬品の探索 研究を委託	
エーザイ物流(株)	神奈川県 厚木市	60	その他の分野(医薬品の搬 送)	100.00	—	有	当社の医薬品を搬送	
(株)バルマビーズ研究所	東京都 千代田区	50	医薬品分野(診断用医薬品等 の研究)	100.00 (50.00)	有	有	当社が診断用医薬品 等の研究を委託	※2
エーザイ・アール・アン ド・ディー・マネジメン ト(株)	東京都 文京区	12	医薬品分野(医薬品の研究開 発の管理・運営)	100.00	有	有	当社が研究開発の管 理・運営業務等を委 託	
(株)サンブラネット	東京都 文京区	455	その他の分野(業務サービ ス、給食、印刷、不動産の 管理)	84.92	—	有	当社が業務サービ ス等を購入	
エーザイ生科研(株)	東京都 文京区	50	その他の分野(農業用資材の 製造・販売)	70.00	—	有	—	
エーザイ・コーポレーシ ョン・オブ・ノースアメ リカ	米国 ニュージャージー 州	千米ドル 3,416,700	医薬品分野(米州統括・持株 会社)	100.00	有	—	—	※3 ※7 ※8
モルフォテック・インク	米国 ペンシルバニア 州	千米ドル 355,000	医薬品分野(医薬品の探索・ 臨床研究)	100.00 (100.00)	有	—	当社が医薬品の探 索・臨床研究を委託	※2 ※3
エーザイ・インク	米国 ニュージャージー 州	千米ドル 151,600	医薬品分野(医薬品の製造・ 販売)	100.00 (100.00)	有	—	当社が医薬品原薬を 販売	※2 ※3 ※9
エーザイ・リサーチ・イ ンステテュート・オブ ・ボストン・インク	米国 マサチューセッ ツ州	千米ドル 115,300	医薬品分野(医薬品の探索研 究、治験用原薬の工業化研 究・製造)	100.00 (100.00)	有	—	当社が医薬品の探索 研究および治験用原 薬の工業化研究を委 託	※2 ※3
エーザイ・メディカル・ リサーチ・インク	米国 ニュージャージー 州	千米ドル 1,000	医薬品分野(医薬品の臨床研 究)	100.00 (100.00)	有	—	当社が医薬品の臨床 研究を委託	※2
エーザイ・マシナリー・ ユーエスエー・インク	米国 ニュージャージー 州	千米ドル 1,000	その他の分野(製薬用機械の 販売)	100.00 (100.00)	有	—	—	※2
エーザイ・ヨーロッパ・ リミテッド	英国 ハートフォード 州	千英ポンド 161,761	医薬品分野(欧州統括・持株 会社)	100.00	有	—	当社が欧州医薬品事 業の管理・運営業務 等を委託	※3

会社名	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容 ※1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			備考
					役員の兼任		営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員		
エーザイ・リミテッド	英国 ハートフォード 州	千英ポンド 15,548	医薬品分野(医薬品の臨床研究・販売)	100.00 (100.00)	有	—	当社が医薬品の臨床研究を委託	※2
エーザイ・ロンドン・リサーチ・ラボラトリーズ・リミテッド	英国 ロンドン	千英ポンド 18,500	医薬品分野(医薬品の探索研究)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品の探索研究を委託	※2
エーザイ・マニュファクチャリング・リミテッド	英国 ハートフォード 州	千英ポンド 8,000	医薬品分野	100.00 (100.00)	有	—	—	※2
エーザイ・ゲーエムベーパー	ドイツ フランクフルト	千ユーロ 7,669	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	—	当社が医薬品を販売	※2
エーザイ・マシナリー・ゲーエムベーパー	ドイツ ケルン	千ユーロ 1,278	その他の分野(製薬用機械の製造・販売)	100.00 (100.00)	—	有	—	※2
エーザイ・エス・エー・エス	フランス パリ	千ユーロ 19,500	医薬品分野(医薬品の製造・販売)	100.00 (100.00)	—	—	—	※2
エーザイ・ビー・ヴィ	オランダ アムステルダム	千ユーロ 540	医薬品分野(医薬品の製造・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品原薬を販売	※2
エーザイ・ファルマセウティカ・エス・エー	スペイン マドリッド	千ユーロ 4,000	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	—	—	※2
エーザイ・エス・アー ル・エル	イタリア ミラノ	千ユーロ 3,500	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	—	—	※2
エーザイ・ファルマ・アー ゲー	スイス チューリッヒ	千スイスフラン 3,000	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	—	—	※2
エーザイ・アーベアー	スウェーデン ストックホルム	千スウェーデン クローナ 10,000	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	—	—	※2
エーザイ・ファルマセウティカ・ユニベッソアル・リミタダ	ポルトガル リスボン	千ユーロ 4,000	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	—	—	※2
エーザイ・エスエー/エ スヴィ	ベルギー ブリュッセル	千ユーロ 7,000	医薬品分野	100.00 (100.00)	有	—	—	※2
衛材(中国)薬業有限公司	中国 江蘇省	千人民元 319,205	医薬品分野(医薬品の製造・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品原薬を販売	※2
衛材機械科技発展(上海)有限公司	中国 上海	千米ドル 200	その他の分野(製薬用機械の販売支援・メンテナンス)	100.00 (100.00)	—	有	—	※2 ※5
ビー・ティー・エーザイ・インドネシア	インドネシア ジャカルタ	千米ドル 5,000	医薬品分野(医薬品の製造・販売)	100.00	有	有	当社が医薬品原薬を販売	
エーザイ・アジア・リー ジョナル・サービス・プ ライベート・リミテッド	シンガポール	千シンガポ ドル 26,400	医薬品分野(アジア統括・持株会社)	100.00	有	有	—	
エーザイ・(シンガポ ール)・プライベート・リ ミテッド	シンガポール	千シンガポ ドル 300	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品を販売	※2
エーザイ・クリニカル・ リサーチ・シンガポ ール・プライベート・リミ テッド	シンガポール	千シンガポ ドル 10	医薬品分野(医薬品の臨床研究)	100.00 (100.00)	有	—	当社が医薬品の臨床研究を委託	※2
エーザイ・(マレーシ ア)・シンデランパハド	マレーシア ベタリンジャヤ	千マレーシ ア ドル 470	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (5.74)	有	有	当社が医薬品を販売	※2
エーザイ・(タイラ ン)・マーケティング・ カンパニー・リミテッド	タイ バンコク	千バーツ 11,000	医薬品分野(医薬品の製造・販売)	49.91 (49.91) [50.09]	有	有	当社が医薬品原薬を販売	※2 ※4
衛采製薬股份有限公司	台湾 台北	千台湾元 270,000	医薬品分野(医薬品の製造・販売)	100.00	有	有	当社が医薬品を販売	

会社名	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容 ※1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			備考
					役員の兼任		営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員		
エーザイ・(ホンコン)・ カンパニー・リミテッド	中国 香港	千香港ドル 500	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00 (10.00)	有	—	当社が医薬品を販売	※2
エーザイ・コリア・イン ク	韓国 ソウル	千ウォン 3,512,000	医薬品分野(医薬品の販売)	100.00	有	有	—	
ハイ・エーザイ・ファ ーマシューティカル・イン ク	フィリピン マニラ	千フィリピン ペソ 56,250	医薬品分野(医薬品の製造・ 販売)	50.00 (1.45)	有	有	当社が医薬品を販売	※2 ※4
エーザイ・ファーマシュ ーティカルズ・インディ ア・プライベート・リミ テッド	インド マハラシュトラ 州	千インドルピー 160,000	医薬品分野(医薬品の製造・ 販売)	100.00 (0.63)	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	※2
エーザイ・ファーマテク ノロジー・アンド・マニ ュファクチャリング・プ ライベート・リミテッド	インド アンドラ・プラ デシュ州	千インドルピー 1,504,000	医薬品分野	100.00 (0.01)	有	有	—	※2
エーザイ・オーストラリ ア・ピーティーワイ・リ ミテッド	オーストラリア シドニー	千豪ドル 1,000	医薬品分野	100.00	有	有	—	
その他4社	—	—	—	—	—	—	—	※8
[持分法適用関連会社] ブラッコ・エーザイ(株)	東京都 文京区	340	医薬品分野(造影剤の輸入・ 製造・販売)	49.00	有	有	当社が医薬品を購入	

(注) ※1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

※2 「議決権の所有割合」の()内に間接所有割合を内書きし、[]内に自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の所有割合を外書きしております。

※3 特定子会社に該当する子会社であります。

※4 エーザイ・(タイランド)・マーケティング・カンパニー・リミテッドおよびハイ・エーザイ・ファーマシューティカル・インクの議決権の所有割合は100分の50以下であります。実質的に支配しているため、連結子会社としております。

※5 設立による新規連結子会社であります。

6 平成20年6月に当社は当社所有の(株)クリニカル・サプライの全株式をテルモ(株)に譲渡したため、第1四半期連結会計期間末において連結の範囲から除外しております。

※7 当連結会計年度においてMG I ファーマ・インクの事業は米国連結子会社に承継されました。また、MG I ファーマ・インクおよびその子会社12社は、平成21年3月に当社の米国連結子会社であるエーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカへ吸収合併されました。なお、この吸収合併によりMG I ファーマ・インクは特定子会社に該当しないことになりました。

※8 その他4社はエーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカの子会社であり、連結の範囲に含めております。

※9 当連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高(連結会社間の売上高を除く)の割合が100分の10を超える会社はエーザイ・インク1社であり、その主要な損益情報等は、次のとおりであります。

売上高	356,652百万円
営業利益	13,946百万円
経常利益	14,976百万円
当期純損失	1,653百万円
純資産額	46,376百万円
総資産額	202,935百万円

10 平成21年4月に医薬品販売会社エーザイ・ゲーエーエスエムペーハーをオーストラリアに、5月に医薬品販売促進会社エーザイ・オブ・プエルトリコ・インクをプエルトリコに設立いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品分野	9,944 [892]
その他の分野	739 [259]
全社(共通)	294 [9]
合計	10,977 [1,160]

- (注) 1 従業員数には就業人員数(当社および連結子会社(以下、当連結グループという)からグループ外への出向者を除き、グループ外から当連結グループへの出向者を含む)を記載しております。
- 2 臨時従業員数(パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除く)は年間平均人員を [] 内に外書きしております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,308	41.5	17.9	10,774,720

- (注) 1 従業員数には就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)を記載しております。
- 2 平均年間給与には基準内賃金、基準外賃金および賞与を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用を除いております。

(3) 労働組合の状況

昭和21年本庄工場(当時)にエーザイ労働組合が、昭和36年本社にエーザイ本社労働組合がそれぞれ単位組合として組織されました。両組合は昭和62年10月1日付で統合され、新たにエーザイ労働組合として発足しました。また、一部の連結子会社についても労働組合が組織されております。

平成21年3月31日現在、いずれの労働組合においても、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

医薬品産業は、革新的な治療薬の創出と質の高い情報・サービス・製品の提供を期待される一方、グローバルな医療費抑制策の推進、新薬開発コストの増大、研究開発力強化を企図した大型企業買収や企業再編の活発化、副作用や知的財産等のリスク対応の必要性増大など、大きな環境変化を迎えています。あわせて、世界的な金融危機、経済の低迷が今後の医薬品産業に影響を及ぼすことも予想されております。

このような状況の中、当連結会計年度の連結業績は、売上高7,817億43百万円(前連結会計年度比6.5%増)、営業利益918億8百万円(同417.2%増)、経常利益825億83百万円(同338.1%増)、当期純利益476億78百万円(前連結会計年度は当期純損失170億12百万円)となりました。

売上高については、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」が3,038億6百万円(前連結会計年度比4.4%増)と堅調に推移し、プロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)は1,598億76百万円(同9.1%減)となりました。また、制吐剤「Aloxi」の売上高は364億95百万円、DNAメチル化阻害剤「Dacogen」の売上高は150億69百万円となりました。所在地別には、北米、中国が伸長し、日本が堅調に推移いたしました。

研究開発活動への積極的な資源投入があったものの、前連結会計年度に発生したMG I ファーマ社買収に伴うインプロセス研究開発費などの企業結合会計特有の処理が影響し、営業利益、経常利益は大幅な増益となりました。

これにより、1株当たり当期純利益は167円35銭(前連結会計年度の1株当たり当期純損失は59円80銭)となりました。

[実業ベース]

企業活動の実態を見るため、「GAAPベース」(現行の会計基準ベース)から前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴う企業結合会計特有の処理(非キャッシュ項目)を除き算出した「実業ベース」での当連結会計年度の売上高は7,817億43百万円(前連結会計年度比6.5%増)、営業利益は1,202億80百万円(同8.6%増)、経常利益は1,110億54百万円(同0.8%減)、当期純利益は693億33百万円(同2.0%減)となりました。

売上高の増加、販売管理費の効率化により営業利益は増益となったものの、支払利息および為替差損の増加により経常利益はほぼ前年並みとなりました。当期純利益は、投資有価証券評価損、減損損失の計上により減益となりました。

これにより、1株当たり当期純利益は243円36銭(前連結会計年度より5円24銭減)となりました。

[キャッシュ創出力]

当社グループは、「キャッシュ創出力」を表す指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資・事業開発、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。

キャッシュ・インカムは1,190億26百万円(前連結会計年度比11.3%増)となり、1株当たりキャッシュ・インカムは417円78銭(前連結会計年度より41円96銭増)となりました。

*キャッシュ・インカムの算式

当期純損益+有形・無形固定資産減価償却費+インプロセス研究開発費+のれん償却額+減損損失(投資有価証券評価損含む)

*1株当たりキャッシュ・インカムの算式

キャッシュ・インカム/発行済株式数(自己株式控除後)

[セグメントの状況]

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものであります)

①事業の種類別セグメント

<医薬品分野>

「アリセプト」が堅調に推移し、前連結会計年度に買収したMG I ファーマ社の主力2製品の制吐剤

「Aloxi」およびDNAメチル化阻害剤「Dacogen」が売上増に貢献いたしました。がん関連領域製品の売上高は755億71百万円(前連結会計年度比197.0%増)となり、医薬品分野の売上高の10%を占めるまでに拡大いたしました。

この結果、医薬品分野の売上高は7,611億58百万円(前連結会計年度比6.9%増)、営業利益は945億35百万円(同376.9%増)となりました。

<その他の分野>

食品添加物、化学品、製薬用機械等の売上高は205億84百万円(前連結会計年度比8.3%減)、営業利益は17億41百万円(同9.3%減)となりました。

②所在地別セグメント

<日 本>

売上高は3,324億53百万円(前連結会計年度比6.3%増)、営業利益は841億67百万円(同4.6%増)となりました。医療用医薬品では、「アリセプト」の売上高は782億32百万円(同25.6%増)、「パリエット」の売上高は445億62百万円(同20.1%増)とそれぞれ伸ばいたしました。

ヒト型抗ヒトTNF α モノクローナル抗体「ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8mL」を関節リウマチの効能・効果で平成20年6月に新発売いたしました。

<北 米>

売上高は3,698億91百万円(前連結会計年度比9.0%増)、営業損益はのれん償却額の発生および親会社へ支払うロイヤルティ率の変更等により2億41百万円の営業損失となりました。「アリセプト」の売上高は1,896億24百万円(同1.5%増、現地通貨では15.4%増)、「アシフェックス」の売上高は1,012億7百万円(同18.8%減、現地通貨では7.7%減)となりました。また、制吐剤「Aloxi」の売上高は364億95百万円、DNAメチル化阻害剤「Dacogen」の売上高は150億69百万円となりました。

術後の悪心・嘔吐予防を効能・効果とする「Aloxi注射剤0.075mg」の販促活動を平成20年7月に開始いたしました。

<欧 州>

売上高は510億47百万円(前連結会計年度比6.2%減)、営業利益は31億52百万円(同75.2%増)となりました。「アリセプト」の売上高は287億81百万円(同13.5%減)、「パリエット」の売上高は91億34百万円(同6.3%増)となりました。

<中 国>

売上高は114億37百万円(前連結会計年度比19.8%増)、営業利益は23億96百万円(同22.7%増)となりました。「アリセプト」の売上高は9億38百万円(同18.4%減)、「パリエット」の売上高は6億50百万円(同1.2%減)となりました。

<アジア他>(中国を除く)

売上高は169億12百万円(前連結会計年度比7.4%減)、営業利益は35億11百万円(同4.1%減)となりました。「アリセプト」の売上高は62億28百万円(同15.7%減)、「パリエット」の売上高は43億21百万円(同10.9%減)となりました。

<海外計>

日本を除く海外所在地別売上高の合計は、4,492億89百万円(前連結会計年度比6.6%増)となり、連結売上高に対する構成比は57.5%(前連結会計年度より0.1ポイント増)となりました。

[資産等の状況]

当連結会計年度末の資産合計は、1兆1,481億63百万円(前連結会計年度末より242億24百万円増)と増加いたしました。勘定科目別には、売掛金などが増加し、無形固定資産、投資有価証券などは減少いたしました。

負債合計は7,151億18百万円(前連結会計年度末より449億70百万円増)となりました。

純資産合計は4,330億45百万円(前連結会計年度末より207億45百万円減)となり、自己資本比率は37.3%(同2.7ポイント減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動から得たキャッシュ・フローは、1,049億88百万円(前連結会計年度より317億46百万円増)となりました。税金等調整前当期純利益は704億84百万円、減価償却費は490億52百万円、売上債権の増加額は247億34百万円、法人税等の支払額は354億85百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、549億52百万円の支出(前連結会計年度より4,214億95百万円減)となりました。そのうち、有形固定資産の取得に334億96百万円、無形固定資産の取得に122億55百万円を支出いたしました。

なお、前連結会計年度には買収による支出があったため、前連結会計年度差が大きくなっております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、309億67百万円の支出(前連結会計年度は3,753億65百万円の収入)となりました。配当金の支払いに384億62百万円を支出いたしました。

なお、前連結会計年度には買収に伴う借入の発生等があったため、前連結会計年度差が大きくなっておりません。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、1,315億27百万円(前連結会計年度末より115億76百万円増)となりました。

[連結財務指標の推移]

	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
自己資本比率(%)	69.4	69.5	69.7	39.9	37.3
時価ベースの自己資本比率(%)	157.0	196.3	202.7	86.2	71.5
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	0.06	0.03	0.03	5.7	4.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ	856.3	1,922.7	796.8	96.2	15.6

(注) 各指標の算出方法

自己資本比率 : 自己資本／総資産
 時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額(期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後))／総資産
 キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債(社債、借入金、代理店預り金等)／営業キャッシュ・フロー
 インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー／利払い(利息の支払額)

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

① 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
医薬品分野	756,529	108.5
その他の分野	9,458	110.8
合計	765,987	108.5

- (注) 1 金額は販売見込価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
医薬品分野	31,185	139.3
その他の分野	9,199	89.6
合計	40,385	123.7

- (注) 1 金額は仕入価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結グループは販売計画に基づいて見込生産を行っており、受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
医薬品分野	761,158	106.9
その他の分野	20,584	91.7
合計	781,743	106.5

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(米国) マッケソン社	128,625	17.5	130,474	16.7
(米国) カーディナル ヘルス社	95,905	13.1	98,330	12.6
(米国) アメリソース バーゲン社	70,470	9.6	95,068	12.2

3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、患者様とご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念としております。この理念のもと全役員・従業員が一丸となり、世界のヘルスケアの多様なニーズを充足することを通して、いかなる医療システム下においても存在意義のあるヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業となることをめざしております。この基本的な考え方を定款に定め、株主の皆様と共有化をはかっております。

この理念の実現にあたっては、主要なステークホルダーズと考えている患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員との信頼関係の構築につとめるとともに、法令と倫理の遵守を目的としたコンプライアンス活動を日々実践し、企業価値の向上に取り組んでおります。

医薬品産業は、革新的な治療薬の創出と質の高い情報・サービス・製品の提供を期待される一方、グローバルな医療費抑制策の推進、新薬開発コストの増大、研究開発力強化を企図した大型企業買収や企業再編の活発化、副作用や知的財産等のリスク対応の必要性増大など、大きな環境変化を迎えています。あわせて、世界的な金融危機、経済の低迷が今後の医薬品産業に影響を及ぼすことも予想されております。

このような中、当社グループでは、グローバルな事業展開において、あらゆることに柔軟かつ丁寧に取り組むことで、効率性と生産性の一層の向上をはかる企業体の構築をめざしてまいります。そのために、平成23年度を最終年度とした第V期中期戦略計画「ドラマティック リープ プラン」を平成18年度よりスタートし、「最適な人の最適な場所での最適なストラクチャーによる価値創造」を基本に、それぞれのリージョンごとの状況やニーズを踏まえたビジネスを展開しております。

本中期戦略計画を開始して3年が経過いたしました。この間、研究開発や事業技術基盤の整備、グローバルな事業強化のための積極的な投資を行うなど、経営成績、事業活動において着実に成果をあげております。特に、世界最大かつ重要市場である米国での事業基盤を一層強化するとともに、がん関連領域の製品およびパイプラインを強化することを目的として、米国ライガンド社よりリンパ腫関連製品を獲得し、さらに抗体医薬の研究開発に強みを持つ米国バイオベンチャー企業であるモルフォテック社、がん・救急治療に強みを持つ米国のバイオファーマMG Iファーマ社を買収いたしました。当連結会計年度中にMG Iファーマ・インクの事業を米国連結子会社へ統合したことで、米国事業において、販売・コスト両面のシナジーにより成長力が強くかつ高収益な事業セグメントが誕生するとともに、がん関連領域への本格参入を果たしました。

今後、医薬品産業を取り巻く環境はますます変化することが予想される中で、当社グループでは、「E-Pharma Model」と称する新たなビジネスモデルを追求することといたしました。これにより、中期戦略計画の目標達成の確度を向上させ、さらに平成24年度以降の持続的な成長を追求してまいります。

(1) 新たなビジネスモデル「E-Pharma Model」の追求

「E-Pharma Model」では、従来の生産からマーケティングにいたるすべての活動を「デマンド・イノベーション」、また研究開発活動を「プロダクト・クリエーション」と位置づけ、自律的な組織の下で社員の能力が十分に発揮される体制を構築するとともに、各リージョンにおけるバリュー・チェーンを重視していくことを基本骨格としております。そして、日本、米国、欧州、中国およびアジア・大洋州・中東の5リージョンごとの特性に合致した地域戦略に取り組んでまいります。

これらを通じて、h h c理念の実現を進めるとともに、専門組織を設置して、顧客(患者様、生活者、医療従事者)の皆様の現実や潜在的な欲求を知り、それを満たすことで、顧客満足を超えた顧客歓喜(Customer Joy : CJ)の実現をめざしてまいります。

① 「デマンド・イノベーション」の推進

製薬企業の生産・マーケティング活動において重要なことは、高品質の製品を安定的に供給すること、薬剤の安全性と有効性を含む有用性情報の伝達にあります。これらの活動をさらに一歩深め、患者様とご家族の皆様がかかえている課題の優先順位を理解し、これらの解決に向けて先んじた対応を行うために、製品、情報、サービス、ネットワークのパッケージを整え、生命・生活の質の改善に貢献する「デマンド・イノベーション*」活動を推進してまいります。

例えば、認知症領域では、治療剤を販売し情報を提供するだけでなく、診断方法の進歩や次世代の治療剤の開発状況など、最新の知見を含めた製品、情報、サービス、ネットワークをパッケージで提供することにより、患者様とご家族、介護者の皆様に希望を与える活動に取り組むことであります。

このような活動は当社グループの掲げるh h c理念に通じるものであり、それぞれの領域、リージョンで「デマンド・イノベーション」を積極的に推進してまいります。

*デマンド・イノベーション：「顧客(患者様、生活者)がかかえている緊急課題や潜在課題の優先順位を理解し、これにproactiveに応え、今までにない新しい経験を約束すること」
(慶應義塾大学 井関利明名誉教授による定義)

②「プロダクト・クリエーション」による新薬創出

当社グループでは、研究開発活動を「プロダクト・クリエーション」へと転換し、創薬段階より患者様志向を明確にしております。

「プロダクト・クリエーション」では、高い技術、先進的な科学を追求するとともに、患者様の喜怒哀楽を理解し、患者様が明示的に感じられている問題や、暗黙的に持たれている課題に対して、革新的な治療を提供することにより患者様の生命・生活の質を改善することを明確な目的として製品の創出に取り組んでまいります。

③オートノミー組織、タレント重視の体制

企業は、業容拡大に伴い、組織が重層構造になり、個人の能力が十分に活かされず、イノベーションが推進されなくなる傾向があります。当社グループでは、グローバルに事業展開が拡大する中で、社員が自らの業務にオーナーシップをもって十分に能力が発揮できる体制を重視(タレント重視)してまいります。そのために、様々な権限が委譲された自律的な組織(オートノミー組織)を擁するマネジメント体制へと革新してまいります。

④バリュー・チェーンの重視

グローバルに「デマンド・イノベーション」を創出するためには、自社コントロール下で探索・開発研究、臨床研究、生産・物流、販売、統括機能までのバリュー・チェーンを、日本、米国、欧州、中国およびアジア・大洋州・中東の各リージョンで構築することが重要であると考えております。このような体制により、各リージョンにおいて顧客歓喜(CJ)の実現をめざしてまいります。

特に、バリュー・チェーンの中でも生産はその要と位置づけております。各リージョンにおける生産活動において、高品質な医薬品の安定供給、製造原価の管理ならびに人材育成を的確に推進するために、今後も継続的な投資を実施してまいります。

(2) リージョン戦略

当社グループは、グローバルな事業展開を進める中で、単一のグローバル戦略で推進するのではなく、各リージョンの特性に応じた戦略を企画・推進することで、継続的な成長を果たしてまいります。現在、日本、米国、欧州、中国およびアジア・大洋州・中東の5リージョンに各々統括機能を設置するとともに、プロダクト・クリエーション機能(探索・開発研究、臨床研究)とデマンド・イノベーション機能(生産・物流、マーケティング)のバリュー・チェーンを構築して事業を推進してまいります。

①日本事業—日本事業本部(JBHQ)体制の一層の推進

日本事業においては、日本事業本部(JBHQ: Japan Business Headquarters)を設置し、予防、疾病管理、最新治療という現代の日本医療トレンドを見据え、医療用医薬品、一般用医薬品、診断薬、ジェネリック医薬品の4事業を統合した戦略を推進しております。この統合された独自の体制により、質・量ともに高い製品、情報、サービスを創り上げ、受診、診断、治療の流れを俯瞰した疾患啓発活動、同一疾患領域における診断薬と医療用医薬品のコラボレーション、ジェネリック医薬品に関する当社と子会社の連携による質の高い製品・情報の提供など、4事業が連携した事業活動を展開してまいります。このような取り組みにより、患者様および医療関係者をはじめとしたステークホルダーズの皆様の顧客歓喜(CJ)を実現することで、継続的な成長を果たしてまいります。

②米国事業—成長領域への転換と既存領域における患者様価値の増大

米国事業においては、主力品のアルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」、プロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「アシフェックス(日本製品名:パリエット)」を主軸に事業展開を進めてまいりました。そして、ライグンド社よりリンパ腫関連製品の獲得、モルフォテック社、MGIファーマ社の買収などにより、米国における事業基盤が一層強化されるとともに、がん関連領域への本格的な参入を果たし、ビジネス展開を成長する事業セグメントへと転換しております。

主力品の「アリセプト」「アシフェックス」においては、医療ニーズの高い疾患領域であることから、今後も患者様の価値向上をめざし、パッチ剤や徐放剤、長時間作用型剤などの新剤形や効能追加など、製品の有用性拡大への取り組みを進めてまいります。あわせて、充実しつつあるがん関連製品および敗血症治療剤を代表とするクリティカルケア関連製品を開発・提供してまいります。

また、米国では新政権の下で今後の医薬品市場が大きく変化することも予想されますが、イノベーションを重視する政府の取り組みや評価は変わることはないと考えております。したがって、当社グループのめざしている革新的な新薬の早期創出や高品質な製品の安定供給などの取り組みを一層推進することで、米国市場の変化に対応し、継続的な成長を果たすことができると考えております。

③欧州事業—欧州ナレッジセンターを核とするHigh Efficiency Modelの追求

EU27カ国を中核とした欧州全体への事業展開においては、マーケティング、メディカル、ファイナンス、ITなどの機能の集約化をはかり、欧州各国の販売拠点は、販売と薬価・償還取得に特化した機能とすることで、高い効率性・生産性を有する独自の新たなビジネスモデルである「High Efficiency Model」へと転換してまいります。その中心は、生産工場、探索研究、臨床研究、マーケティング、欧州統括機能が集約された英国ハットフィールドの欧州ナレッジセンターであり、現在本格稼働に向けた準備が進められております。

あわせて、欧州ナレッジセンターにおいては、各機能間のコミュニケーションによる知識創造の場を提供することで、顧客歓喜(CJ)を実現できる体制を構築し、欧州事業における継続的な成長を果たしてまいります。

④中国事業、アジア・大洋州・中東事業—エマージング・マーケットの多様なニーズを充足し製品・情報・サービスの質を高める

中国事業、アジア・大洋州・中東事業においては、それぞれのエリア特性や疾病構造に合致した戦略的な製品のラインアップの強化を推進しております。

a)中国事業

中国事業では、グローバル主力品である「アリセプト」「パリエット」とともに、消化器疾患領域では肝疾患治療剤など、内分泌・整形外科領域では糖尿病や筋骨格系疾患の治療剤を取り揃えることで、患者様の疾病管理と治療およびクオリティ・オブ・ライフ(QOL)向上に一層の貢献をしております。あわせて、中国市場における販売ネットワークの拡大をはかり、継続的な成長を果たしてまいります。

b)アジア・大洋州・中東事業

アジア・大洋州・中東事業においては、それぞれのマーケットにおいて、製品、情報、サービスの質を高める活動を展開してまいります。その中で、販売・マーケティングおよび臨床データマネジメント機能を有し、さらに原薬・製剤に関する生産・研究機能を構築中であるインドを第4の知識創造拠点として拡充をはかり、エマージングエリアの中核として位置づけてまいります。

(3) 製品創出における新体制の構築

当社グループでは、研究開発活動を「プロダクト・クリエーション」と位置づけ、それを推進するために新しい組織体制へと刷新いたします。

新体制は、プロダクト・クリエーション・ユニット(PCU)、コア・ファンクション・ユニット(CFU)、CEOオフィスで構成されます。

PCUは、革新的新薬候補の発明・発見から承認申請、承認取得に至るまでの一連のプロセスをタイムリーに進行させることについてすべての責任を負うユニットであり、がん領域、神経領域など6ユニットで構成されます。CFUは、プレクリニカル・クリニカルオペレーション、技術、薬制などのコア・ファンクションにおいて、グローバル・クラス的能力を獲得・維持すること、PCUと同列のパートナーとして新薬候補の開発推進をすることにすべての責任を負うユニットであり、原薬・製剤研究、代謝・安全性など6つの機能別ユニットで構成されます。これに、創薬研究の最上流となる生命科学研究所を担い、抗体医薬の創出も進められているカン研究所(兵庫県)を加えた13ユニットが相互に連携し、製品創出のための共同作業を行う体制を形成します。CEOオフィスは、プロダクト・クリエーション組織戦略策定、コーポレート・ポートフォリオ・マネジメント、マイルストーンの推進を行います。

新しい体制のめざすところは、製品の創出活動において、より患者様志向を明確にすることにあります。患者様の喜怒哀楽を理解し、患者様が明示的に感じられている問題、暗黙的に持たれている課題に対して、革新的な治療を提供することにより、患者様の生命・生活の質を改善することを各々の活動目的としております。そのために、自律的な環境の下で明確な責任を持った疾病・技術領域別専任組織を形成し、製品創出におけるオーナーシップとモチベーションを高め、生産性・効率性の向上へとつなげてまいります。この新しい体制により、未だ十分な治療法が確立されていない疾病の克服や患者様や介護者の皆様のQOLの向上に資する革新的な新薬の早期創出をめざしてまいります。

(4) 顧客歓喜(Customer Joy : CJ)を実現するための取り組み

当社グループでは、顧客の皆様の顕在化した欲求を充足するだけでなく、潜在的な欲求をも満たす製品、情報、サービス、ネットワークをパッケージで提供することによって得られる顧客歓喜(CJ)の実現をめざしてまいります。そのための専門組織として、CEOオフィスに、お客様窓口から技術部門までの機能をあわせ持つCJ部を新設いたしました。CJ部が中核となり、患者様や生活者の皆様と接することにより得られた潜在的な欲求を満たす製品改良および情報提供などに取り組み、h h c理念を実現してまいります。

(5) コーポレートガバナンス

当社グループは、経営の活力が増大し、経営の公正性が確保されるとともに経営の透明性が向上するシステムの整備を、コーポレートガバナンスの要諦と位置づけ、これを実現するための施策を継続的に実施してまいりました。今後も、定款に定めた企業理念のもと、最良のコーポレートガバナンスの実現に取り組んでまいります。

当社取締役会は、最良のコーポレートガバナンスを実現するためのシステムについて定めたコーポレートガバナンスガイドラインを制定し、適宜見直し、これを厳格に運用しております。コーポレートガバナンスガイドラインは、当社のホームページに掲載しております。<http://www.eisai.co.jp/company/cgguideline.html>

当社グループのコーポレートガバナンスシステムの機軸は、委員会設置会社であることを最大限に活用した経営の監督機能と業務執行機能の明確な分離であり、それを徹底するための独立性・中立性のある社外取締役の選任にあります。

経営と執行の分離において、取締役会から執行役へ意思決定権限の大幅な委任をしております。これにより、執行役は業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、同時に内部統制の構築による自律性を確保して、経営の活力を増大させております。社外取締役が過半数の取締役会は、執行役の業務執行全般の監督に専念し、経営の公正性を確保しております。

社外取締役候補者については、指名委員会が「社外取締役の独立性・中立性の要件」（平成21年1月30日改正）に従って選任を行っております。

加えて、当社は経営に関する重要な情報について、適時、適切に、分かりやすく、アクセスしやすい方法で株主の皆様の開示するとともに、株主の皆様とのよいコミュニケーションにつとめております。

なお、「コーポレートガバナンス報告書」を東京証券取引所ならびに大阪証券取引所へ報告し、両取引所ならびに当社のホームページに掲載しております。

(6) 内部統制

当社グループでは、内部統制を「事業活動を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され運用される体制、およびプロセス」ととらえ、専任部署を設置し、全役員および従業員が内部統制の整備、実践に取り組んでおります。

具体的には、内部統制ポリシーおよび内部統制基本規程等を制定し、日本、米国、欧州、中国、アジア・大洋州・中東の各リージョンにおける内部統制システムの整備を推進しております。特にグループ全体に内部統制マインドを浸透させるため、各リージョンを統括する組織との連携を深め、内部統制に関わるグローバルな委員会等を通して、各リージョンの内部統制システムを推進することに重点を置いております。

当社グループでは、内部統制担当執行役のもとに内部統制システムをグローバルに推進する「内部統制推進部」と客観的な評価機能を有する「内部監査部」を設置して、グループ全体の内部統制システムの整備・評価を行っております。

内部統制の目的には、①財務報告の信頼性、②業務の有効性・効率性、③コンプライアンス、④資産の保全の4つがあります。これらに関しては、継続的に内部統制状況の改善をはかるために、毎年C S A (Control Self Assessment：統制自己評価)を実施し、日常的なオペレーショナルリスクを発見し、統制活動の改善を行っております。

また、①財務報告の信頼性に関しては、金融商品取引法における「内部統制報告制度」への対応を企図し、会計監査人との連携の下、財務報告に係る内部統制システムの整備を進めております。具体的には、連結対象会社の責任者および各部門長が財務報告に係る内部統制に関する内部宣誓書を提出し、内部統制担当執行役の確認を経て、最高経営責任者(C E O)および最高財務責任者(C F O)が内部統制報告書を承認する組織的な取り組みを行っております。

なお、③コンプライアンスに関しては、専任部署である企業倫理推進部と連携しながら、適切に推進しております。

一方、内部監査については、内部監査のグローバルスタンダードに適応した監査品質の向上をはかり、当社の内部監査、グループ企業の内部監査部署と連携した内部監査の実施およびグローバルな財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。なお、内部監査品質を確認するため外部機関による評価を実施し、高品質の内部監査につとめております。

(7) コンプライアンス

日々の企業活動の中では様々な判断が求められますが、その基本となるのがコンプライアンス(法令と倫理の遵守)であると考えております。当社グループでは、企業理念の中にコンプライアンスを盛り込み、さらにそれを定款に定めて、企業活動の根幹としております。

当社グループでは、コンプライアンス推進を統轄する執行役であるチーフ・コンプライアンス・オフィサーのもとに企業倫理推進専任部署を日本、米国、欧州に設置した体制により、グローバルにコンプライアンス活動が推進されております。また、当社グループのコンプライアンス活動は、コンプライアンス委員会により、定期的レビューを受けております。コンプライアンス委員会は、日本、米国、欧州の各エリアの弁護士やコンサルタント等社外専門家からなる諮問委員会であり、厳しい客観的なレビューを行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーに適切に助言を行っております。

コンプライアンス研修に関しては、トップ・マネジメントに対する役員研修をはじめ、部門別、新任組織長、新入社員など対象者を絞った研修や、リスク・アセスメント研修(社員一人ひとりがコンプライアンス・リスクを抽出し、社外弁護士を交えてグループディスカッションにより分析・評価する研修)、受講者の時間に合わせて受講できるコンプライアンスe-ラーニング(インターネットを用いた研修)など、様々な取り組みを実施しております。

また、全世界の役員および従業員が同じコンプライアンス・マインドで活動できるよう、ビジネスの基本となる「企業行動憲章」や考え方を示した「行動指針」を定めております。これらを「コンプライアンス・ハンドブック」として13カ国語で発行し、全世界の役員および従業員で共有しております。

あわせて、法律の解釈などコンプライアンスに関して判断に迷った場合や、自分自身の行動や上司、同僚の行動がコンプライアンスに則っているか疑問を感じた場合など、社員の身近な社内相談窓口としてコンプライアンス・カウンターを設置しております。さらに、公益通報者保護制度に対応して弁護士による社外カウンターを設けるとともに、コンプライアンス・カウンターに相談しにくいケースでも社員が相談しやすいように、社外相談員が運営する社外相談窓口ガイディアを設置し、コンプライアンスを充実するための環境を整備しております。

(8) 環境保全

当社グループでは、自ら定めた「E・N・W*環境方針」に基づく環境管理体制のもと、役員および従業員が環境基本理念を共有し、各事業所・企業単位で環境保全活動を展開しております。国内主要生産拠点においては、ISO14001の認証を取得し、そのほかの各事業所・企業では独自の管理体制を構築し、継続的な活動とレベルの向上をはかっております。

そして、資源の投入と環境への負荷を定量的に把握するとともに、地球温暖化防止、廃棄物削減とリサイクルの推進、化学物質の適正な管理と使用量削減、グリーン購入など、環境負荷削減への取り組みを進めております。あわせて「環境・社会報告書」を毎年発行して、環境および安全衛生に関するマネジメント体制や具体的な管理活動実績等について公表しております。

*E・N・W(Eisai Network Companies)とは、エーザイ(株)および連結子会社と関連会社で構成されている企業グループのことです。

(9) 社会貢献活動

当社グループでは、医学・薬学の歴史、健康科学に関する知識の普及などを目的とした日本初のくすりに関する総合的な資料館「内藤記念くすり博物館」(岐阜県)を無料で公開しております。あわせて、人類の疾病の予防と治療に関する自然科学の研究を奨励し、学術の振興や人々の福祉に寄与することを目的とした「財団法人 内藤記念科学振興財団」、医療および医薬品に関する経済学的調査・研究、医薬品等に関する研究開発・生産・流通などについての調査・研究を行い医療とその関連諸科学の学際的研究・調査を推進することでわが国の医療と福祉の発展をはかることを目的とした「財団法人 医療科学研究所」に対する運営の支援を行っております。さらに、困難な医療環境のもとで長年にわたり医療・福祉業務に従事された方々を顕彰する「医療功労賞」事業への協賛をしております。

また、アルツハイマー型認知症など当社製品に関連する疾患の啓発活動や高齢患者様ならびに介護者の皆様に対する支援活動などを国内外で行っております。

(10) 株式会社の支配に関する基本方針

<基本方針の内容等>

当社における「株式会社の支配に関する基本方針の内容」、「基本方針の実現に資する特別な取組み」および「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」は、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」に記載しております。また、「当社の取組みが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないことおよび当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについての当社の取締役会の判断およびその判断の理由」についても本対応方針に記載しております。

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で維持・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成20年度は、6月20日に開催された第96回定時株主総会終了後に、新任3名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長：岸本義之)で、本対応方針について、「証券取引法」から「金融商品取引法」への移行に伴う表記の変更をするが、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案することで全委員が賛成し、決議いたしました。社外取締役独立委員会は、本対応方針が以下の仕組みを有しており、取締役会の決議での継続を妥当と判断いたしました。

- ① 経営陣の恣意性が排除されている。
- ② 同方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。
- ③ 取締役選任議案をもって、同方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成20年7月31日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

また、平成20年12月には、臨時の社外取締役独立委員会を開催し、買収防衛策に関する近時の潮流、他社の動向についての調査報告に基づき、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」に関して、意見交換を行いました。

平成21年3月開催の委員会においては、当該対応方針に対する賛否を全委員に問い、全員賛成の意思表示が確認されました。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針] (平成18年2月28日公表、平成20年7月31日改正)

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならないと、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された第V期中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様の価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくありません。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様にも事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要かどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等(1)について、保有者(2)の株券等保有割合(3)が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等(4)について、公開買付け(5)に係る株券等(6)の株券等所有割合(7)及びその特別関係者(8)の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け
 - (1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - (3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
 - (6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2.に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の執行役に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び執行役からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の検討、当社執行役による代替案の検討、買付者等と当社執行役の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、社外取締役独立委員会検討期間中、社外取締役独立委員会は、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2.に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3. 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3. 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

社外取締役独立委員会は、当該発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとし、かかる場合には、社外取締役独立委員会は必要と認める情報開示を行うことができます。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4. 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等を行うことはありません。

社外取締役独立委員会は、当該不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとし、かかる場合には、社外取締役独立委員会は必要と認める情報開示を行うことができます。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案作成等に必要範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします)。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間、その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行うことができます。

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉及び代替案の作成等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

取締役会は、本新株予約権の発行の決議を行った場合、直ちに当該決議をした事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3. 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等を行うことはありません。

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1. の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3. の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4. の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5. の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2. 及び6. の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、第V期中期戦略計画(2006年4月から2012年3月までを対象)の期間を包含すべく、2012年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

- (1) ①割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。))で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(同法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)及びその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、
- ②その共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)(上記(i)に定めるとき)、
- ③その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、
- ④上記①ないし③記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、
- ⑤実質的に、上記の①ないし④記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記①ないし⑤を総称して「特定大量保有者等」といいます。))は、本新株予約権を行使することができません。
 - (ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。))
 - (イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限りです。)

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6. 7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様に対する影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様に対する影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様には損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなくなります。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することになります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

3) 発行に伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

以 上

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び執行役が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対する代替案の決定
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同所有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

4【事業等のリスク】

当社グループの連結業績を大幅に変動させる、あるいは投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、次のとおりであります。なお、本項目における将来に関するこれらのリスクは、有価証券報告書提出日現在において判断、予想したものであります。

(1) 海外展開におけるリスク

当社グループは、「アリセプト」および「パリエット／アシフェックス」を軸として、日本をはじめ、米国、欧州、アジアを中心に生産・販売活動を展開しております。グローバルな事業活動を展開するうえで、法的規制、政情不安や事業環境の不確実性などのリスクを完全に回避できる保証はありません。このようなリスクに直面した場合、当該国における収益が当初の見込みを達成できない可能性があります。

(2) 新薬開発の不確実性

医薬品候補化合物は、有効性や安全性の観点から開発を中止する可能性があります。また、臨床試験で良い結果が得られた場合であっても、製品開発中に施行される承認審査基準の変更により、承認が得られない可能性があります。開発の不確実性による新薬の開発中止などの理由で、将来に期待していた収益が得られない可能性があります。

(3) 特定の製品への依存に関するリスク

当社グループの売上高のうち、主力製品である「アリセプト」および「パリエット／アシフェックス」の2品の割合が過半を占める高い水準になっております。これらの製品において、有力な競合品の出現、特許などの保護期間の満了に伴うジェネリック医薬品の発売等により売上高が減少し、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 他社とのアライアンスにおけるリスク

当社グループは、主要製品である「アリセプト」および「パリエット／アシフェックス」について、他社との業務提携を行っております。米国、欧州主要国では市場全体をカバーし、プロダクト・セールスの極大化をはかるため、提携企業の販売促進協力を受けております。これら提携企業との良好な協力関係が保たれなくなった場合、売上高が減少し業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、製品買収や導入品などの活動に伴う不確実性により、将来に期待していた収益が得られない可能性があります。

(5) 医療費抑制策

日本では医療費抑制策の一環として、通常2年に1回程度、医療用医薬品の薬価が引き下げられております。欧米、アジアの国々などにおいても、医薬品の価格低減への圧力は年々高まっており、売上高を減少させる要因となります。

(6) 後発医薬品に関する競合・訴訟

先発医薬品の特許には期限があります。通常、先発医薬品の特許が切れると同成分のジェネリック医薬品(後発医薬品)が発売されます。開発リスクを伴わないジェネリック医薬品の低価格での販売により、市場シェアを奪われる可能性があります。また、特許期間内であっても、米国のようにジェネリック医薬品の申請が可能な国もあります。現在、「アリセプト」について、ジェネリック医薬品の申請が米国Hatch-Waxman法に基づきなされております。当社グループは、これに対して特許侵害訴訟を提起していますが、その結果によっては、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 知的財産に関するリスク

特許の不成立や特許成立後の無効審判、または取得した特許を適切に保護できない場合、想定より早く他社の市場参入を招き、売上高が減少する可能性があります。

(8) 副作用発現のリスク

製品に重大な副作用が発現した場合、処方や製品の回収等の措置を取る可能性があります。発現した副作用に対する情報の収集、伝達および製品の回収は費用の増加につながります。

(9) 法規制に関するリスク

医薬品事業は、薬事規制や製造物責任等の様々な法規制に関連しており、法規制の制定や改定により業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。法規制に適合しない場合、製品の回収さらには製品の許認可の取り消し、あるいは賠償請求等の可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスク

現在直面している訴訟または将来直面する訴訟の結果が、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、合成ビタミンEバルク製品に関する価格および販売活動に関して訴訟対象となっております。

- (11) 工場の閉鎖または操業停止
技術上の問題、使用原材料の供給停止、火災、地震、その他の災害等により工場が閉鎖または操業停止する可能性があります。この場合、製品の供給が妨げられ、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (12) 使用原材料の安全性に関するリスク
使用する原材料に安全性の懸念が発生した場合、使用原材料の変更はもちろんのこと製品の回収、販売停止等を実施し、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (13) 外部への業務委託に関するリスク
当社グループでは研究や製造などの一部を外部へ業務委託しております。何らかの原因で業務委託先が操業停止し、当社グループへの委託業務の供給が妨げられることがあった場合、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (14) 環境に関するリスク
当社グループ所有の事業所が環境汚染の原因と判断された場合、事業所の閉鎖等の法的処置が講じられる可能性があります。また、周辺地域への補償責任や環境改善に要する費用は、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (15) ITセキュリティおよび情報管理に関するリスク
当社グループでは業務上、各種ITシステムを駆使しているため、システムの不備やコンピューターウイルス等の外部要因により、業務が阻害される可能性があります。また、個人情報を含め多くの情報を保有していますが、万が一の事故等によりその情報が社外に流出した場合、信用を大きく失うことで業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (16) 金融市況および為替の動向に関するリスク
市場性のある株式等を保有しているため、株式市況の低迷によってはこれらの株式等の売却損や評価損が生じ、また、金利動向によって退職給付債務の増加など業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。さらに連結売上高の半分以上を外貨で占めているため、連結子会社業績の円換算において外国為替変動の影響を受けます。また、輸出入取引においても外国為替変動が業績に重要な影響を及ぼします。
- (17) 内部統制の整備等に関するリスク
当社グループは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準ならびに実施基準に準拠し、財務報告に係る有効な内部統制システムを整備し、その適正な運用につとめます。しかし、内部統制が有効に機能せず、あるいは予期しない内部統制上の問題により、多大な損失が発生した場合には、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 株式売買契約

平成20年6月19日、当社は当社所有の㈱クリニカル・サプライ(医療機器の研究開発および製造販売を主な事業とする当社の連結子会社)の全株式をテルモ株式会社に譲渡する旨の株式売買契約を締結いたしました。当該契約に基づき、平成20年6月30日に株式譲渡を完了いたしました。

概要は次のとおりであります。

① 株式譲渡の理由

㈱クリニカル・サプライは、昭和43年に当社の子会社として設立された医療機器メーカーです。当社グループの一員として、「人にやさしい医療機器の提供」を企業理念に、カテーテル製品では独自のブランドを確立するなど、医療機器において自社による研究開発から製造販売まで一貫した事業展開を進めてまいりました。

医療技術が進歩を遂げる中、今後、㈱クリニカル・サプライが最先端技術に注視し、革新的な製品を提供するためには、医療機器に強みを有する企業との戦略的アライアンスによるシナジーの追求が不可欠と考え、また当社の医薬品を中心とした事業への選択と集中による経営資源の効率化を実現するという戦略にも合致することから、テルモ株式会社に当社所有の㈱クリニカル・サプライの全株式を譲渡することといたしました。

② 譲渡株式数および譲渡前後の所有株式の状況

イ. 譲渡前の所有株式数 135,680株(所有割合84.80%)

ロ. 譲渡株式数 135,680株

ハ. 譲渡後の所有株式数 - 株

③ 譲渡した子会社の概要

商号	株式会社クリニカル・サプライ
本店所在地	岐阜県各務原市川島竹早町3番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中 宗之
資本金	80百万円
事業内容	医療機器の研究開発および製造販売

④ 株式の譲渡先の概要

商号	テルモ株式会社
本店所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋 晃
資本金	387億16百万円
事業内容	医療機器、医薬品の製造・販売
当社との関係	特になし

(2) 技術導入等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	武田薬品工業㈱	平成9年 9月12日	製剤特許に関するラ イセンス	契約締結日より特許満 了日まで	一定料率のロ イヤルティ
	(ドイツ) アボット社	平成9年 12月19日	肥満症治療剤「シブ トラミン」の開発お よび製造・販売	契約締結日より販売承 認後15年が経過する日 まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	富山化学工業㈱	平成10年 9月30日	リウマチ治療剤「T -614」の共同開 発・販売提携	契約締結日より販売開 始後10年が経過する日 または特許満了日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他
	(英領バミューダ) アボット・バイオ テクノロジー社	平成11年 6月16日	ヒト型抗ヒトTNF αモノクローナル抗 体注射剤の開発およ び販売	契約締結日より販売承 認後15年が経過する日 まで	契約一時金他
	(イタリア) ユーランド社	平成15年 5月2日	「硝酸イソソルビ ド」の輸入およびそ の製剤の製造・販売	契約締結日より10年間 以後2年毎の更新	—
	(スイス) ノバルティス社	平成16年 2月6日	全世界におけるてん かん治療剤「ルフィ ナマイド」の開発お よび製造・販売に関 するライセンス	契約締結日より各国毎 に特許満了日または販 売開始後10年が経過す る日のいずれか遅い日 まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	大日本住友製薬㈱	平成17年 9月29日	糖尿病合併症治療剤 「AS-3201」 の日本を除く全世界 における開発および 製造・販売に関する ライセンス	契約締結日より各国毎 に特許満了日、本製剤 の先発権保護期間満了 日または販売開始後10 年が経過する日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	(米国) セブラコール社	平成19年 7月26日	睡眠導入剤「エズゾ ピクロン」(米国製 品名:「ルネス タ」)の日本におけ る独占的な開発およ び販売に関するライ センス	契約締結日より販売承 認後15年が経過する日 または薬価収載後15年 が経過する日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
(スウェーデン) バイオアークティ ック・ニューロサ イエンス社	平成19年 12月3日	新規ヒト化モノクロー ナル抗体「BAN 2401」に関する 全世界におけるアル ツハイマー病を対象 とした研究・開発お よび製造・販売に関 する独占的ライセン ス契約	契約締結日より各国毎 に販売開始後15年が経 過する日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ	

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	㈱ミノファーゲン製薬	平成19年 12月18日	肝臓疾患用剤・アレ ルギー用薬「強力ネ オミノファーゲンシ ー」および「グリチ ロン錠」に関する日 本およびユーロアジ ア地域の未発売国に おける独占的な開 発・販売権ならびに 中国を含むユーロア ジア地域の既販売国 における独占的な販 売権の優先交渉権取 得のライセンス契約	契約締結日より日本 での販売開始後15年 が経過する日まで	契約一時金他
	㈱エムズサイエ ンス	平成20年 3月12日	シグマ受容体作動薬 「SA4503」に関 するオプション契 約	契約締結日より優先 交渉権行使後90日 が経過する日まで	契約一時金
	シンバイオ製薬(株)	平成20年 8月18日	ベンダムスチン塩酸 塩の日本における 共同開発および販 売に係る独占的 ライセンス契約	契約締結日より販 売開始後10年が 経過する日まで	契約一時金他
	帝國製薬(株)	平成21年 1月7日	日本におけるドネ ペジル貼付剤に 関するオプション 契約	契約締結日より 経済条件提示 後30日が経過 する日まで	契約一時金他
	(米国) テイコク・ファ ーマ・ユーエス エー社	平成21年 2月25日	日本以外の全 世界における ドネペジル貼 付剤に関する ライセンス契 約	契約締結日より 各国毎に特許 満了日または 販売開始後 15年が経過 する日のい ずれか遅い 日まで	契約一時金 他 一定料率の ロイヤルテ ィ
エーザ イ・コー ポレーシ ョン・オ ブ・ノー スアメリ カ	(米国) スーパー・ジ ェン社	平成16年 9月21日	全世界にお けるDNAメ チル化阻害 剤「Dacogen」 の開発および 製造・販売 に関する ライセンス (平成20年 1月28日付 MGIファ ーマ社買収 に伴う承継)	契約締結日より 各国毎に特 許満了日 または販 売開始後 20年が 経過す る日の いずれ か遅い 日まで	契約一時金 他 一定料率 のロイヤ ルティ

(3) 技術導出等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	(米国) ファイザー社	平成6年 10月5日	「E2020」(アル ツハイマー型認知症 治療剤)に関する包括 的提携	契約締結日より特許満 了日または販売開始後 10年が経過する日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	(ベルギー) ヤンセン社	平成9年 4月10日	「E3810」(プロ トンポンプ阻害型抗 潰瘍剤)に関する包括 的提携	契約締結日より特許満 了日または販売開始後 10年が経過する日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
エーザイ・ コーポレー ション・オ ブ・ノース アメリカ	(スイス) シラグ社	平成18年 7月3日	米国・カナダ・メキ シコを除く全世界に おけるDNAメチル 化阻害剤「Dacogen」 の開発および製造・ 販売に関するサブライ センス(平成20年1 月28日付MG I フェ ーマ社買収に伴う承 継)	契約締結日より各国毎 に特許満了日または販 売開始後20年が経過す る日のいずれか遅い日 まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ

(4) 販売契約等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	ノボ ノルディスク ファーマ(株)	平成11年 4月26日	消化管検査前処置・低血 糖治療剤「グルカゴン G・ノボ」の販売提携	契約締結日より平成21 年12月31日まで
	杏林製薬(株)	平成15年 7月30日	日本における片頭痛治療 剤「マクサルト」の販売	契約締結日より平成29 年1月31日まで
	味の素(株)	平成17年 9月12日	骨粗鬆症治療剤「アクト ネル」の販売	契約締結日より平成29 年6月11日まで
	(米国) ソルステイス・ニューロサイエ ンス社	平成19年 5月14日	欧州におけるB型ボツリ ヌス毒素製剤「ニューロ ブロック」の独占販売提 携	契約締結日より販売開 始後15年が経過する日 または最後の効能追加 を受けてから10年が経 過する日のいずれか遅 い日まで
(米国) エーザイ・ コーポレー ション・オ ブ・ノース アメリカ	(スイス) ヘルシン・ヘルスケア社	平成13年 4月6日	米国・カナダにおける制 吐剤「Aloxi」の独占販 売(平成20年1月28日付 MG I フェーマ社買収に 伴う承継)	契約締結日より販売開 始後10年が経過する日 まで
(米国) エーザイ ・インク	(米国) ファイザー社	平成17年 9月27日	米国における血液凝固防 止剤「フラグミン」の販 売	契約締結日より7年が 経過する日またはジェ ネリック販売開始直前 の四半期と比べて市場 シェアが25%以上減少 した四半期翌月より3 年が経過する日のい ずれか遅い日まで

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
(英国) エーザイ ・ヨーロッ パ・リミテ ッド	(ポルトガル) ビアル・ポルテラ・アンド・シ ーエー社	平成21年 2月19日	てんかん治療剤「ゼビニ クス」の欧州における販 売ライセンスおよび共同 販促契約	契約締結日より12年間

(5) 合併関係

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	(イタリア) ブラッコ社	平成2年 11月30日	「イオメプロール」 他造影剤の日本国内 における製造・販売 に関する合併事業	契約締結日より19年間	—

(6) その他

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	(英国) ロンドン大学	平成2年 9月11日	研究所の建設・運営 に関する提携	契約締結日より50年間	研究所建物の 建設他
	(アイルランド) エラン社	平成16年 3月30日	北米および欧州にお けるてんかん治療剤 「ゾネグラン」の戦 略的製品買収(「ゾ ネグラン」に関する 大日本住友製薬(株)と エラン社とのライセ ンス契約の承継を含 む)	—	契約一時金他
	(アイルランド) エラン社	平成18年 2月8日	重度慢性疼痛治療剤 「プリアルト」の欧 州地域における戦略 的製品買収に関する 契約	—	契約一時金他
	(米国) ライガンド社	平成18年 9月7日	CD25陽性皮膚浸 潤性T細胞リンパ腫 治療剤「オンタッ ク」等、抗がん剤4 品目の製品買収に関 する契約	—	契約一時金他

(注) 日東電工(株)と平成18年5月10日に締結したアルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」の経皮吸収型テー
プ製剤に関する共同開発契約は、平成21年2月25日に終了いたしました。

(7) 貸借契約

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	日本生命保険相互会社	平成20年 3月28日	金銭消費貸借契約	平成30年3月28日まで
	(株)みずほコーポレート銀行 その他金融機関	平成20年 8月25日	金銭消費貸借契約	平成26年8月29日まで
	(株)みずほコーポレート銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)常陽銀行 中央三井信託銀行(株) 三菱UFJ信託銀行(株) (株)東京都民銀行	平成20年 8月25日	金銭消費貸借契約	平成30年8月29日まで
(米国) エーザイ・ コーポレー ション・ オブ・ノー スアメリカ	(株)三菱東京UFJ銀行 ニューヨーク支店	平成20年 4月23日	タームローン契約	平成25年4月25日まで

(注) 1 上記の貸借契約には、財務制限条項が付されております。

- 2 平成20年8月29日、(株)みずほコーポレート銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、JPモルガン・チェース銀行東京支店とのタームローン契約は全額返済により終結いたしました。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、研究開発活動を「プロダクト・クリエーション」と位置づけ、それを推進するために新しい組織体制へと刷新いたします。

新体制は、プロダクト・クリエーション・ユニット(PCU)、コア・ファンクション・ユニット(CFU)、CEOオフィスで構成されます。

PCUは、革新的新薬候補の発明・発見から承認申請、承認取得に至るまでの一連のプロセスをタイムリーに行わせることについてすべての責任を負うユニットであり、がん領域、神経領域など6ユニットで構成されます。CFUは、プレクリニカル・クリニカルオペレーション、技術、薬制などのコア・ファンクションにおいて、グローバル・クラス的能力を獲得・維持すること、PCUと同列のパートナーとして新薬候補の開発推進をすることについてすべての責任を負うユニットであり、原薬・製剤研究、代謝・安全性など6つの機能別ユニットで構成されます。これに、創薬研究の最上流となる生命科学研究を担い、抗体医薬の創出も進められているカン研究所(兵庫県)を加えた13ユニットが相互に連携し、製品創出のための共同作業を行う体制を形成します。CEOオフィスは、プロダクト・クリエーション組織戦略策定、コーポレート・ポートフォリオ・マネジメント、マイルストーンの推進を行います。

新しい体制のめざすところは、製品の創出活動において、より患者様志向を明確にすることにあります。患者様の喜怒哀楽を理解し、患者様が明示的に感じられている問題、暗黙的に持たれている課題に対して、革新的な治療を提供することにより、患者様の生命・生活の質を改善することを各々の活動目的としております。そのために、自律的な環境の下で明確な責任を持った疾病・技術領域別専任組織を形成し、製品創出におけるオーナーシップとモチベーションを高め、生産性・効率性の向上へとつなげてまいります。この新しい体制により、未だ十分な治療法が確立されていない疾病の克服や患者様や介護者の皆様のQOLの向上に資する革新的な新薬の早期創出をめざしてまいります。

〔開発品の状況〕

<グローバル>

抗がん剤「E7389」(微小管ダイナミクス阻害剤)は、乳がんを対象としたフェーズⅢ試験を欧米で実施しており、日本でもフェーズⅡ試験が進行中であります。また、非小細胞肺癌(米国)、前立腺がん(欧米)、肉腫(欧州)を対象としたフェーズⅡ試験等を進めております。

AMPA受容体拮抗剤「E2007」は、神経因性疼痛、てんかんの2つの適応における開発に集中展開しております。欧米では、てんかんを対象としたフェーズⅢ試験を開始し進行中であり、神経因性疼痛を対象としたフェーズⅡ試験を進めております。日本では、てんかんを対象としたフェーズⅡ試験を開始し進行中であります。

エンドトキシン拮抗剤「E5564」は、日本、米国、欧州での同時申請をめざして、重症敗血症を対象としたフェーズⅢ試験が進行中であります。本試験は、国際共同治験として取り組んでおります。

<米国、欧州>

制吐剤「Aloxi」の新剤形である経口剤(カプセル剤)は、平成20年8月、米国で「がん化学療法に伴う急性悪心・嘔吐予防」の効能・効果で剤形追加承認を取得いたしました。

てんかん治療剤「バンゼル」は、平成20年11月、米国で「4歳以上の小児および成人におけるレノックス・ガストー症候群に伴うてんかん発作の併用療法」の効能・効果で承認を取得いたしました。一方、「成人および12歳以上の青年期における、二次性全般化を伴うもの、伴わないものを含む、部分てんかんの併用療法」の効能・効果についても承認申請を提出してはいましたが、本件については、FDA(米国食品医薬品局)よりComplete Response Letterを受領し、承認に至りませんでした。

鎮静剤「ルセドラ」は、平成20年12月、米国で「成人の検査もしくは処置における鎮静」の効能・効果で承認を取得いたしました。FDAは、本剤を規制物質に指定することを推奨しております。最終的な分類は、米国麻薬取締局が米国官報にて分類指定案を公表後、公示期間を経て決定されます。

抗がん剤「MORAb-003」(モノクローナル抗体)は、米国で卵巣がんを対象としたフェーズⅢ試験を開始いたしました。

抗がん剤「MORAb-009」(モノクローナル抗体)は、すい臓がんを対象としたフェーズⅡ試験の実施設を欧州連合(EU)内にも拡大いたしました。また、中皮腫を対象としたフェーズⅡ試験を開始いたしました。

抗がん剤「MORAb-003」、抗がん剤「MORAb-009」は、欧州委員会よりオーファンドラッグ(希少疾病用医薬品)に指定されております。

抗がん剤「E7080」(VEGFチロシンキナーゼ阻害剤)は、米国で甲状腺がんを対象としたフェーズⅡ試験を開始し進行中であります。

<日本>

ヒト型抗ヒトTNF α モノクローナル抗体「ヒュミラ」は、平成20年4月、日本で「関節リウマチ」の効能・効果で承認を取得いたしました。また、関節の構造的損傷の防止を対象としたフェーズⅢ試験、潰瘍性大腸炎を対象としたフェーズⅡ／Ⅲ試験をそれぞれ開始し進行中であります。

不眠症治療剤「SEP-190」(GABA-A受容体作動剤)は、日本で不眠症を対象としたフェーズⅢ試験を開始し進行中であります。

関節リウマチ治療剤「T-614」について、医薬品医療機器総合機構との面談、および近年の関節リウマチ治療の動向変化を踏まえ、標準的治療に対する本剤の上乗せ使用時の有効性および安全性に関するデータが必要と判断し、平成21年3月に追加試験の実施の決定をいたしました。そのため、承認申請をいったん取り下げることになりました。今後、再申請に向けて速やかに追加試験を進めてまいります。

<中国、アジア・大洋州・中東>

消化管運動機能改善剤「ガスモチン」は、平成20年9月、タイで「機能性胃腸症」の効能・効果で承認を取得いたしました。また、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポールでは申請中、他のアセアン諸国等5カ国では申請準備中であります。

慢性B型肝炎治療剤「クレブジン」(一般名)は、平成21年2月、フィリピンで「ウイルスの増殖および血清アミノトランスフェラーゼ上昇の所見のある慢性B型肝炎(HBe抗原陽性もしくは陰性)におけるウイルス増殖の阻害」の効能・効果で承認を取得いたしました。なお、フィリピンでの製品名は「リボビール」を予定しております。また、マレーシア、タイ、インドネシア、インドでは申請中、シンガポール、ベトナムでは申請準備中、中国ではフェーズⅢ試験の準備中であります。

<剤形追加、用法・用量追加など>

アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」は、平成20年10月、英国で液剤の剤形追加承認を取得いたしました。なお、米国での小児におけるダウン症候群に伴う認知機能障害を対象としたフェーズⅢ試験は中止いたしました。

プロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「パリエット／アシフェックス」は、平成20年6月、米国で青年期(12歳以上)胃食道逆流症の短期治療(上限8週間)に係る追加承認を取得いたしました。また、日本で逆流性食道炎の用法・用量追加に関するフェーズⅡ／Ⅲ試験を開始し進行中であります。

皮膚T細胞リンパ腫(CTCL)治療剤「Ontak」静注剤は、平成20年10月、「悪性細胞がインターロイキン2(IL-2)受容体の構成要素CD25を発現している(CD25+)持続性もしくは再発性のCTCLの治療」を効能・効果とした生物製剤追加承認申請(sBLA)について、FDAによる優先審査の結果、承認されました。これにより、すでに取得していた迅速承認から完全承認に切り替わりました。一方、悪性細胞がIL-2受容体の構成要素CD25を発現していない(CD25-)CTCLに関するsBLAも提出しておりましたが、本件については、FDAよりComplete Response Letterを受領し、承認に至りませんでした。

てんかん治療剤「ゾネグラン」は、平成21年3月、欧州で口腔内崩壊錠の剤形追加申請をいたしました。

DNAメチル化阻害剤「Dacogen」は、米国で骨髄異形成症候群の治療において5日間投与とする用法・用量追加の申請準備中であります。

非イオン性造影剤「イオメロン350」「イオメロン350シリンジ」は、平成20年5月、日本で肝臓領域のダイナミックコンピューター断層撮影における造影に関する用法・用量の追加承認を取得いたしました。あわせて、「イオメロン350シリンジ」の高容量製剤である135mL製剤の剤形追加承認も取得いたしました。

当連結会計年度における研究開発費総額は、1,561億6百万円、売上高比率20.0%であり、そのほとんどが医薬品分野で発生しております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中において将来について記載した事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断、予想したものであります。なお、文中に記載した金額は、四捨五入で表示しております。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成しておりますが、連結財務諸表の作成に当たっては見積りや仮定による必要があることがあります。使用する見積りや仮定は、これまでの経験、業界標準、経済状況および現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられるものを継続的に採用しております。ただし、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、また、これらの見積りは異なった仮定の下では違う結果となることがあります。

なお、重要な会計方針のうち、見積りや仮定等により連結財務諸表に重要な影響を与えると考えている項目は、次のとおりであります。

① 退職給付会計

退職給付債務および年金資産は、年金数理計算に用いられる仮定に左右されます。仮定となる割引率、将来の給与水準、年金資産の期待運用収益率、退職率および死亡率については、現在の統計データ、年金資産に対する実際の長期収益率その他の要因に基づき設定しております。これらの仮定に基づく見積りと実績との差異は毎年償却を行っており、将来における営業費用等に影響を与えます。

② 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性については、将来の課税所得を見積り、評価しております。また、実現可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当額を計上しております。課税所得を見積る際の利益計画は、事業リスク等を十分に考慮し保守的に作成しておりますが、その見積り額が増減した場合は繰延税金資産が増減いたします。

③ のれんおよび販売権

のれんおよび販売権については、原則年1回、減損の判定を行っております。公正価値の見積もりは、主に割引キャッシュ・フローを用いますが、将来キャッシュ・フロー、割引率等の多くの見積りや前提条件を使用しております。将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更されることにより、公正価額が下落し、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 経営成績の分析

① 売上高、売上原価および売上総利益(返品調整引当金繰入額および戻入額を含む)

当連結会計年度の連結売上高は7,817億円であり、前連結会計年度より475億円、6.5%増加いたしました。「アリセプト」および「パリエット/アシフェックス」の合計売上高は連結売上高の59.3%を占めており、このうち米国の構成比は全体の62.7%であります。また、前連結会計年度に買収したMG I ファーマ社の主力2製品である制吐剤「Aloxi」およびDNAメチル化阻害剤「Dacogen」が売上増に貢献いたしました。翌連結会計年度はグローバルで進行する医療費抑制策や競合の激化に加え、円高などの厳しい環境が予想されますが、主力品の「アリセプト」ならびに「Aloxi」、「Dacogen」などのがん関連領域製品が売上増に寄与することで増収を見込んでおります。

当連結会計年度の売上原価は1,525億円であり、前連結会計年度より336億円増加いたしました。売上原価率は19.5%であり、前連結会計年度より3.3ポイント上昇いたしました。売上原価率の主な上昇要因は、MG I ファーマ社買収に伴う無形固定資産の償却費の計上等によるものであります。その結果、当連結会計年度の売上総利益は6,293億円となり、前連結会計年度より138億円、2.2%増加いたしました。

② 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の研究開発費を除く販売費及び一般管理費は3,814億円であり、前連結会計年度より91億円、2.4%増加いたしました。その主な要因は、買収に伴うのれん償却額の計上および業容拡大に伴う人件費等の増加によるものであります。

当連結会計年度の研究開発費は1,561億円であり、前連結会計年度より693億円、30.8%減少いたしました。その主な要因は、前連結会計年度においてMG I ファーマ社買収等に伴うインプロセス研究開発費880億円を計上したためであります。

③ 営業利益

当連結会計年度の営業利益は918億円であり、前連結会計年度より741億円、417.2%増加いたしました。研究開発活動への積極的な資源投入があったものの、前連結会計年度に発生したMG I ファーマ社買収に伴うインプロセス研究開発費などの企業結合会計特有の処理が影響し、大幅な増益となりました。

なお、前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴う企業結合会計特有の処理(非キャッシュ項目)を除き算出した「実業ベース」では1,203億円(前連結会計年度比8.6%増)となりました。

④ 営業外損益および特別損益

当連結会計年度の営業外損益は92億円の費用(純額)であり、前連結会計年度より費用(純額)が103億円増加いたしました。その主な要因は、支払利息の増加および受取利息の減少等によるものであります。また、特別損益は投資有価証券評価損および販売権の減損損失により121億円の損失(純額)となりました。

⑤ 当期純利益

前連結会計年度のMG I ファーマ社買収に伴うインプロセス研究開発費は、当連結会計年度に発生しないため、当連結会計年度の当期純利益は477億円(前連結会計年度は170億円の損失)となりました。なお、「実業ベース」では693億円であり、投資有価証券評価損、減損損失の計上により前連結会計年度より14億円、2.0%減少いたしました。

その結果、当連結会計年度における1株当たり当期純利益(EPS)は167円35銭となりました。「実業ベース」では243円36銭、前連結会計年度より5円24銭減となりました。

翌連結会計年度においても引き続き研究開発活動などへの積極的な投資を行う一方、販売管理費の効率化を推進することにより、増益を見込んでおります。

翌連結会計年度の配当については、1株当たり年間配当金150円(当連結会計年度より10円増)とし、中間配当金70円、期末配当金80円を見込んでおります。

(3) 資金の流動性および資本の財源についての情報

① 資金の流動性

当連結会計年度の営業活動から得たキャッシュ・フローは、1,050億円(前連結会計年度より317億円増)となりました。税金等調整前当期純利益は705億円、減価償却費は491億円、売上債権の増加額は247億円、法人税等の支払額は355億円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、550億円の支出(前連結会計年度より4,215億円減)となりました。そのうち、有形固定資産の取得に335億円、無形固定資産の取得に123億円を支出いたしました。なお、前連結会計年度には買収による支出があったため、前連結会計年度差が大きくなっております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、310億円の支出(前連結会計年度は3,754億円の収入)となりました。配当金の支払いに385億円を支出(前連結会計年度より15億円増)いたしました。なお、前連結会計年度には買収に伴う借入の発生等があったため、前連結会計年度差が大きくなっております。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、1,315億円(前連結会計年度末より116億円増)となりました。

当社グループは、「キャッシュ創出力」を表す指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資・事業開発、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。当連結会計年度のキャッシュ・インカムは前連結会計年度比11.3%増の1,190億円となり、1株当たりキャッシュ・インカムは前連結会計年度より41円96銭増の417円78銭となりました。

当社グループでは、積極的な事業活動の推進と有利子負債の返済に十分な資金を確保した上で、株主の皆様への安定的および継続的な配当を実施していく方針であります。

② 資本の財源

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、資産合計の11.5%を占める1,315億円であります。当社グループは、主に手許の現金及び現金同等物と営業活動から得た資金により、設備投資および研究開発活動を行っております。当連結会計年度末の短期借入金は220億円(前連結会計年度末より3,408億円減)、社債は1,209億円(同1,200億円増)、長期借入金は2,788億円(同2,288億円増)となりました。

社債は、平成20年6月に国内において総額1,200億円の無担保普通社債を発行し、長期借入金は、平成20年4月に当社の米国連結子会社であるエーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカにおいて7億米ドル、平成20年7月と8月に当社において銀行、生命保険会社等から1,600億円を調達いたしました。

当連結会計年度末における社債および長期借入金の利率は1.23%~3.97%、比率は約83%が円建て、約17%が米ドル建てとなっております。当連結会計年度末現在における自己資本比率は37.3%となりました。

前連結会計年度にMG I ファーマ社の買収資金として短期借入を行いました。買収のための短期借入金はすべて平成20年8月までに社債と長期借入金にシフトいたしました。

当社グループの財務戦略は、現水準以上の高い信用格付けを維持するとともに、安定した財務の健全性および柔軟性を確保することを基本としております。

現在の長期借入債務の格付けは、ムーディーズによって「A2」、格付投資情報センターによって「AA-」であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、品質の向上、製造原価の低減を目的とした製造設備の増強・合理化および研究開発力の強化のための設備投資を継続的に実施しております。

この結果、当連結会計年度の設備投資額は317億52百万円(前連結会計年度より64億7百万円減)となりました。その主な内訳は、次のとおりであります。

(1) 医薬品分野

医薬品分野では当連結会計年度において312億11百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものとして、当社では美里工場、川島工場および鹿島事業所において製造設備他として61億27百万円、筑波研究所において研究設備他として16億16百万円を投資いたしました。

国内連結子会社ではサンノーバ(株)が製造設備他に6億54百万円を投資いたしました。

また、海外連結子会社では英国エーザイ・ヨーロッパ・リミテッドと英国エーザイ・ロンドン・リサーチ・ラボラトリーズ・リミテッドがハートフォード州ハットフィールドの欧州ナレッジセンター建設関連等にそれぞれ71億6百万円、20億1百万円、米国エーザイ・インクがノースカロライナ工場において製造設備他に63億15百万円、米国モルフォテック・インクが研究設備他に16億42百万円、インドのエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドがアンドラ・プラデシュ州のバイザグ工場建設関連等に11億72百万円を投資いたしました。

(2) その他の分野等

その他の分野等では当連結会計年度において5億41百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社および連結子会社における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	医薬品分野 全社	事務所	1,562	8	2,165 (8)	1,713	1,443	6,893	574
川島工場 (岐阜県各務原市)	医薬品分野 その他の分野	製造設備 研究設備	11,217	5,043	1,038 (452)	1	1,232	18,534	480
美里工場 (埼玉県美里町)	医薬品分野	製造設備	8,035	4,175	1,988 (169)	0	989	15,188	310
筑波研究所 (茨城県つくば市)	医薬品分野	研究設備	13,414	157	1,197 (80)	20	3,628	18,419	504
鹿島事業所 (茨城県神栖市)	医薬品分野	製造設備 研究設備	7,331	4,800	3,763 (239)	5	3,953	19,854	147

(2) 国内連結子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
サンノーバ(株)	本社・工場 (群馬県太田市)	医薬品分野	事務所 製造設備	3,602	1,488	1,227 (57)	41	200	6,558	317

(3) 海外連結子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
モルフォテック・インク	研究所 (米国ペンシルバニア州)	医薬品分野	研究設備	1,635	500	— (—)	—	133	2,270	105
エーザイ・インク	本社 (米国ニュージャージー州)	医薬品分野	事務所	1,695	64	— (—)	1	824	2,584	442
エーザイ・インク	ノースカロライナ工場 (米国ノースカロライナ州)	医薬品分野	製造設備	4,621	2,935	471 (538)	—	8,600	16,630	364
エーザイ・リサーチ・インステイテュート・オブ・ボストン・インク	ボストン研究所 (米国マサチューセッツ州)	医薬品分野	研究設備	9,319	1,347	1,426 (197)	—	1,063	13,157	272
衛材(中国)薬業有限公司	蘇州工場 (中国江蘇省)	医薬品分野	製造設備	1,243	1,333	— (—)	—	145	2,723	162

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」および「建設仮勘定」の合計額であります。
3 現在休止中の主要な設備はありません。
4 当連結グループ外から賃借している主要な設備の内容は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
当社	本社(臨床研究センター) (東京都千代田区)	医薬品分野	事務所	453
当社	本社(桐山ビル) (東京都文京区)	医薬品分野	事務所	387
当社	東京コミュニケーションオフィス (東京都文京区)	医薬品分野	事務所	245
当社	本社 (東京都文京区)	医薬品分野 全社	端末機	224
エーザイ・インク	本社 (米国ニュージャージー州)	医薬品分野	事務所	655
エーザイ・メディカル・リサーチ・インク	本社 (米国ニュージャージー州)	医薬品分野	事務所	672

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	摘要
				総額	既支払額				
当社 (注)	鹿島事業所 (茨城県神栖市)	医薬品分野	製造設備 研究設備	百万円 3,500	百万円 3,072	自己資金	平成20年 5月	平成21年 5月	製造・研究 設備の拡充
モルフォテック・ インク	研究所 (米国ペンシルバ ニア州)	医薬品分野	研究設備	千米ドル 79,500	千米ドル -	自己資金	平成22年 3月	平成25年 3月	研究設備の 新設
エーザイ・インク	ノースカロライナ 工場 (米国ノースカロ ライナ州)	医薬品分野	製造設備	千米ドル 99,000	千米ドル 75,685	自己資金	平成18年 11月	平成21年 11月	製造設備の 拡充
エーザイ・ヨーロ ッパ・リミテッド	欧州ナレッジセン ター (英国ハートフォ ード州)	医薬品分野	事務所 製造設備 研究設備	千英ポンド 103,500	千英ポンド 94,222	自己資金	平成19年 3月	平成21年 6月	製造設備等 の新設他
エーザイ・ファー マテクノロジー・ アンド・マニフ ャクチャリング・ プライベート・リ ミテッド	バイザッグ工場 (インド アンド ラ・プラデシュ 州)	医薬品分野	製造設備 研究設備	百万 インドルピー 2,300	百万 インドルピー 806	自己資金	平成19年 12月	平成21年 9月	製造・研究 設備の新設

(注) 当社における鹿島事業所の製造・研究設備の拡充については、予定どおり平成21年5月に完了いたしました。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等は計画しておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株引受権

当社は、新株引受権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19および当社旧定款第7条の規定に基づき、取締役および使用人に対して付与することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成12年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	53,200株(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,090円(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成12年9月1日～ 平成22年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,090円 資本組入額 1,545円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成13年6月28日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	58,400株(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,668円(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成13年9月3日～ 平成23年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,668円 資本組入額 1,334円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株予約権の目的となる株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものといたします。

- 2 株式の分割または併合が行われる場合、行使時の払込金額(以下、「発行価額」という)は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。また、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 新株予約権

(イ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,148個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	114,800株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,165円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日～ 平成24年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,165円 資本組入額 1,583円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。

2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものいたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものいたします。

3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法(以下、「改正前商法」という。))に基づく転換社債の転換および改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものいたします。

5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものいたします。

株主総会の特別決議日(平成15年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	609個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	60,900株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,520円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日～ 平成25年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,520円 資本組入額 1,260円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,922個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	192,200株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,170円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成26年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,170円 資本組入額 1,585円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	2,344個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	234,400株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,820円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成27年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,820円 資本組入額 1,910円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。
- 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものいたします。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものいたします。
- 3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。
- 調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
- 4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。
- 調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものいたします。
- 5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものいたします。

(ロ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成18年6月23日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,580個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	158,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成19年6月22日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,680個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	168,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～ 平成29年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成20年6月20日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,800個(注1、注2)	1,750個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	180,000株(注2)	175,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日～ 平成30年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。

- 5 以下の i、ii、iii、iv および v の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ハ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成18年6月23日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	960個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成19年6月22日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	960個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～ 平成29年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成20年6月20日)		
	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,080個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	108,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日～ 平成30年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。

- 5 以下の i、ii、iii、iv および v の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成14年4月1日 ～ 平成15年3月31日	112	296,566	97	44,985	97	55,222

(注) 転換社債の株式転換による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	193	62	862	502	28	62,035	63,682	—
所有株式数 (単元)	—	1,303,433	84,482	217,830	691,796	276	662,575	2,960,392	527,749
所有株式数の 割合(%)	—	44.03	2.85	7.36	23.37	0.01	22.38	100.00	—

(注) 1 自己株式11,660,830株は「個人その他」に116,608単元を、「単元未満株式の状況」に30株を含めて記載しております。

- 2 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1単元および50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,973	6.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	16,227	5.47
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	15,344	5.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	12,686	4.28
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	12,398	4.18
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	11,408	3.85
エーザイ従業員持株会	東京都文京区小石川4-6-10 エーザイ(株)内	6,105	2.06
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7-18-24 (東京都中央区晴海1-8-11)	5,015	1.69
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,680	1.58
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2-7-9 (東京都港区浜松町2-11-3)	4,271	1.44
計	—	106,111	35.78

- (注) 1 自己株式は11,660千株(3.93%)であり、議決権がないため大株主上位10位から除いております。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)ならびに(信託口4G)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
- 4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、同グループ4社の共同保有として平成20年10月20日付で提出された大量保有報告書により平成20年10月13日現在で14,889千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における株主名簿で確認することができないため除いております。
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	8,790	2.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,980	1.00
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,747	0.59
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-4-1	1,371	0.46
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2-7-1	14,889	5.02

また、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPから、平成21年1月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により平成20年12月31日現在で21,042千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における株主名簿で確認することができないため除いております。

ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPの大量保有報告書(変更報告書)の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ウェリントン・マネジメント・ カンパニー・LLP	75 State Street, Boston, Massachusetts 02109 U.S.A.	21,042	7.10

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,660,800	—	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,378,400	2,843,784	同上
単元未満株式	普通株式 527,749	—	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	296,566,949	—	—
総株主の議決権	—	2,843,784	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権1個)および50株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式30株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,660,800	—	11,660,800	3.93
計	—	11,660,800	—	11,660,800	3.93

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

① 当社は、新株引受権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19および当社旧定款第7条の規定に基づき、取締役および使用人に対して付与することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

イ

決議年月日	平成12年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社使用人 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

ロ

決議年月日	平成13年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社使用人 35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

イ

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社使用人 37名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

ロ

決議年月日	平成15年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社使用人 43名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

ハ

決議年月日	平成16年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役 18名 当社使用人 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

ニ

決議年月日	平成17年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役 20名 当社使用人 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は、100株であります。

2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)といたします。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値といたします。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使または「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

- ③ 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

イ

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ロ

決議年月日	平成19年 6 月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ハ

決議年月日	平成20年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)
株式の数	183,000株(注1、2)
新株予約権の行使時の払込金額	(注3)
新株予約権の行使期間	平成23年6月20日～平成31年6月19日
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- 5 以下のi、ii、iii、ivおよびvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ④ 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

イ

決議年月日	平成18年 6 月23日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注 5)

ロ

決議年月日	平成19年 6 月22日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注 5)

ハ

決議年月日	平成20年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注 5)

ニ

決議年月日	平成21年 6 月19日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)
株式の数	108,000株(注 1、2)
新株予約権の行使時の払込金額	(注 3)
新株予約権の行使期間	平成23年 6 月20日～平成31年 6 月19日
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注 5)

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式といたします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- 5 以下の i、ii、iii、iv および v の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得および会社法第155条第13号の規定に基づく株式買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	19,611	70,468
当期間における取得自己株式(注)	2,573	7,353

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注)	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	24,100	82,013	—	—
保有自己株式数	11,660,830	—	11,663,403	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる増加分および新株予約権の権利行使による減少分を含めておりません。

3【配当政策】

当社は委員会設置会社であり、剰余金の配当等に関しては機動的に行うことを目的として、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会決議とすることを定款に定めております。なお、毎事業年度における配当の回数については、引き続き中間配当と期末配当の年2回を予定しております。

株主還元については、連結業績、純資産配当率(連結)およびキャッシュ・インカムを総合的に勘案し、株主の皆様へ継続的・安定的な配当を実施しております。

純資産配当率は、株主の皆様への利益配分を示す配当性向と、株主の皆様が投資した資金を使いどれだけ効果的に利益を出せたかを示す自己資本当期純利益率の2つの要素が含まれております。

キャッシュ・インカムは、企業のキャッシュ創出力を表しております。その用途は、成長投資・事業開発、株主様への配当支払い、借入金返済等の財務体質の強化などであり、それぞれに対し中期的にバランスよく配分することが重要と考えております。

このような観点から、連結業績に加え純資産配当率(連結)ならびにキャッシュ・インカムを総合的に勘案することは、中期的な株主還元指標としてバランスのとれた相応しいものと考えております。また、自己株式の取得に関しては、適切な時期に機動的に実施いたします。

なお、株主還元後の内部留保資金は、将来の企業価値を高めるための成長投資と、社債の償還および借入返済に充当してまいります。

当事業年度の期末配当金は、株主の皆様への継続的・安定的な配当という基本方針に基づき、1株当たり70円とさせていただきます。1株当たり中間配当金70円とあわせ、年間配当金は1株当たり140円(前事業年度より10円増)となり、純資産配当率(連結)は9.1%となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年10月31日 取締役会決議	19,943	70
平成21年5月14日 取締役会決議	19,943	70

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	4,030	5,650	6,670	6,230	4,500
最低(円)	2,635	3,410	4,670	3,140	2,665

(注) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	4,500	3,620	3,810	3,780	3,320	3,140
最低(円)	2,785	3,030	3,050	3,110	2,885	2,665

(注) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		内藤晴夫	昭和22年12月27日生	昭和50年10月 当社入社 昭和58年4月 研開推進部長 昭和58年6月 取締役 昭和60年4月 研究開発本部長 昭和60年6月 常務取締役 昭和61年6月 代表取締役専務 昭和62年6月 代表取締役副社長 昭和63年4月 代表取締役社長 平成15年6月 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO) 平成16年6月 取締役兼代表執行役社長兼最高経営責任者 (CEO)(現任) 平成18年1月 財団法人内藤記念科学振興財団理事長 (現任)	1年	437
取締役		小川哲司	昭和23年1月2日生	昭和46年3月 当社入社 平成11年4月 医薬事業部事業推進部長 平成13年6月 秘書室長 平成16年6月 取締役会事務局部長 平成18年6月 取締役(現任)	1年	9
取締役		三井博行	昭和23年2月6日生	昭和45年3月 当社入社 平成7年4月 秘書室長 平成13年6月 執行役員 平成15年6月 コーポレートコミュニケーション・広報・IR・総務担当 平成16年6月 執行役 平成18年6月 総務・環境安全・情報システム担当 平成20年6月 取締役(現任)	1年	17
取締役		藤吉 彰	昭和29年3月19日生	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 研究開発本部担当部長 平成16年4月 コーポレートコミュニケーション部IRグループ統轄部長 平成18年6月 執行役 平成18年6月 コーポレートコミュニケーション・IR担当 平成20年10月 コーポレートコミュニケーション担当 平成21年6月 取締役(現任)	1年	6
取締役		コー・ヤン・タン	昭和22年2月20日生	昭和48年2月 デヴェボイス・アンド・プリンントンLLP アソシエイト 昭和51年7月 タン・ドラブキン・アンド・ポインントン 創設者パートナー 昭和60年7月 オメルベニー・アンド・マイヤーズLLP パートナー 平成11年12月 世界銀行副総裁兼法律顧問 平成12年4月 投資紛争解決国際センター(ICSID)事務総長 平成17年5月 モリソン・アンド・フォスターLLP シニアカウンセラー(現任) 平成18年1月 イェール大学ロースクール ビジティング・プロフェッサー(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	1年	4
取締役		八田進二	昭和24年8月3日生	昭和62年4月 富山女子短期大学商経学科助教授 平成6年4月 駿河台大学経済学部教授 平成13年4月 青山学院大学経営学部教授 平成17年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行社外監査役(現任)	1年	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		谷川紀彦	昭和20年3月3日生	昭和43年4月 平成2年12月 平成5年3月 平成7年5月 平成10年9月 平成11年12月 平成14年1月 平成14年6月 平成16年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年6月 株式会社富士銀行入行 富士ウルフェンゾーン社常務取締役 同社取締役副社長 株式会社富士銀行情報開発部長 同行本店審議役 富士コーポレートアドバイザー株式会社常務執行役員 日本精工株式会社顧問 同社執行役員常務コーポレート経営本部副部長兼事業企画部長 同社執行役常務コンプライアンス本部長兼コーポレート経営本部副部長兼事業企画部長 中外商事株式会社取締役社長(現任) 当社取締役(現任) 当社取締役議長(現任)	1年	1
取締役		安崎 暁	昭和12年3月3日生	昭和36年4月 昭和60年3月 平成7年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成19年3月 平成19年7月 平成20年6月 株式会社小松製作所入社 同社取締役 同社代表取締役社長 同社取締役会長 同社取締役相談役 同社特別顧問 昭栄株式会社社外取締役(現任) 株式会社小松製作所顧問(現任) 当社取締役(現任)	1年	0
取締役		宮原諄二	昭和17年4月9日生	昭和42年4月 昭和45年6月 昭和50年7月 平成8年4月 平成10年6月 平成13年4月 平成16年4月 平成20年6月 日本碍子株式会社入社 富士写真フイルム株式会社入社 同社中央研究所・足柄研究所・プロジェクトチーム・宮台技術開発センター研究部長 同社機器事業本部部长/技術主幹 一橋大学イノベーション研究センター教授 一橋大学イノベーション研究センター長 東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科教授(現任) 当社取締役(現任)	1年	1
取締役		矢吹公敏	昭和31年8月22日生	昭和62年4月 昭和62年4月 平成3年9月 平成4年2月 平成8年6月 平成18年9月 平成20年6月 平成21年4月 平成21年4月 東京弁護士会登録 長島・大野法律事務所 コヴィントン・バーリング法律事務所 ニューヨーク州弁護士会登録 矢吹法律事務所(現任) 東京大学法科大学院非常勤講師(経済法) 当社取締役(現任) 東京弁護士会副会長(現任) 早稲田大学大学院法務研究科(法科大学院)非常勤講師(現任)	1年	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		クリスティーナ・アメージャン	昭和34年3月5日生	昭和57年9月 昭和62年9月 平成7年1月 平成13年10月 平成16年4月 平成20年9月 平成21年6月	三菱電機株式会社入社 ペイン・アンド・カンパニー入社 コロンビア大学ビジネススクール助教 教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 助教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 アソシエイト・ディーン兼教授(現 任) 当社取締役(現任)	1年	—
計							481

- (注) 1 取締役 コー・ヤン・タン、八田進二、谷川紀彦、安崎暁、宮原諄二、矢吹公敏、クリスティーナ・アメージャンは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、第97期に係る定時株主総会終結の時から第98期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 当社の委員会体制は、次のとおりであります。
- 指名委員会 安崎暁(委員長)、コー・ヤン・タン、宮原諄二
- 監査委員会 八田進二(委員長)、矢吹公敏、クリスティーナ・アメージャン、小川哲司、藤吉彰
- 報酬委員会 コー・ヤン・タン(委員長)、安崎暁、宮原諄二
- 社外取締役独立委員会 矢吹公敏(委員長)、コー・ヤン・タン、八田進二、谷川紀彦、安崎暁、宮原諄二、クリスティーナ・アメージャン

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長	最高経営責任者 (CEO)	内藤晴夫	(1) 取締役の状況 参照	同左		1年	(1) 取締 役の状況 参照
代表執行役 副社長	社長補佐兼 国際担当	松野聰一	昭和19年6月20日生	昭和42年3月 平成4年4月 平成5年6月 平成9年2月 平成12年6月 平成13年6月 平成16年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年6月	当社入社 エーザイ・コーポレーション・オ ブ・ノースアメリカ社長 取締役 常務取締役 取締役兼専務執行役員 エーザイ・インク会長 代表執行役副社長(現任) 国際担当(現任) アジア・大洋州・中東事業本部長 社長補佐(現任)	1年	18
代表執行役 専務	最高財務責任者 (CFO)兼 CJ担当	松居秀明	昭和23年6月3日生	昭和46年3月 平成7年4月 平成9年6月 平成9年7月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成20年1月 平成21年4月	当社入社 経営計画部長 取締役 エーザイ厚生年金基金(現エーザ イ企業年金基金)理事長(現任) 取締役兼執行役員 取締役兼常務執行役員 取締役兼専務執行役員 管理担当 代表執行役専務(現任) 最高財務責任者(CFO)(現任) CJ担当(現任)	1年	25

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 専務	戦略担当	椎名 誠	昭和21年4月1日生	昭和44年3月 平成11年10月 平成12年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年6月	当社入社 経営計画部長 執行役員 事業開発担当 常務執行役員 常務執行役 専務執行役 戦略担当(現任) 代表執行役専務(現任)	1年	11
代表執行役 専務	チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼 人事労務・総務担当	出口宣夫	昭和22年10月11日生	昭和45年3月 平成11年10月 平成13年6月 平成13年6月 平成16年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年6月	当社入社 企業倫理推進部長 執行役員 企業倫理・広報・法務担当 執行役 企業倫理・法務・I P・環境担当 常務執行役 内部統制・コンプライアンス・法務・知的財産担当 専務執行役 内部統制・コンプライアンス・知的財産担当 代表執行役専務(現任) 内部統制・コンプライアンス・総務・知的財産担当 チーフ・コンプライアンス・オフィサー(現任) 人事労務・総務担当(現任)	1年	13
常務執行役	研究開発担当兼 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社 代表取締役社長兼 臨床研究センター長	吉松賢太郎	昭和29年3月20日生	昭和53年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年4月 平成18年4月 平成21年4月	当社入社 創薬研究本部長 執行役員 執行役 常務執行役(現任) 研究開発担当(現任) エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社代表取締役社長(現任) 臨床研究センター長(現任)	1年	8
常務執行役	ガバメント・リレーションズ担当	戸田健二	昭和21年7月29日生	昭和44年3月 平成10年10月 平成11年6月 平成12年6月 平成16年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年6月	当社入社 薬事部長 取締役 執行役員 製品品質担当 信頼性保証本部副本部長 執行役 常務執行役(現任) ガバメント・リレーションズ担当(現任)	1年	7
常務執行役	日本事業本部担当	本多英司	昭和29年10月9日生	昭和52年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年4月 平成19年6月	当社入社 国際・事業開発部長 執行役員 グローバルファーマシューティカルズ本部副本部長 執行役 薬粧事業部長 日本事業本部担当(現任) 常務執行役(現任)	1年	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務執行役	米州事業担当兼 エーザイ・コーポ レーション・ オブ・ノースアメ リカ会長兼CEO 兼エーザイ・イン ク会長兼CEO	清水 初	昭和32年4月20日生	昭和56年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年4月 平成16年7月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年1月	当社入社 経営計画部長 エーザイ・インク副社長 エーザイ・インク会長兼CEO (現任) エーザイ・コーポレーション・オ ブ・ノースアメリカ社長 執行役 米州事業担当(現任) 常務執行役(現任) エーザイ・コーポレーション・オ ブ・ノースアメリカ会長兼CEO (現任)	1年	7
常務執行役	ビジネスデベロッ プメント担当兼 事業開発部長	林 秀樹	昭和32年11月22日生	昭和56年4月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月	当社入社 事業開発部長(現任) 執行役 ビジネスデベロップメント担当 (現任) 常務執行役(現任)	1年	2
常務執行役	信頼性保証・環境 安全担当兼 信頼性保証本部長	加納則夫	昭和24年9月16日生	昭和48年3月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成20年6月	当社入社 医薬事業部東京エリア統轄 執行役員 執行役 信頼性保証本部長(現任) 常務執行役(現任) 信頼性保証・環境安全担当(現任)	1年	15
執行役	中国事業担当兼 衛材(中国)薬業有 限公司 董事長、 総経理	赤田幸雄	昭和27年7月13日生	昭和52年10月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成19年6月	当社入社 人事部長 執行役員 執行役(現任) 計画・システム企画担当 アジア・大洋州・中東事業本部長 中国事業担当(現任) 衛材(中国)薬業有限公司 董事 長、総経理(現任)	1年	5
執行役	欧州事業担当兼 エーザイ・ヨーロ ッパ・リミテッド 会長兼CEO	土屋 裕	昭和27年6月29日生	昭和50年4月 平成13年4月 平成16年10月 平成17年6月 平成18年6月 平成20年3月	当社入社 臨床研究センター臨研企画部長 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド社長 執行役(現任) 欧州事業担当(現任) エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド会長兼CEO(現任)	1年	5
執行役	日本事業本部 医薬統括部長	直江 登	昭和31年2月8日生	昭和53年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年4月 平成20年4月	当社入社 医薬事業部副事業部長 執行役(現任) 医薬事業部長 日本事業本部副担当 日本事業本部医薬統括部長(現任)	1年	7
執行役	アジア・大洋州・ 中東事業担当兼 エーザイ・アジ ア・リージョナ ル・サービス社長	岡田安史	昭和33年9月26日生	昭和56年4月 平成14年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年4月 平成20年1月 平成20年8月 平成21年4月	当社入社 経営計画部長 医薬事業部事業推進部長 執行役(現任) 医薬事業部事業戦略部長 日本事業本部計画部長 アジア・大洋州・中東事業本部長 エーザイ・アジア・リージョナ ル・サービス社長(現任) アジア・大洋州・中東事業担当 (現任)	1年	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役	創薬研究本部長	小林精一	昭和25年2月23日生	昭和49年3月 平成12年4月 平成18年4月 平成18年6月	当社入社 エーザイ・リサーチ・インスティテュート・オブ・ボストン・インク 主席研究員 創薬研究本部長(現任) 執行役(現任)	1年	2
執行役	日本事業本部 薬粧事業部長	長谷川潔	昭和27年4月15日生	昭和52年4月 平成17年6月 平成19年6月 平成19年6月	当社入社 医薬事業部流通統轄部長 執行役(現任) 日本事業本部薬粧事業部長(現任)	1年	16
執行役	国際臨床研究担当 兼エーザイ・メディカル・リサーチ・インク社長	津野昌紀	昭和30年1月25日生	昭和54年4月 平成15年4月 平成18年4月 平成19年1月 平成19年6月 平成19年6月	当社入社 エーザイ・リミテッド臨床開発部長 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社執行役員 エーザイ・メディカル・リサーチ・インク社長(現任) 執行役(現任) 国際臨床研究担当(現任)	1年	4
執行役	デマンド・チェーン本部長	安藤英信	昭和25年9月20日生	昭和51年4月 平成13年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成21年6月 平成21年6月	当社入社 製剤研究所工業化センター長 美里工場製剤部長 川島工園長兼工場長 執行役(現任) デマンド・チェーン本部長(現任)	1年	2
執行役	デマンド・チェーン本部副本部長	浅野隆文	昭和32年4月5日生	昭和55年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成19年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成21年6月	当社入社 川島工園長兼工場長 生産物流・トランスフォーメーション副担当 執行役(現任) 生産物流・トランスフォーメーション担当 生産物流本部長 デマンド・チェーン本部副本部長(現任)	1年	13
執行役	ゼネラル・カウンセラー兼知的財産担当兼法務部長	高橋健太	昭和34年9月22日生	昭和58年4月 平成13年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成21年6月	当社入社 法務部長(現任) 執行役(現任) ゼネラル・カウンセラー(現任) 知的財産担当(現任)	1年	1
執行役	信頼性保証本部 副本部長	エドワード・スチュワート・ギリ	昭和37年11月21日生	平成2年7月 平成9年4月 平成13年1月 平成16年4月 平成19年6月	スタンフォード大学メディカルセンター 当社入社 薬事政策部長 信頼性保証本部副本部長(現任) 執行役(現任)	1年	9
執行役	エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ社長兼COO	ロネル・コーツ	昭和39年8月2日生	平成4年10月 平成8年6月 平成15年10月 平成16年4月 平成20年1月 平成20年6月	ヤンセンファーマ社ディストリクト・マネジャー(フォートウォース, テキサス) エーザイ・インク入社 同社ヴァイス・プレジデント, セールス・アンド・マーケティング 同社社長兼COO エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ社長兼COO(現任) 執行役(現任)	1年	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役	エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド 社長兼COO	フォルカー・ キンドル	昭和18年10月2日生	平成7年3月 平成8年6月 平成12年4月 平成20年3月 平成20年6月	エフ・ホフマン・ラ・ロシュ社 ヴァイス・プレジデント、リー ジョナル・ディレクター エーザイ・リミテッド入社 エーザイ・ゲーエムペーハー マネジング・ディレクター エーザイ・ヨーロッパ・リミテ ッド社長兼COO(現任) 執行役(現任)	1年	0
執行役	経営計画・情報 システム担当兼 システム企画部長	平井一雄	昭和33年8月16日生	昭和56年4月 平成17年4月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年6月	当社入社 経営計画部長 執行役(現任) 経営計画・情報システム担当(現 任) システム企画部長(現任)	1年	7
執行役	内部統制担当兼 企業倫理推進部長	植田英人	昭和30年11月11日生	昭和55年4月 平成12年4月 平成13年6月 平成16年6月 平成18年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年6月	当社入社 法務部長 企業倫理推進部長 経営監査部長 取締役会事務局部長 執行役(現任) 内部統制担当(現任) 企業倫理推進部長(現任)	1年	3
執行役	コーポレートコミ ュニケーション担 当兼IR部長	松江裕二	昭和35年2月5日生	昭和57年4月 平成16年6月 平成18年1月 平成20年10月 平成20年10月 平成21年6月 平成21年6月	当社入社 グローバルファーマシューティカ ルズ本部企画推進部長 エーザイ・ヨーロッパ・リミテ ッド シニア・ヴァイス・プレジ デント、ストラテジー・アンド・プ ランニング コーポレートコミュニケーション 副担当 IR部長(現任) 執行役(現任) コーポレートコミュニケーション 担当(現任)	1年	0
計							635

(注) 執行役の任期は、第97期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から第98期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。

6 【コーポレートガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレートガバナンスの状況】

次の記述は、連結会社の企業統治に関する事項であります。

1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、次のとおり企業理念を定款に定め、株主の皆様と共有化をはかっております。

(企業理念)

- 1 本社は、患者様とご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念と定め、この企業理念のもとヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業をめざす。
- 2 本社の使命は、患者様満足の増大であり、その結果として売上、利益がもたらされ、この使命と結果の順序を重要と考える。
- 3 本社は、コンプライアンス(法令と倫理の遵守)を日々の活動の根幹に据え、社会的責任の遂行に努める。
- 4 本社の主要なステークホルダーズは、患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員である。本社は、以下を旨としてステークホルダーズの価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める。
 - ①未だ満たされていない医療ニーズの充足、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性を含む有用性情報の伝達
 - ②経営情報の適時開示、企業価値の向上、積極的な株主還元
 - ③安定的な雇用の確保、やりがいのある仕事の提供、能力開発機会の充実

この企業理念は、当社のグローバル展開を自律的な運営により支えている国内外のグループ企業(エーザイネットワーク企業)における共通の知であり、エーザイネットワーク企業は、一丸となって企業理念の実現につとめております。

この企業理念を実現していくためには、長期的な視野のもとで企業施策を実行していかなければなりません。そのような企業施策の実行は、株主の皆様の信頼があって初めて可能となります。

当社は、コーポレートガバナンスを充実させ、株主の皆様の信頼を獲得し、株主の皆様にご安心して長期に所有していただくことをめざします。

コーポレートガバナンス充実のための要諦は、経営の活力が増大し、かつ経営の公正性が確保されるとともに経営の透明性が向上するシステムを整備していくことにあります。

2) 会社の機関の内容

当社は、委員会設置会社として、法定機関である取締役全員で構成される取締役会、取締役会により選定された取締役で構成される指名・監査・報酬の各委員会および取締役会で選任された執行役を設置しております。また、法定機関ではありませんが、社外取締役だけで構成される社外取締役独立委員会を設置しております。

なお、当社は委員会設置会社であり、特別取締役制度の対象ではありませんので、特別取締役は設置していません。

<各機関の人員構成および主な役割>

当社の会社の機関に関する規則等は、次の当社ホームページからご覧いただけます。

(<http://www.eisai.co.jp/company/cgregulations.html>)

なお、各機関の人数は、平成21年3月31日現在のものを記載しております。

①取締役会(11名：社外取締役7名、社内取締役4名、議長：社外取締役、任期1年)

取締役会は、法令、定款および取締役会規則で定めた事項について決定を行うとともに、取締役ならびに執行役の職務の執行を監督する権限を有しており、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、「取締役会細則」に定める決議事項の決定を行い、報告事項の報告を受ける。

②指名委員会(3名：社外取締役3名、委員長：社外取締役、任期1年)

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する権限を有しており、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、次の事項の決定を行う。

- ・取締役の選任および解任に関する株主総会議案
- ・前項を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止(社外取締役の独立性・中立性の要件等を含む)
- ・その他、取締役候補者の選任および取締役の解任に関して指名委員会が必要と認めた事項

また、指名委員会は、職務執行に必要な事項に関して、取締役、執行役および使用人から随時報告を受けることができる。

③監査委員会(5名：社外取締役3名、社内取締役2名、委員長：社外取締役、任期1年)

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査および監査報告の作成とともに株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定のほか、法令、定款に定められた、または取締役会で決議された職務を行う権限を有しており、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、「監査委員会細則」の決議事項の決定を行う。

また、監査委員会は、職務執行に必要な事項に関して、取締役、執行役、使用人および会計監査人から随時報告を受けることができ、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、「監査委員会細則」の報告事項の報告を受ける。

④報酬委員会(3名：社外取締役3名、委員長：社外取締役、任期1年)

報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、次の事項の決定を行う。

- ・取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- ・取締役および執行役の個人別の報酬等の内容
- ・前2項を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
- ・その他、取締役および執行役の報酬等に関して報酬委員会が必要と認めた事項

また、報酬委員会は、職務執行に必要な事項に関して、取締役、執行役および使用人から随時報告を受けることができる。

⑤執行役(26名、任期1年)

執行役は、取締役会の決議によって委任を受けた業務執行の決定およびその執行を行う。

※有価証券報告書提出時点の執行役の人数は27名であります。

⑥社外取締役独立委員会(7名：社外取締役7名、任期1年)

社外取締役独立委員会は、原則として次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。ただし、新株予約権の不発行の決議および社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ・当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針の対象となる買付等の決定
- ・買付者等および執行役が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- ・買付者等の買付等の内容の精査・検討
- ・買付者等との交渉
- ・買付者等による買付等に対する代替案の決定
- ・新株予約権の発行もしくは不発行または社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- ・当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- ・当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- ・その他当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針または新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

<当社のコーポレートガバナンスシステム>

①当社のコーポレートガバナンスシステムの概要

当社のコーポレートガバナンスシステムの機軸は、委員会設置会社であることを最大限に活用した経営の監督機能と業務執行機能の明確な分離であり、それを徹底するための独立性・中立性のある社外取締役の選任にあります。

経営と執行の分離において、取締役会から執行役へ意思決定権限の大幅な委任をしております。これにより、執行役は業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、同時に内部統制の構築による自律性を確保して、経営の活力を増大させております。社外取締役が過半数の取締役会は、執行役の業務執行全般の監督に専念し、経営の公正性を確保しております。

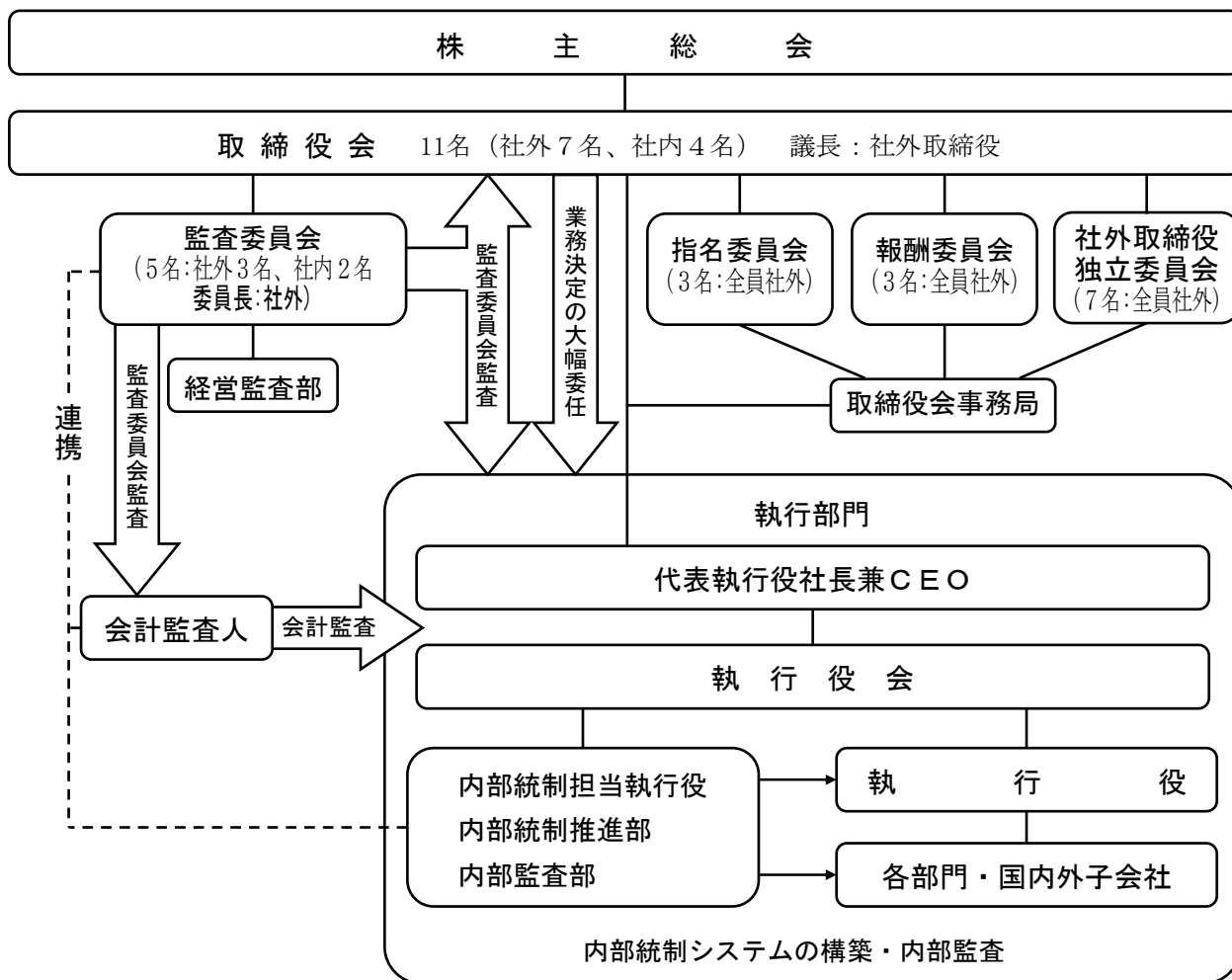
社外取締役候補者については、指名委員会が「社外取締役の独立性・中立性の要件」(平成21年1月30日改正)に従って選任を行っております。

(「社外取締役の独立性・中立性の要件」は当該項目の最後に記載しております)

加えて、当社は経営に関する重要な情報について、適時、適切に、分かりやすく、アクセスしやすい方法で株主の皆様の開示するとともに、株主の皆様とのよいコミュニケーションにつとめております。

当社のコーポレートガバナンスシステムを図示すると次のとおりであり、その特長的な事項を以下の枠内に示しております。

[内部統制を含むコーポレートガバナンスシステムの模式図]



- ・取締役会は、法令の範囲内で、会社の業務決定を大幅に執行役に委任し、経営の監督に専念する。
- ・取締役会は、専門知識や経験が異なる多様な取締役で構成し、その過半数を社外取締役とする。
- ・取締役会の議長は原則として社外取締役の中から選定し、代表執行役社長と分離する。
- ・社外取締役は、会社法に定める要件を充足するだけでなく、当社から独立していなければならない。
- ・指名委員会と報酬委員会はすべて社外取締役で構成する。
- ・監査委員会は、過半数の社外取締役と社内事情に精通した社内取締役で構成する。
- ・指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員長は社外取締役とする。
- ・執行役を兼任する取締役は、代表執行役社長1名のみとする。
- ・社外取締役のみの会合を年1回開催する。
- ・取締役会は年1回、コーポレートガバナンスガイドラインに従い、取締役会の職務の執行について自己レビューを行う。
- ・社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会を設置し、同委員会が、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」の継続、見直し、廃止およびその運用を行う。

「社外取締役の独立性・中立性の要件」

1. 社外取締役は、以下の要件を満たし、当社および当社の関係会社(以下併せて当社グループという)ならびに特定の企業等から経済的に独立していなければならない。
 - 1) 社外取締役は、過去5年間に、当社グループから一定額以上の報酬(当社からの取締役報酬を除く)または業務、取引の対価等金銭その他の財産を直接受け取ってはならない。
 - ア. 一定額以上とは、過去5年間のいずれかの会計年度における受取額が1千万円以上となるものをいう
 - イ. 本人が間接的に受け取っている場合は、その実質について慎重に判断する

2) 社外取締役は、過去5年間に、以下の企業等(持株会社を含む)の取締役、執行役、その他の役員であつてはならない。

ア. 過去5年間のいずれかの会計年度に、当社グループとの業務、取引の対価の支払額または受取額が、取引先の売上高の2%以上ある企業等

イ. 取引額にかかわらず、当社の監査法人等、当社グループと実質的な利害関係を有する企業等

ウ. 当社の大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)である企業等

エ. 当社グループが大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)となっている企業等

3) 社外取締役は、前号に定める企業等の取締役、執行役、その他の役員を退任後5年以上経過した場合であっても、当該企業等との関係を以下の点で指名委員会が評価し、独立性・中立性を確保していると判断されなければならない。

ア. 社外取締役の当該企業等の株式保有

イ. 社外取締役の当該企業等からの退任後の処遇

ウ. 当社グループと当該企業等の人的交流

2. 社外取締役は、当社グループの取締役、執行役の近親者またはそれに類する者であつてはならない。

1) 近親者とは、配偶者、3親等までの血族および同居の親族をいう。

2) それに類する者とは、個人的な利害関係者など、独立取締役としての職務を果たせないと合理的に認められる人間関係を有している者をいう。

3. 社外取締役は、第1項に該当する者と生計を一にする利害関係者であつてはならない。

4. その他、社外取締役は、独立取締役としての職務を果たせないと合理的に認められる事情を有してはならない。

5. 社外取締役は、本条に定める独立性・中立性の要件を、取締役就任後も継続して確保するものとする。

なお、当社の社外取締役と当社との資本的関係(当社の社外取締役による当社株式の保有状況)については、「第4 提出会社の状況、5 役員状況」の所有株式数の欄に記載しているとおりであり、その他の人的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

※平成19年4月26日開催の取締役会において、コーポレートガバナンスガイドラインを改正いたしました。平成19年より公表しております。(http://www.eisai.co.jp/company/cgguideline.html)

②コーポレートガバナンス充実の経緯

- ・平成12年度、執行役員制度を導入し、社外取締役を選任いたしました。また、社外取締役を委員長とし、取締役の指名・報酬について取締役会に意見具申するコーポレートガバナンス委員会を設置いたしました。平成13年3月には、コーポレートガバナンスガイドラインを制定し、その後、随時改正しております。
- ・平成15年度、取締役会の議長と代表取締役社長兼CEOを分離し、取締役会の監督機能の強化と、執行部門への業務の責任と権限の大幅な委譲を行いました。
- ・平成16年度、さらなる経営の透明性と公正性の向上、経営監督機能の強化、業務執行における意思決定の迅速化を目的とし、委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行いたしました。
- ・平成17年度、取締役会の議長に社外取締役を選定いたしました。
- ・平成18年2月、新たに社外取締役独立委員会を設置して、当該委員会より提案された「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」が取締役会で審議され、導入を決議いたしました。本対応方針は、第Ⅴ期中期戦略計画の遂行によって実現される企業価値、ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものであります。

③取締役会および各委員会の活動状況

第97期の1年間(平成20年4月1日～平成21年3月31日)における取締役会および各委員会の開催回数は、次のとおりであります。

取締役会 : 10回

指名委員会 : 9回

監査委員会 : 14回

報酬委員会 : 6回

社外取締役独立委員会 : 3回

また、取締役会および各委員会への取締役の出席状況は、次のとおりであります。

(出席回数／開催回数、出席率を表示しております)

内藤 晴夫	取締役会	10/10	100%				
天明 質	取締役会	10/10	100%	監査委員会	14/14 100%		
小川 哲司	取締役会	10/10	100%	監査委員会	10/10 100%		
三井 博行	取締役会	8/8	100%				
岸本 義之	取締役会	10/10	100%	監査委員会	14/14 100%、 社外取締役独立委員会	3/3 100%	
コー・ヤン・タン	取締役会	10/10	100%	指名委員会	9/9 100%、報酬委員会	6/6 100%、 社外取締役独立委員会	3/3 100%
八田 進二	取締役会	10/10	100%	監査委員会	14/14 100%、 社外取締役独立委員会	3/3 100%	
谷川 紀彦	取締役会	10/10	100%	監査委員会	4/4 100%、 社外取締役独立委員会	3/3 100%	
安崎 暁	取締役会	8/8	100%	指名委員会	7/7 100%、報酬委員会	5/5 100%、 社外取締役独立委員会	3/3 100%
宮原 諄二	取締役会	8/8	100%	指名委員会	7/7 100%、報酬委員会	5/5 100%、 社外取締役独立委員会	3/3 100%
矢吹 公敏	取締役会	8/8	100%	監査委員会	10/10 100%、 社外取締役独立委員会	3/3 100%	

小川哲司は、平成20年6月20日開催の当社取締役会において新たに監査委員会委員に選定され、就任いたしましたので、平成20年6月20日以降に開催した監査委員会への出席状況を記載しております。

谷川紀彦は、平成20年6月20日以前の期間における監査委員としての監査委員会への出席状況も記載しております。

三井博行、安崎暁、宮原諄二および矢吹公敏は、平成20年6月20日開催の第96回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、平成20年6月20日以降に開催した取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。

④内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、内部統制担当執行役のもとに内部統制システムの整備をグローバルに推進する「内部統制推進部」と客観的な評価機能を有する「内部監査部」を設置して、グループ全体の内部統制システムの整備・評価を行っております。

内部統制の目的には、i. 財務報告の信頼性、ii. 業務の有効性・効率性、iii. コンプライアンス、iv. 資産の保全の4つがあります。これらに関しては、継続的に内部統制状況の改善をはかるために、毎年CSA (Control Self Assessment: 統制自己評価)を実施し、日常的なオペレーショナルリスクを発見し、統制活動の改善を行っております。

また、i. 財務報告の信頼性に関しては、金融商品取引法における「内部統制報告制度」への対応を企図し、会計監査人との連携の下、財務報告に係る内部統制システムの整備を進めております。連結対象会社の責任者および各部門長が財務報告に係る内部統制に関する内部宣誓書を提出し、内部統制担当執行役の確認を経て、CEOおよびCFOが内部統制報告書を承認する組織的な取り組みを行っております。

なお、iii. コンプライアンスに関しては、専任部署である企業倫理推進部と連携しながら、適切に推進しております。

一方、内部監査については、内部監査のグローバルスタンダードに適応した監査品質の向上をはかり、当社の内部監査、グループ企業の内部監査部署と連携した内部監査の実施およびグローバルな財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。なお、内部監査品質を確認するため外部機関による評価を実施し、高品質の内部監査につとめております。

⑤社外取締役との責任限定契約

当社は、7名全員の社外取締役との間で、会社法第427条に基づき定めた当社定款第37条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。当社の社外取締役が職務の遂行について善意にしてかつ重大な過失なくして当社に損害を与えた場合は、1)当該社外取締役がその在任中に職務執行の対価として受ける財産上の利益の2年分および2)当該社外取締役が受けた新株予約権に関する財産上の利益の合計額(会社法第427条第1項、第425条第1項および会社法施行規則第113条)を限度として損害賠償責任を負担するものいたします。

なお、会計監査人については、定款に責任限定契約を締結できる旨の規定を設けておりませんので、当該契約は締結しておりません。

⑥当社の定款規定について

[定款で定めた取締役の定数、資格制限、選解任の決議要件について]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
取締役の定数(第19条)	取締役は、15名以内とする。	平成13年 以後表記を改め、現在に至る。	厳しい経営環境に適確かつ迅速に対応するため、コーポレートガバナンスを充実し、経営体制の改革を実施したため。
取締役選任の決議要件(第20条第2項)	取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	昭和49年 以後法律改正等により表記を改め、現在に至る。	取締役選任についての定足数を明確にするため。
累積投票の排除(第20条第3項)	取締役の選任決議は、累積投票によらない。	昭和49年 平成18年に表記を統一し、現在に至る。	商法改正に基づき、累積投票の完全な排除をするため。

なお、取締役の資格制限および解任に関する決議要件について会社法と異なる定款の定めはありません。

[株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項および取締役会決議事項を株主総会では決議できないこととした定款の定めについて]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
取締役および執行役の責任免除 (第37条第1項)	本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	平成16年 以後会社法施行により表記を改め、現在に至る。	委員会等設置会社(現委員会設置会社)への移行に伴い、取締役、執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるようにするため。
剰余金の配当等 (第39条)	本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める。	平成18年 自己株式の取得については、平成16年に定款授權により、剰余金の配当についても、同年の委員会等設置会社(現委員会設置会社)への移行に伴う法律の規定により、取締役会決議とされていたものを会社法の施行に対応して、表記等を整理した。	剰余金の配当等を機動的に行うため。

[株主総会の特別決議要件の変更について]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
株主総会の特別決議要件(第16条第2項)	会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	平成15年 以後会社法施行により表記を改め、現在に至る。	株主総会の円滑な運営を行うため(商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、特別決議の定足数が緩和できることとされた)。

< 監査体制 >

当社は委員会設置会社であり、過半数を社外取締役により構成する監査委員会を中心とした監査体制をとっており、その職務を補助する組織として経営監査部を設置しております。監査委員会は、経営監査部を指揮するとともに、会計監査人および内部監査部門と連携して監査を実施しております。

①監査委員会の監査体制

監査委員である社内取締役と経営監査部は、内部統制担当執行役、内部監査部および内部統制推進部と定期的に、あるいは必要に応じて会議を設定し、全般的な監査活動の情報を共有するだけでなく、内部統制に関する取り組み状況などについても意見交換を行うなど、連携をはかっております。また、当社の内部監査部を通して、主要な国内外グループ企業の内部監査結果の報告を受けております。

当社の監査委員会による監査に関する組織、人員および手続等は次のとおりであります。

平成21年3月31日現在

組織	人員	手続等
監査委員会	5名 社外取締役3名 社内取締役2名 委員長：社外取締役	下記を含む監査委員会監査に関する各種の規程等に基づき、年間監査計画を監査委員会で策定し、監査を実施しております。 ①監査委員会規則 ②監査委員会の職務の執行のために必要な事項に関する規則 ③監査委員会監査基準
経営監査部	5名	

なお、監査の公正性と透明性を確保するため、経営監査部員は執行役からの独立性が保証されております。

②内部監査の体制

当社は内部統制担当執行役のもと、内部監査部が内部監査を実施しております。その組織、人員および手続等は次のとおりであります。

平成21年3月31日現在

組織	人員	手続等
内部統制担当執行役	1名	内部統制ポリシーに基づき、下記の内部監査に関する各種の規程等に基づいた年間内部監査計画を策定し、内部監査を実施しております。 ①E N W内部統制基本規程 ②E N W内部監査基準 ③E N W財務報告に係る内部統制の整備・評価基準
内部監査部	11名	

(注) E N W(Eisai Network Companies)とは、エーザイ(株)および連結子会社と関連会社で構成されている企業グループのことです。

③監査委員会と会計監査人の連携状況

- 監査委員会は、次の活動を通じた会計監査人との連携により、監査の質の向上につとめております。
- ・会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、計画書を受領する。
 - ・四半期・年度末決算(連結・個別)に対する会計監査人の監査意見および提言事項を聴取・検討する。
 - ・会計監査人が実施する個別の会計監査のうち重要なもの(グループ企業への往査等)についての情報を受領する。
 - ・会計監査人が実施する内部統制監査に関する情報を受領する。
 - ・会計監査人の会社計算規則第131条に係る内部統制の状況を継続して確認する。

④監査委員会と内部監査部門の連携状況

- 監査委員会は、次の活動を通じた内部統制担当執行役、内部監査部および内部統制推進部との連携により、効率的な監査の実現をめざしております。
- ・監査委員会による監査活動と内部監査との整合性をはかるべく、内部監査計画(年次計画・個別計画)を事前に確認し、計画書を受領する。
 - ・金融商品取引法における財務報告に係る内部統制の状況について、定期的に情報を受領する。
 - ・監査評議会を通じて、双方の監査活動全般の情報を共有する。
 - ・内部監査部からグループ企業内部監査部門の年次監査計画書および個別監査の結果を受領する。
 - ・監査評議会以外にも、内部統制または内部監査に係る緊急性の高い事項について速やかに報告を共有する。

⑤会計監査の状況

当社は、監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査法人トーマツにおいて当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次の3名であり、その補助者は、公認会計士9名、会計士補等他24名であります。

氏名	役職	当社の監査年数
宮坂泰行	指定社員、業務執行社員	4年
坂本一朗	指定社員、業務執行社員	5年
武井雄次	指定社員、業務執行社員	2年

3) 役員報酬の内容

取締役および執行役の報酬等の総額

取締役および執行役の平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日)の期間における報酬等の総額は1,338百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

平成20年度の役員報酬等の額
(平成20年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった役員報酬等の額を含む)

	基本報酬		賞与(業績連動型報酬)		ストック・オプション		退職慰労金		合計 (百万円)
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	付与人員 (名)	費用計上額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	
取締役(社内)	4	86	—	—	3	2	4	33	121
取締役(社外)	10	74	—	—	7	5	—	—	79
執行役	25	698	25	185	26	27	26	224	1,136
合計	39	859	25	185	36	35	30	257	1,338

- (注) 1 取締役兼代表執行役社長の報酬等は、執行役を含めて記載しております。
- 2 基本報酬には、平成21年3月31日在任の役員に対して支払った基本報酬、および平成20年6月20日開催の第96回定時株主総会の終了をもって退任した取締役4名(社内取締役1名および社外取締役3名)および同日開催の当社取締役会の終了をもって退任した執行役1名に対し、平成20年4月から平成20年6月の期間に支払った基本報酬の合計額を記載しております。
なお、平成20年6月20日開催の第96回定時株主総会において新たに選任された取締役および同日開催の当社取締役会において新たに選任された執行役については、平成20年7月から平成21年3月の期間の基本報酬を記載しております。
- 3 執行役の賞与は、平成20年4月から平成21年3月を対象期間として平成21年7月に平成21年3月31日在任の執行役に対して支給する予定の未払賞与(賞与引当金)の総額、および平成19年4月から平成20年3月を対象期間として平成20年7月に平成20年3月31日在任の執行役に対して支給した賞与の総額と、平成19年度の事業報告において開示した賞与引当額との差額の合計額を記載しております。
- 4 スtock・オプションは、当社報酬委員会で取締役および執行役の報酬等として決議し、平成20年6月20日の当社取締役会で発行決議を行っております。その結果、新株予約権として取締役10名に対し400個(40,000株)、執行役26名に対し1,400個(140,000株)の合計1,800個(180,000株)を割り当てております。表中の金額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
- 5 退職慰労金は、平成20年度に新たに繰入れた役員退職慰労引当金の総額、および平成20年6月20日開催の第96回定時株主総会の終了をもって退任した取締役1名(社内取締役)に対し支払った退職慰労金および同日開催の取締役会をもって退任した執行役1名について指名委員会が決議した退職慰労金の合計額を記載しております。
なお、平成20年度に支給した退職慰労金を算出するにあたり、当該対象者について、過年度の事業報告において開示いたしました役員退職慰労引当金の新たな繰入れ額を減じております。また、平成20年6月20日開催の第96回定時株主総会の終了をもって退任した取締役1名(社内取締役)に対して支払った退職慰労金には当該取締役の平成16年6月24日から平成17年6月24日の期間の執行役としての退職慰労金が含まれております。このため、当該取締役の取締役(社内取締役)としての退職慰労金は取締役(社内)の退職慰労金に、執行役としての退職慰労金は執行役の退職慰労金にそれぞれ含めて記載しております。

なお、平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日)に係る取締役および執行役の報酬等の額は1,322百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

平成20年度に係る役員報酬等の額

	基本報酬		賞与(業績連動型報酬)		ストック・オプション		退職慰労金		合計 (百万円)
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	付与人員 (名)	費用計上額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	
取締役(社内)	4	86	—	—	3	2	3	24	113
取締役(社外)	10	74	—	—	7	5	—	—	79
執行役	25	698	24	192	26	27	24	210	1,129
合計	39	859	24	192	36	35	27	235	1,322

(注) 1 取締役兼代表執行役社長の報酬等は、執行役に含めて記載しております。

2 基本報酬には、平成21年3月31日在任の役員に対して支払った基本報酬、および平成20年6月20日開催の第96回定時株主総会の終了をもって退任した取締役4名(社内取締役1名および社外取締役3名)および同日開催の当社取締役会の終了をもって退任した執行役1名に対し、平成20年4月から平成20年6月の期間に支払った基本報酬の合計額を記載しております。

なお、平成20年6月20日開催の第96回定時株主総会において新たに選任された取締役および同日開催の当社取締役会において新たに選任された執行役については、平成20年7月から平成21年3月の期間の基本報酬を記載しております。

3 執行役の賞与は、平成20年4月から平成21年3月を対象期間として平成21年7月に支給予定の未払賞与(賞与引当金)の総額を記載しております。

4 スtock・オプションは、当社報酬委員会で取締役および執行役の報酬等として決議し、平成20年6月20日の当社取締役会で発行決議を行っております。その結果、新株予約権として取締役10名に対し400個(40,000株)、執行役26名に対し1,400個(140,000株)の合計1,800個(180,000株)を割り当てております。表中の金額は、当該事業年度における費用計上額を記載しております。

5 退職慰労金は、平成20年度に新たに繰入れた役員退職慰労引当金の総額を記載しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	80	48	116	8
連結子会社	44	7	41	3
計	124	55	157	11

② 【その他重要な報酬の内容】

当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の会計監査人と同一のネットワークであるデロイト トウシュートーマツに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に係る報酬等および非監査業務(税務コンサルティング等)に係る報酬等を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

会計監査人に委託している非監査業務の主な内容は、前事業年度に委託した内部統制ドライランの追加費用等であり、非監査業務の提供を受ける場合は、会計監査人の独立性に影響しないことを監査委員会が確認しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案したうえで決定し、監査委員会において同意しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)および当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表ならびに前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)および当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,593	48,061
受取手形及び売掛金	172,143	191,622
有価証券	56,287	104,018
商品及び製品	—	33,853
仕掛品	—	17,228
原材料及び貯蔵品	—	13,435
たな卸資産	58,091	—
繰延税金資産	35,399	36,860
その他	25,361	20,016
貸倒引当金	△308	△320
流動資産合計	415,568	464,777
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	159,606	172,247
減価償却累計額	※2 △88,856	※2 △93,036
建物及び構築物（純額）	70,750	79,211
機械装置及び運搬具	103,407	106,071
減価償却累計額	※2 △80,311	※2 △82,802
機械装置及び運搬具（純額）	23,095	23,269
土地	20,832	19,840
建設仮勘定	19,801	20,296
その他	46,624	50,498
減価償却累計額	※2 △34,021	※2 △37,618
その他（純額）	12,602	12,880
有形固定資産合計	147,083	155,497
無形固定資産		
のれん	178,671	170,570
販売権	164,247	143,614
技術資産	61,346	56,978
その他	13,424	13,061
無形固定資産合計	417,690	384,225
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 89,544	※1 60,583
長期貸付金	13	—
繰延税金資産	43,650	70,792
その他	10,981	12,659
貸倒引当金	△591	△373
投資その他の資産合計	143,597	143,662
固定資産合計	708,370	683,385
資産合計	1,123,939	1,148,163

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,307	19,095
1年内償還予定の社債	150	—
短期借入金	362,819	22,000
未払金	59,932	70,870
未払費用	56,738	54,571
未払法人税等	16,088	33,098
売上割戻引当金	23,324	32,564
その他の引当金	437	553
その他	5,391	8,848
流動負債合計	543,191	241,603
固定負債		
社債	830	120,939
長期借入金	50,000	278,761
繰延税金負債	40,249	27,679
退職給付引当金	24,104	21,774
役員退職慰労引当金	2,140	2,408
負ののれん	1,461	1,136
その他	8,170	20,814
固定負債合計	126,956	473,514
負債合計	670,147	715,118
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金	56,966	56,949
利益剰余金	415,961	423,305
自己株式	△39,694	△39,683
株主資本合計	478,219	485,557
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,509	1,125
繰延ヘッジ損益	—	△437
為替換算調整勘定	△38,868	△58,293
評価・換算差額等合計	△29,359	△57,605
新株予約権	556	613
少数株主持分	4,374	4,479
純資産合計	453,791	433,045
負債純資産合計	1,123,939	1,148,163

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	734,286	781,743
売上原価	※2 118,938	※2 152,414
売上総利益	615,348	629,328
返品調整引当金繰入額	—	35
返品調整引当金戻入額	133	—
差引売上総利益	615,481	629,292
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	24,146	—
販売諸費	208,926	—
旅費交通費及び通信費	11,983	—
給料及び賞与	62,072	—
福利厚生費	14,024	—
退職給付費用	472	—
役員退職慰労引当金繰入額	519	—
事務諸費	26,086	—
減価償却費	7,640	—
研究開発費	225,427	—
その他	16,431	—
販売費及び一般管理費合計	※2 597,731	※1, ※2 537,484
営業利益	17,749	91,808
営業外収益		
受取利息	5,329	3,169
受取配当金	859	968
持分法による投資利益	2	—
その他	670	700
営業外収益合計	6,860	4,837
営業外費用		
支払利息	762	7,632
為替差損	4,138	4,753
売上割引	243	—
その他	616	1,677
営業外費用合計	5,760	14,063
経常利益	18,850	82,583

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 58	※3 16
投資有価証券売却益	2,203	432
子会社株式売却益	—	1,575
その他	51	29
特別利益合計	2,313	2,053
特別損失		
固定資産処分損	※4 1,095	※4 535
減損損失	※5 59	※5 4,636
投資有価証券評価損	1,421	8,404
仕掛品原価差損	845	—
その他	88	575
特別損失合計	3,510	14,152
税金等調整前当期純利益	17,653	70,484
法人税、住民税及び事業税	39,492	53,403
法人税等調整額	△2,304	△31,268
法人税等合計	37,188	22,134
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△2,522	671
当期純利益又は当期純損失(△)	△17,012	47,678

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	44,985	44,985
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	44,985	44,985
資本剰余金		
前期末残高	55,222	56,966
当期変動額		
自己株式の処分	1,743	△17
当期変動額合計	1,743	△17
当期末残高	56,966	56,949
利益剰余金		
前期末残高	469,632	415,961
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△1,872
当期変動額		
剰余金の配当	△36,938	△38,462
当期純利益又は当期純損失(△)	△17,012	47,678
米国連結子会社の米国会計基準変更に伴う調整	281	—
当期変動額合計	△53,670	9,216
当期末残高	415,961	423,305
自己株式		
前期末残高	△42,219	△39,694
当期変動額		
自己株式の処分	2,798	82
自己株式の取得	△273	△70
当期変動額合計	2,525	11
当期末残高	△39,694	△39,683
株主資本合計		
前期末残高	527,620	478,219
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△1,872
当期変動額		
剰余金の配当	△36,938	△38,462
当期純利益又は当期純損失(△)	△17,012	47,678
自己株式の処分	4,542	64
自己株式の取得	△273	△70
米国連結子会社の米国会計基準変更に伴う調整	281	—
当期変動額合計	△49,401	9,210
当期末残高	478,219	485,557

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	19,859	9,509
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,350	△8,384
当期変動額合計	△10,350	△8,384
当期末残高	9,509	1,125
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	△437
当期変動額合計	—	△437
当期末残高	—	△437
為替換算調整勘定		
前期末残高	4,984	△38,868
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△43,852	△19,424
当期変動額合計	△43,852	△19,424
当期末残高	△38,868	△58,293
評価・換算差額等合計		
前期末残高	24,844	△29,359
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△54,203	△28,246
当期変動額合計	△54,203	△28,246
当期末残高	△29,359	△57,605
新株予約権		
前期末残高	294	556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	261	57
当期変動額合計	261	57
当期末残高	556	613
少数株主持分		
前期末残高	9,938	4,374
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,563	104
当期変動額合計	△5,563	104
当期末残高	4,374	4,479

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	562,698	453,791
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	△1,872
当期変動額		
剰余金の配当	△36,938	△38,462
当期純利益又は当期純損失(△)	△17,012	47,678
自己株式の処分	4,542	64
自己株式の取得	△273	△70
米国連結子会社の米国会計基準変更に伴う調整	281	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△59,505	△28,084
当期変動額合計	△108,906	△18,873
当期末残高	453,791	433,045

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,653	70,484
減価償却費	34,559	49,052
減損損失	59	4,636
のれん償却額	—	9,579
負ののれん償却額	△162	—
買収に伴うインプロセス研究開発費	88,048	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△29	72
受取利息及び受取配当金	△6,188	△4,137
支払利息	762	7,632
持分法による投資損益 (△は益)	△2	—
固定資産除売却損益 (△は益)	1,036	518
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△2,203	△421
有価証券及び投資有価証券評価損益 (△は益)	1,421	8,404
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,352	△24,734
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,777	△10,658
仕入債務の増減額 (△は減少)	315	3,489
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	9,075	16,081
売上割戻引当金の増減額 (△は減少)	△7,949	9,923
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△7,616	△2,212
その他	△6,461	5,309
小計	117,187	143,020
利息及び配当金の受取額	6,140	4,181
利息の支払額	△761	△6,727
法人税等の支払額	△49,324	△35,485
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,242	104,988
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,516	△1,707
有価証券の売却及び償還による収入	10,415	2,749
有形固定資産の取得による支出	△39,227	△33,496
有形固定資産の売却による収入	145	50
無形固定資産の取得による支出	△14,508	△12,255
投資有価証券の取得による支出	△6,931	△2,666
投資有価証券の売却及び償還による収入	10,363	4,438
買収による支出	※2 △435,504	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	2,747
3カ月超預金の純増減額 (△は増加)	△618	△12,513
その他	934	△2,298
投資活動によるキャッシュ・フロー	△476,447	△54,952

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	362,580	△340,539
長期借入れによる収入	50,000	229,913
社債の発行による収入	—	119,616
配当金の支払額	△36,938	△38,462
少数株主への配当金の支払額	△60	△45
その他	△215	△1,450
財務活動によるキャッシュ・フロー	375,365	△30,967
現金及び現金同等物に係る換算差額	△23,299	△7,491
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△51,140	11,576
現金及び現金同等物の期首残高	171,090	119,950
現金及び現金同等物の期末残高	※1 119,950	※1 131,527

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 63社 連結子会社名は「第1 企業の概況、4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 なお、エーザイ・エスエー/エヌヴィについては、当連結会計年度において新たに設立されたことにより、連結の範囲に含めております。 エムエービー・アクイジション・コーポレーションについては、当連結会計年度においてモルフोटック・インクと合併し、モルフोटック・インクが存続会社となりました。また、当連結会計年度において新たに設立されたジャガー・アクイジション・コーポレーションについては、当連結会計年度においてMGIファーマ・インクと合併し、MGIファーマ・インクが存続会社となりました。これにより、MGIファーマ・インクの子会社16社についても、連結の範囲に含めております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 持分法を適用した関連会社の数 1社 ブラッコ・エーザイ(株)</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、衛材(中国)薬業有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの …連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による原価法 ② デリバティブ…時価法 ③ たな卸資産 製品、商品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 当社および国内連結子会社は主として総平均法による原価法により評価しております。また、海外連結子会社は主として先入先出法による低価法により評価しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数 50社 連結子会社名は「第1 企業の概況、4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 なお、衛材機械科技発展(上海)有限公司については、当連結会計年度において新たに設立されたことにより、連結の範囲に含めております。 (株)クリニカル・サプライについては、当連結会計年度において当社の所有する全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。また、MGIファーマ・インクおよびその子会社12社については、当連結会計年度においてエーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ(存続会社)に吸収合併されました。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、衛材(中国)薬業有限公司および衛材機械科技発展(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 ① 有価証券 同左 ② デリバティブ… 同左 ③ たな卸資産 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 当社および国内連結子会社は、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。また、海外連結子会社は主として先入先出法による低価法により評価しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>																				
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">15～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">6～7年</td> </tr> </table> <p>また、海外連結子会社は主として所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な償却期間は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>販売権</td> <td style="text-align: right;">5～10年</td> </tr> <tr> <td>技術資産</td> <td style="text-align: right;">19～20年</td> </tr> <tr> <td>自社利用のソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 売上割戻引当金 一部の連結子会社は販売済製品・商品に対する連結決算日後に予想される売上割戻しに備えるため、対象売上高に見込割戻率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>③ その他の引当金 当社および一部の国内連結子会社は、次の引当金を計上しております。なお、次の各引当金がそれぞれ連結貸借対照表に与える影響は軽微であるため、連結貸借対照表上は「その他の引当金」としてまとめて表示しております。</p> <p>a) 返品調整引当金 販売済製品・商品の連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および当連結会計年度の利益率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>b) 返品廃棄損失引当金 販売済製品・商品の連結決算日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。</p>	建物	15～50年	機械装置	6～7年	販売権	5～10年	技術資産	19～20年	自社利用のソフトウェア	5年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">15～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">6～7年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、主な償却期間は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>販売権</td> <td style="text-align: right;">5～10年</td> </tr> <tr> <td>技術資産</td> <td style="text-align: right;">19～20年</td> </tr> <tr> <td>自社利用のソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 売上割戻引当金 一部の連結子会社は販売済商品及び製品に対する連結決算日後に予想される売上割戻しに備えるため、対象売上高に見込割戻率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>③ その他の引当金 当社および一部の国内連結子会社は、次の引当金を計上しております。なお、次の各引当金がそれぞれ連結貸借対照表に与える影響は軽微であるため、連結貸借対照表上は「その他の引当金」としてまとめて表示しております。</p> <p>a) 返品調整引当金 販売済商品及び製品の連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および当連結会計年度の利益率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>b) 返品廃棄損失引当金 販売済商品及び製品の連結決算日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。</p>	建物	15～50年	機械装置	6～7年	販売権	5～10年	技術資産	19～20年	自社利用のソフトウェア	5年
建物	15～50年																				
機械装置	6～7年																				
販売権	5～10年																				
技術資産	19～20年																				
自社利用のソフトウェア	5年																				
建物	15～50年																				
機械装置	6～7年																				
販売権	5～10年																				
技術資産	19～20年																				
自社利用のソフトウェア	5年																				

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>④ 退職給付引当金</p> <p>当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結決算日において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>当社および一部の連結子会社において発生した過去勤務債務は、5年の按分額を営業費用として処理しております。</p> <p>当社および一部の国内連結子会社において発生した数理計算上の差異は、償却年数5年の定額法により、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から営業費用として処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>当社および一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、会社内規に基づく必要額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>当社および国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、海外連結子会社については、主として通常の売買取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>当社および一部の連結子会社は、繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a) ヘッジ手段…為替予約取引</p> <p>b) ヘッジ対象…営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)</p>	<p>④ 退職給付引当金</p> <p>当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結決算日において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>当社および一部の国内連結子会社において発生した過去勤務債務は、5年の按分額を営業費用として処理しております。</p> <p>当社および一部の国内連結子会社において発生した数理計算上の差異は、償却年数5年の定額法により、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から営業費用として処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p style="text-align: right;">同左</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>当社および一部の連結子会社は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a) ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引</p> <p>b) ヘッジ対象…営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)、借入金</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>③ ヘッジ方針</p> <p>当社および一部の連結子会社の外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>当社および一部の連結子会社は、外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p style="padding-left: 2em;">消費税等の会計処理</p> <p style="padding-left: 4em;">消費税および地方消費税の会計処理は、当社および連結子会社とも税抜方式によっております。</p> <p>5 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p> <p>6 のれんおよび負ののれんの償却に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">のれんおよび負ののれんは発生年度より5年間で均等償却しております。なお、一部の海外連結子会社は、所在地国の会計基準に基づいて処理しております。</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p style="padding-left: 2em;">連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から3カ月以内に満期日の到来する、流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。</p>	<p>③ ヘッジ方針</p> <p>当社および一部の連結子会社の外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。</p> <p>当社の借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>当社および一部の連結子会社の外貨建取引に係るヘッジ取引は、外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。</p> <p>当社の借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p style="padding-left: 2em;">消費税等の会計処理</p> <p style="padding-left: 4em;">同左</p> <p>5 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">全面時価評価法によっております。</p> <p>6 のれんおよび負ののれんの償却に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">のれんは発生原因に基づき20年以内で均等償却しております。また、負ののれんは5年で均等償却しております。</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p style="padding-left: 2em;">同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>1 たな卸資産の評価基準および評価方法の変更 当社および国内連結子会社は、通常の販売目的で保有するたな卸資産について、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>2 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、のれんの償却をはじめとする連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、当連結会計年度の営業利益は9,509百万円減少し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ9,361百万円減少しております。また、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>3 リース取引に関する会計基準の適用 当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>4 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法の変更</p> <p>従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当連結会計年度より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、主に次の3つの理由により当連結グループの会計処理の統一と期間損益の適正化をはかるために判断したものであります。①平成18年4月から開始した中期戦略計画により今後益々、有形固定資産に占める海外比率が高まる見通しであること、およびグローバルな事業展開の重要性が増すなかで国際財務報告基準や米国会計基準を勘案し、海外連結子会社と減価償却方法の整合性をはかること、②当連結グループの製品群からは長期的かつ安定的な収益の獲得が見込まれることから、定額償却の方が収益に対応した減価償却費の配分をより適正に反映できること、③当社および国内連結子会社の有形固定資産は、全般的に耐用年数内で安定的に稼働しており、設備等の営繕や維持も定期的、計画的に実施されるため、修繕維持費は今後も平準化の見込みであること。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費は2,655百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,798百万円増加しております。</p> <p>また、残存価額についても、有形固定資産の減価償却方法の変更を契機に当連結グループの会計処理方法を海外連結子会社が適用している方法に統一し、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費は2,000百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,323百万円減少しております。</p> <p>なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費は654百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ475百万円増加しております。また、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>																						
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「のれん」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の無形固定資産の「その他」に含まれている「のれん」は4,530百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1 前連結会計年度まで「たな卸資産」に一括して表示しておりました「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)を適用し、当連結会計年度より独立掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれている「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ32,070百万円、12,961百万円、13,059百万円であります。</p> <p>2 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「長期貸付金」は、資産の総額の100分の1以下であるため、当連結会計年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「長期貸付金」は14百万円であります。</p>																						
<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれている「投資有価証券評価損」は12百万円であります。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>1 前連結会計年度まで費目別に区分掲記しておりました「販売費及び一般管理費」は、連結損益計算書の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より一括掲記し、主要な費目を注記する方法に変更いたしました。</p> <p>なお、当連結会計年度において「販売費及び一般管理費」を従来の方法により区分掲記した場合の費目別金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="893 1223 1420 1616"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>20,662百万円</td> </tr> <tr> <td>販売諸費</td> <td>210,503百万円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費及び通信費</td> <td>12,555百万円</td> </tr> <tr> <td>給料及び賞与</td> <td>64,585百万円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td>14,303百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>1,331百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>278百万円</td> </tr> <tr> <td>事務諸費</td> <td>27,347百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>14,969百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>156,106百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14,840百万円</td> </tr> </table> <p>2 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「売上割引」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「売上割引」は49百万円であります。</p>	広告宣伝費	20,662百万円	販売諸費	210,503百万円	旅費交通費及び通信費	12,555百万円	給料及び賞与	64,585百万円	福利厚生費	14,303百万円	退職給付費用	1,331百万円	役員退職慰労引当金繰入額	278百万円	事務諸費	27,347百万円	減価償却費	14,969百万円	研究開発費	156,106百万円	その他	14,840百万円
広告宣伝費	20,662百万円																						
販売諸費	210,503百万円																						
旅費交通費及び通信費	12,555百万円																						
給料及び賞与	64,585百万円																						
福利厚生費	14,303百万円																						
退職給付費用	1,331百万円																						
役員退職慰労引当金繰入額	278百万円																						
事務諸費	27,347百万円																						
減価償却費	14,969百万円																						
研究開発費	156,106百万円																						
その他	14,840百万円																						

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1 前連結会計年度まで「減価償却費」に含めて表示しておりました「のれん償却額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「減価償却費」に含まれている「のれん償却額」は169百万円であります。</p> <p>2 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「負ののれん償却額」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「負ののれん償却額」は△324百万円であります。</p> <p>3 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「持分法による投資損益」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「持分法による投資損益」は62百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>※1 関連会社に係る注記 関連会社に対する主なものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 375百万円</p> <p>※2 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。</p>	<p>※1 関連会社に係る注記 関連会社に対する主なものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 308百万円</p> <p>※2 同左</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※2 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。 一般管理費 225,427百万円 当期製造費用 一百万円 なお、上記金額には買収に伴うインプロセス研究開発費88,048百万円が含まれております。</p> <p>※3 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。 土地 33百万円</p> <p>※4 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。 建物及び構築物 667百万円 機械装置及び運搬具 293百万円 有形固定資産その他 133百万円 (工具器具及び備品)</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。 販売諸費 210,503百万円 研究開発費 156,106百万円 給料及び賞与 64,585百万円</p> <p>※2 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。 一般管理費 156,106百万円 当期製造費用 一百万円</p> <p>※3 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 15百万円</p> <p>※4 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。 建物及び構築物 258百万円 機械装置及び運搬具 159百万円 有形固定資産その他 105百万円 (工具、器具及び備品)</p>

前連結会計年度
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

※5 減損損失

当連結グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、賃貸資産、遊休資産および販売権等については個々にグルーピングしております。当連結会計年度において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事業用資産	有形固定資産(その他)等	岐阜県各務原市 他
賃貸資産	有形固定資産(その他)	東京都千代田区
遊休資産	無形固定資産(その他)	東京都文京区
	機械装置及び運搬具等	埼玉県美里町 他

事業用資産および賃貸資産については収益性が悪化し、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。

遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。

当連結会計年度において計上した減損損失は59百万円であり、その主な内容は、無形固定資産(その他)51百万円、有形固定資産(その他)4百万円です。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率6%)または正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額等)を使用しております。

※5 減損損失

当連結グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、賃貸資産、遊休資産および販売権等については個々にグルーピングしております。当連結会計年度において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事業用資産	有形固定資産(その他)等	東京都豊島区
賃貸資産	有形固定資産(その他)	東京都千代田区
遊休資産	土地	岡山県真庭市 他
医療用医薬品販売の独占的権利	販売権	東京都文京区、米国 他

事業用資産および賃貸資産については収益性が悪化し、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。

遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。

一部の医療用医薬品販売の独占的権利(販売権)については市場環境および承認取得に向けた状況が変化したことに伴い、当該販売権の将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。

当連結会計年度において計上した減損損失は4,636百万円であり、その主な内容は、販売権4,600百万円です。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率5.0%~7.7%)または正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額等)を使用しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	296,566	—	—	296,566
合計	296,566	—	—	296,566
自己株式				
普通株式	12,437	51	824	11,665
合計	12,437	51	824	11,665

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、三光純薬㈱を完全子会社とする株式交換に伴う株式買取請求33千株と、単元未満株式の買取り18千株によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使69千株と三光純薬㈱を完全子会社とする株式交換に伴う754千株によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当社	ストック・オプションとして の新株予約権			—			556
連結子会社	—			—			—
	合計			—			556

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	18,468	65.00	平成19年3月31日	平成19年5月28日
平成19年10月30日 取締役会	普通株式	18,470	65.00	平成19年9月30日	平成19年11月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	18,518	利益剰余金	65.00	平成20年3月31日	平成20年5月26日

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	296,566	—	—	296,566
合計	296,566	—	—	296,566
自己株式				
普通株式	11,665	19	24	11,660
合計	11,665	19	24	11,660

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当社	ストック・オプションとして の新株予約権			—			613
連結子会社	—			—			—
合計				—			613

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	18,518	65.00	平成20年3月31日	平成20年5月26日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	19,943	70.00	平成20年9月30日	平成20年11月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	19,943	利益剰余金	70.00	平成21年3月31日	平成21年5月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																												
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">68,593百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">56,287百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">124,880百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△2,512百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等</td> <td style="text-align: right;">△2,417百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">119,950百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	68,593百万円	有価証券勘定	56,287百万円	小計	124,880百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金等	△2,512百万円	取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△2,417百万円	現金及び現金同等物	119,950百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">48,061百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">104,018百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">152,080百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3カ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△14,433百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等</td> <td style="text-align: right;">△6,119百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">131,527百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	48,061百万円	有価証券勘定	104,018百万円	小計	152,080百万円	預入期間が3カ月を超える定期預金等	△14,433百万円	取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△6,119百万円	現金及び現金同等物	131,527百万円																				
現金及び預金勘定	68,593百万円																																												
有価証券勘定	56,287百万円																																												
小計	124,880百万円																																												
預入期間が3カ月を超える定期預金等	△2,512百万円																																												
取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△2,417百万円																																												
現金及び現金同等物	119,950百万円																																												
現金及び預金勘定	48,061百万円																																												
有価証券勘定	104,018百万円																																												
小計	152,080百万円																																												
預入期間が3カ月を超える定期預金等	△14,433百万円																																												
取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	△6,119百万円																																												
現金及び現金同等物	131,527百万円																																												
<p>※2 買収により増加した資産および負債等の主な内訳</p> <p>(1) モルフォテック社(米国)の買収により増加した資産および負債等の主な内訳ならびに買収による支出との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">2,548百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">535百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">55,305百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">△17,433百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の負債</td> <td style="text-align: right;">△842百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費に配分された支出</td> <td style="text-align: right;">605百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">40,720百万円</td> </tr> <tr> <td>モルフォテック社所有の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△2,485百万円</td> </tr> <tr> <td>モルフォテック社の買収による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">38,234百万円</td> </tr> </table> <p>(2) MG I ファーマ社(米国)の買収により増加した資産および負債等の主な内訳ならびに買収による支出との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">46,305百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,075百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">143,687百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">181,557百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td style="text-align: right;">3,228百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△15,519百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">△31,451百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の負債</td> <td style="text-align: right;">△2,377百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費に配分された支出</td> <td style="text-align: right;">87,442百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△3,443百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">410,505百万円</td> </tr> <tr> <td>MG I ファーマ社所有の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△13,235百万円</td> </tr> <tr> <td>MG I ファーマ社の買収による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">397,269百万円</td> </tr> </table>	流動資産	2,548百万円	有形固定資産	535百万円	無形固定資産	55,305百万円	繰延税金負債	△17,433百万円	その他の負債	△842百万円	研究開発費に配分された支出	605百万円	小計	40,720百万円	モルフォテック社所有の現金及び現金同等物	△2,485百万円	モルフォテック社の買収による支出	38,234百万円	流動資産	46,305百万円	有形固定資産	1,075百万円	無形固定資産	143,687百万円	のれん	181,557百万円	その他の資産	3,228百万円	流動負債	△15,519百万円	繰延税金負債	△31,451百万円	その他の負債	△2,377百万円	研究開発費に配分された支出	87,442百万円	その他	△3,443百万円	小計	410,505百万円	MG I ファーマ社所有の現金及び現金同等物	△13,235百万円	MG I ファーマ社の買収による支出	397,269百万円	
流動資産	2,548百万円																																												
有形固定資産	535百万円																																												
無形固定資産	55,305百万円																																												
繰延税金負債	△17,433百万円																																												
その他の負債	△842百万円																																												
研究開発費に配分された支出	605百万円																																												
小計	40,720百万円																																												
モルフォテック社所有の現金及び現金同等物	△2,485百万円																																												
モルフォテック社の買収による支出	38,234百万円																																												
流動資産	46,305百万円																																												
有形固定資産	1,075百万円																																												
無形固定資産	143,687百万円																																												
のれん	181,557百万円																																												
その他の資産	3,228百万円																																												
流動負債	△15,519百万円																																												
繰延税金負債	△31,451百万円																																												
その他の負債	△2,377百万円																																												
研究開発費に配分された支出	87,442百万円																																												
その他	△3,443百万円																																												
小計	410,505百万円																																												
MG I ファーマ社所有の現金及び現金同等物	△13,235百万円																																												
MG I ファーマ社の買収による支出	397,269百万円																																												

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)					当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)				
(借主側)					(借主側)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引									
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額									
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)					
機械装置 及び運搬具	546	194	—	352					
その他 (工具器具 及び備品等)	3,147	1,192	16	1,938					
合計	3,694	1,387	16	2,290					
(2) 未経過リース料期末残高相当額等									
未経過リース料期末残高相当額									
1年内					861百万円				
1年超					1,457百万円				
合計					2,319百万円				
リース資産減損勘定の残高					2百万円				
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失									
支払リース料					1,247百万円				
リース資産 減損勘定の取崩額					4百万円				
減価償却費相当額					1,187百万円				
支払利息相当額					50百万円				
減損損失					—百万円				
(4) 減価償却費相当額の算定方法									
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。									
(5) 利息相当額の算定方法									
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。									
2 オペレーティング・リース取引					オペレーティング・リース取引				
未経過リース料					オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料				
1年内					3,311百万円				
1年超					15,676百万円				
合計					18,988百万円				
					1年内				
					2,937百万円				
					1年超				
					17,050百万円				
					合計				
					19,988百万円				

前連結会計年度
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

当連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(貸主側)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額および期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
その他 (工具器具及び備品)	113	60	53
合計	113	60	53

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	22百万円
1年超	60百万円
合計	82百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。

(3) 受取リース料および減価償却費

受取リース料	21百万円
減価償却費	29百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	80百万円
1年超	375百万円
合計	455百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	138百万円
1年超	759百万円
合計	898百万円

(有価証券関係)
前連結会計年度

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

区分		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	795	810	14
	(3) その他	12,001	12,242	241
	小計	12,796	13,053	256
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	11,304	11,085	△218
	(3) その他	99	99	△0
	小計	11,404	11,185	△218
合計		24,200	24,238	37

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

区分		取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)	
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	21,951	42,290	20,338	
	(2) 債券	—	—	—	
		国債・地方債等	—	—	—
		社債	—	—	—
	(3) その他	903	916	13	
小計		22,855	43,206	20,351	
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	18,346	14,517	△3,829	
	(2) 債券	3,793	3,640	△152	
		国債・地方債等	—	—	—
		社債	3,793	3,640	△152
	(3) その他	1,014	985	△29	
小計		23,154	19,143	△4,011	
合計		46,010	62,350	16,339	

(注) 当連結会計年度においては、その他有価証券で時価のあるものについて1,414百万円の減損処理を行っており、その内訳は株式で1,244百万円、その他で170百万円であります。なお、有価証券の減損にあたっては、回復可能性があると認められる場合を除き、当連結会計年度末における時価が期首取得原価の50%以下に下落したときに減損処理を行っております。また、回復可能性があると認められる場合を除き、当連結会計年度末における時価の下落率が期首取得原価の30%以上50%未満であるときは、前連結会計年度末および当連結会計年度末の時価ならびに当連結会計年度中の時価の推移を勘案して、減損処理を行っております。

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
8,204	2,203	—

4 時価のない主な有価証券の内容および連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日)

(1) 満期保有目的の債券	—百万円
(2) その他有価証券	
非上場株式	5,029百万円
MMF等	53,869百万円
投資事業組合出資金	5百万円

5 その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成20年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	1,523	10,096	13,097	2,957
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	1,523	9,996	1,096	2,957
その他	—	99	12,001	—
(2) その他	894	1,005	—	—
合計	2,417	11,102	13,097	2,957

当連結会計年度

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区分		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	1,696	1,704	8
	(3) その他	7,099	7,293	193
	小計	8,796	8,998	202
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	9,050	8,763	△286
	(3) その他	5,001	4,988	△13
	小計	14,051	13,752	△299
合計		22,848	22,750	△97

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区分		取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	19,120	23,411	4,291
	(2) 債券	—	—	—
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	1,227	1,238	11
小計		20,347	24,650	4,302
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	15,470	13,466	△2,003
	(2) 債券	2,634	2,385	△249
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	2,634	2,385	△249
	(3) その他	1,013	968	△45
小計		19,118	16,820	△2,298
合計		39,466	41,470	2,003

(注) 当連結会計年度においては、その他有価証券で時価のあるものについて8,404百万円の減損処理を行っており、その内訳は株式で7,941百万円、社債で463百万円であります。なお、有価証券の減損にあたっては、回復可能性があると認められる場合を除き、当連結会計年度末における時価が期首取得原価の50%以下に下落したときに減損処理を行っております。また、回復可能性があると認められる場合を除き、当連結会計年度末における時価の下落率が期首取得原価の30%以上50%未満であるときは、前連結会計年度末および当連結会計年度末の時価ならびに当連結会計年度中の時価の推移を勘案して、減損処理を行っております。

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
4,289	433	12

4 時価のない主な有価証券の内容および連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日)

(1) 満期保有目的の債券	一百万円
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,075百万円
MMF等	97,899百万円

5 その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成21年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	4,399	5,719	13,153	1,960
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	4,399	5,619	1,151	1,960
その他	—	99	12,001	—
(2) その他	1,719	486	—	1
合計	6,119	6,206	13,153	1,961

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当連結グループは為替あるいは金利の変動によるリスクを回避する目的に限定したデリバティブ取引を行っており、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>当社は主に製品の輸出入および委託研究等外貨建取引による受取額・支払額の円貨額を確定させるために、為替先物予約取引を利用しております。</p> <p>当社が現在行っている為替予約等は、信用度の高い金融機関を取引相手としており、相手方の債務不履行による損失の発生は予想しておりません。デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、執行を財務経理部財務グループ、事務管理を財務経理部会計センターで実施しております。リスク管理については、財務経理部が常に行替予約等の取引の残高・評価損益等を点検し、その状況を随時財務担当執行役に報告しております。</p> <p>連結子会社において、外貨建債権・債務等を自国通貨に確定させるための為替先物予約取引を行う場合についても、当社同様の取引内容・方針等により行っております。財務経理部財務グループでは、このような子会社の行うデリバティブ取引について定期的に報告を受け、その状況を随時財務担当執行役に報告する体制を整えております。</p>	<p>当連結グループは為替あるいは金利の変動によるリスクを回避する目的に限定したデリバティブ取引を行っており、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>当社は主に製品の輸出入および委託研究費外貨建取引による受取額・支払額の円貨額を確定させるために、為替先物予約取引を利用しております。また、当社は長期借入金の金利変動リスクをヘッジするため、変動金利を固定金利に交換する金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>当社が現在行っている為替予約および金利スワップ等は、信用度の高い金融機関を取引相手としており、相手方の債務不履行による損失の発生は予想しておりません。デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、執行を財務経理部財務グループ、事務管理を財務経理部会計センターで実施しております。リスク管理については、財務経理部が常に行替予約および金利スワップ等の取引の残高・評価損益等を点検し、その状況を随時財務担当執行役に報告しております。</p> <p>連結子会社において、外貨建債権・債務および外貨建の借入金等を自国通貨に確定させるための為替先物予約取引を行う場合についても、当社同様の取引内容・方針等により行っております。財務経理部財務グループでは、このような子会社の行うデリバティブ取引について定期的に報告を受け、その状況を随時財務担当執行役に報告する体制を整えております。</p>

2 取引の時価等に関する事項

[通貨関連]

取引の種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)				当連結会計年度(平成21年3月31日)			
	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建								
米ドル	89,400	-	84,346	5,053	34,071	-	34,679	△607
ユーロ	-	-	-	-	2,165	-	2,292	△127
合計	-	-	-	5,053	-	-	-	△735

(注) 1 時価の算定方法

先物為替相場によっております。

2 ヘッジ会計を適用している取引については、開示の対象から除いております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p><当社></p> <p>確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を採用しております。上記退職金制度のうち、確定給付企業年金への移行割合は45%であります。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。</p> <p><連結子会社></p> <p>一部の国内連結子会社は確定給付型の制度として、総合設立型厚生年金基金制度、適格年金制度および退職一時金制度を採用しております。また、一部の海外連結子会社は確定給付型の制度のほか、確定拠出型の制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△113,560百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">86,271百万円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△27,288百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">9,702百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務 (債務の減額)(注1)</td> <td style="text-align: right;">△6,517百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△24,104百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 平成16年12月1日に行った付加給付の廃止および平成17年10月1日に行った退職金制度の改定等により、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。</p> <p>2 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	△113,560百万円	年金資産	86,271百万円	未積立退職給付債務	△27,288百万円	未認識数理計算上の差異	9,702百万円	未認識過去勤務債務 (債務の減額)(注1)	△6,517百万円	退職給付引当金	△24,104百万円	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p><当社></p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p><連結子会社></p> <p style="text-align: right;">同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△116,212百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">67,828百万円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△48,383百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">30,514百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務 (債務の減額)(注1)</td> <td style="text-align: right;">△3,905百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△21,774百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 平成16年12月1日に行った付加給付の廃止および平成17年10月1日に行った退職金制度の改定等により、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。</p> <p>2 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	△116,212百万円	年金資産	67,828百万円	未積立退職給付債務	△48,383百万円	未認識数理計算上の差異	30,514百万円	未認識過去勤務債務 (債務の減額)(注1)	△3,905百万円	退職給付引当金	△21,774百万円
退職給付債務	△113,560百万円																								
年金資産	86,271百万円																								
未積立退職給付債務	△27,288百万円																								
未認識数理計算上の差異	9,702百万円																								
未認識過去勤務債務 (債務の減額)(注1)	△6,517百万円																								
退職給付引当金	△24,104百万円																								
退職給付債務	△116,212百万円																								
年金資産	67,828百万円																								
未積立退職給付債務	△48,383百万円																								
未認識数理計算上の差異	30,514百万円																								
未認識過去勤務債務 (債務の減額)(注1)	△3,905百万円																								
退職給付引当金	△21,774百万円																								

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																			
<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用(注1)</td> <td style="text-align: right;">4,664百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,736百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△3,316百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の 費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△2,252百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額 (注2)</td> <td style="text-align: right;">△2,642百万円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出型年金制度への掛金等</td> <td style="text-align: right;">1,585百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">774百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。</p> <p>2 「2 退職給付債務に関する事項」の(注)1に記載の過去勤務債務に係る当連結会計年度の費用処理額であります。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 20%;">期間定額基準</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td>主として2.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期待運用収益率</td> <td>主として4.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">過去勤務債務の額の処理年数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">数理計算上の差異の処理年数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております)</td> </tr> </table>	勤務費用(注1)	4,664百万円	利息費用	2,736百万円	期待運用収益	△3,316百万円	数理計算上の差異の 費用処理額	△2,252百万円	過去勤務債務の費用処理額 (注2)	△2,642百万円	確定拠出型年金制度への掛金等	1,585百万円	退職給付費用	774百万円	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準		割引率	主として2.5%		期待運用収益率	主として4.0%		過去勤務債務の額の処理年数			5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております)			数理計算上の差異の処理年数			5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております)			<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用(注1)</td> <td style="text-align: right;">3,833百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,770百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△2,469百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の 費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△994百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額 (注2)</td> <td style="text-align: right;">△2,638百万円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出型年金制度への掛金等</td> <td style="text-align: right;">1,989百万円</td> </tr> <tr> <td>原則法への変更に伴う費用処理額 (注3)</td> <td style="text-align: right;">377百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,869百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。</p> <p>2 「2 退職給付債務に関する事項」の(注)1に記載の過去勤務債務に係る当連結会計年度の費用処理額であります。</p> <p>3 当連結会計年度において、国内連結子会社1社が退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更し、これに伴い発生した引当不足額を一括費用処理しております。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	勤務費用(注1)	3,833百万円	利息費用	2,770百万円	期待運用収益	△2,469百万円	数理計算上の差異の 費用処理額	△994百万円	過去勤務債務の費用処理額 (注2)	△2,638百万円	確定拠出型年金制度への掛金等	1,989百万円	原則法への変更に伴う費用処理額 (注3)	377百万円	退職給付費用	2,869百万円
勤務費用(注1)	4,664百万円																																																			
利息費用	2,736百万円																																																			
期待運用収益	△3,316百万円																																																			
数理計算上の差異の 費用処理額	△2,252百万円																																																			
過去勤務債務の費用処理額 (注2)	△2,642百万円																																																			
確定拠出型年金制度への掛金等	1,585百万円																																																			
退職給付費用	774百万円																																																			
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																			
割引率	主として2.5%																																																			
期待運用収益率	主として4.0%																																																			
過去勤務債務の額の処理年数																																																				
5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております)																																																				
数理計算上の差異の処理年数																																																				
5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております)																																																				
勤務費用(注1)	3,833百万円																																																			
利息費用	2,770百万円																																																			
期待運用収益	△2,469百万円																																																			
数理計算上の差異の 費用処理額	△994百万円																																																			
過去勤務債務の費用処理額 (注2)	△2,638百万円																																																			
確定拠出型年金制度への掛金等	1,989百万円																																																			
原則法への変更に伴う費用処理額 (注3)	377百万円																																																			
退職給付費用	2,869百万円																																																			

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>												
<p>5 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項</p> <p>国内連結子会社のうち3社は総合設立型厚生年金基金に加入しております。当該基金に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">461,860百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">469,729百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△7,869百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。</p> <p>(2) 制度全体に占める当該3社の掛金拠出割合 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 0.7%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額7,869百万円の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高60,021百万円および当年度不足金3,759百万円と別途積立金55,911百万円の差額であり、当年度不足金については、別途積立金を取崩して充当することが決定しております。</p> <p>なお、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高の償却方法は元利均等償却方式、事業主負担掛金率1.55%、償却残余期間は11年10カ月(平成19年3月31日現在)であります。</p> <p>また、上記(2)の掛金拠出割合は、当該3社の実際の負担割合とは一致しません。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号平成19年5月15日)を適用しております。</p>	年金資産の額	461,860百万円	年金財政計算上の給付債務の額	469,729百万円	差引額	△7,869百万円	<p>5 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項</p> <p>国内連結子会社のうち3社は総合設立型厚生年金基金に加入しております。当該基金に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">415,832百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">497,473百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△81,640百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。</p> <p>(2) 制度全体に占める当該3社の掛金拠出割合 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 0.7%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額81,640百万円の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高57,689百万円および当年度不足金76,103百万円と別途積立金52,152百万円の差額であり、当年度不足金については、別途積立金を取崩して充当することが決定しております。</p> <p>なお、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高の償却方法は元利均等償却方式、事業主負担掛金率1.55%、償却残余期間は10年10カ月(平成20年3月31日現在)であります。</p> <p>また、上記(2)の掛金拠出割合は、当該3社の実際の負担割合とは一致しません。</p>	年金資産の額	415,832百万円	年金財政計算上の給付債務の額	497,473百万円	差引額	△81,640百万円
年金資産の額	461,860百万円												
年金財政計算上の給付債務の額	469,729百万円												
差引額	△7,869百万円												
年金資産の額	415,832百万円												
年金財政計算上の給付債務の額	497,473百万円												
差引額	△81,640百万円												

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額および科目名

売上原価	18百万円
販売費及び一般管理費	242百万円
合計	261百万円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名 決議年月日	当社 平成12年6月29日	当社 平成13年6月28日	当社 平成14年6月27日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社使用人 16名	当社取締役 7名 当社使用人 35名	当社取締役 4名 当社使用人 37名
ストック・オプション数(注)	普通株式 142,000株	普通株式 180,000株	普通株式 175,000株
付与日	平成12年9月1日	平成13年8月1日	平成14年7月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成12年9月1日～ 平成22年6月29日	平成13年9月3日～ 平成23年6月28日	平成14年7月1日～ 平成24年6月27日

会社名 決議年月日	当社 平成15年6月24日	当社 平成16年6月24日	当社 平成17年6月24日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 7名 当社使用人 43名	当社取締役 11名 当社執行役 18名 当社使用人 27名	当社取締役 11名 当社執行役 20名 当社使用人 31名
ストック・オプション数(注)	普通株式 210,000株	普通株式 238,000株	普通株式 262,000株
付与日	平成15年7月1日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成15年7月1日～ 平成25年6月24日	平成16年7月1日～ 平成26年6月24日	平成19年7月1日～ 平成27年6月24日

会社名 決議年月日	当社 平成18年6月23日	当社 平成19年6月22日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 10名 当社執行役 22名 当社使用人 32名	当社取締役 10名 当社執行役 24名 当社使用人 32名
ストック・オプション数(注)	普通株式 254,000株	普通株式 264,000株
付与日	平成18年7月10日	平成19年7月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日	平成21年7月9日～ 平成29年6月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成12年6月29日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月24日
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	57,600	78,600	123,800	86,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,400	10,000	9,000	14,000
失効	—	—	—	—
当連結会計年度末 未行使残	53,200	68,600	114,800	72,100

決議年月日	平成16年6月24日	平成17年6月24日	平成18年6月23日	平成19年6月22日
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	199,700	262,000	254,000	—
権利確定	—	—	—	264,000
権利行使	6,000	26,400	—	—
失効	—	—	—	—
当連結会計年度末 未行使残	193,700	235,600	254,000	264,000

② 単価情報

決議年月日	平成12年6月29日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月24日
付与日	平成12年9月1日	平成13年8月1日	平成14年7月1日	平成15年7月1日
権利行使価格 (円)	3,090	2,668	3,165	2,520
行使時平均株価 (円)	4,662	4,915	4,280	4,213
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—

決議年月日	平成16年6月24日	平成17年6月24日	平成18年6月23日	平成19年6月22日
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日	平成18年7月10日	平成19年7月9日
権利行使価格 (円)	3,170	3,820	5,300	5,480
行使時平均株価 (円)	4,560	5,249	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	1,161	991

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション(付与日 平成19年7月9日)についての公正な評価単価の見積方法は、次のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値および見積方法

株価変動性(注1)	23.31%
予想残存期間(注2)	6年
予想配当(注3)	130円/株
無リスク利率(注4)	1.67%

(注) 1 評価基準日における過去6年間の株価実績に基づき算定しております。

2 合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成19年7月時点における平成20年3月期の配当予想によっております。

4 上記の予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額および科目名

売上原価	3百万円
販売費及び一般管理費	53百万円
合計	57百万円

2. ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名 決議年月日	当社 平成12年6月29日	当社 平成13年6月28日	当社 平成14年6月27日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社使用人 16名	当社取締役 7名 当社使用人 35名	当社取締役 4名 当社使用人 37名
ストック・オプション数(注)	普通株式 142,000株	普通株式 180,000株	普通株式 175,000株
付与日	平成12年9月1日	平成13年8月1日	平成14年7月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成12年9月1日～ 平成22年6月29日	平成13年9月3日～ 平成23年6月28日	平成14年7月1日～ 平成24年6月27日

会社名 決議年月日	当社 平成15年6月24日	当社 平成16年6月24日	当社 平成17年6月24日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 7名 当社使用人 43名	当社取締役 11名 当社執行役 18名 当社使用人 27名	当社取締役 11名 当社執行役 20名 当社使用人 31名
ストック・オプション数(注)	普通株式 210,000株	普通株式 238,000株	普通株式 262,000株
付与日	平成15年7月1日	平成16年7月1日	平成17年7月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成15年7月1日～ 平成25年6月24日	平成16年7月1日～ 平成26年6月24日	平成19年7月1日～ 平成27年6月24日

会社名 決議年月日	当社 平成18年6月23日	当社 平成19年6月22日	当社 平成20年6月20日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 10名 当社執行役 22名 当社使用人 32名	当社取締役 10名 当社執行役 24名 当社使用人 32名	当社取締役 10名 当社執行役 26名 当社使用人 36名
ストック・オプション数(注)	普通株式 254,000株	普通株式 264,000株	普通株式 288,000株
付与日	平成18年7月10日	平成19年7月9日	平成20年7月7日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	付与日(平成20年7月7日)以降、権利確定日(平成22年6月20日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	平成20年7月7日～平成22年6月20日
権利行使期間	平成20年7月10日～平成28年6月23日	平成21年7月9日～平成29年6月22日	平成22年6月21日～平成30年6月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

① スtock・オプションの数

決議年月日	平成12年6月29日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月24日
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	53,200	68,600	114,800	72,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	10,200	—	11,200
失効	—	—	—	—
当連結会計年度末 未行使残	53,200	58,400	114,800	60,900

決議年月日	平成16年6月24日	平成17年6月24日	平成18年6月23日	平成19年6月22日
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	193,700	235,600	254,000	264,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	1,500	1,200	—	—
失効	—	—	—	—
当連結会計年度末 未行使残	192,200	234,400	254,000	264,000

決議年月日	平成20年6月20日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	288,000
失効	—
権利確定	—
当連結会計年度末 未確定残	288,000

② 単価情報

決議年月日	平成12年6月29日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月24日
付与日	平成12年9月1日	平成13年8月1日	平成14年7月1日	平成15年7月1日
権利行使価格 (円)	3,090	2,668	3,165	2,520
行使時平均株価 (円)	—	3,659	—	3,742
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—

決議年月日	平成16年6月24日	平成17年6月24日	平成18年6月23日	平成19年6月22日
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日	平成18年7月10日	平成19年7月9日
権利行使価格 (円)	3,170	3,820	5,300	5,480
行使時平均株価 (円)	3,763	3,930	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	1,161	991

決議年月日	平成20年6月20日
付与日	平成20年7月7日
権利行使価格 (円)	3,760
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	530

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション(付与日 平成20年7月7日)についての公正な評価単価の見積方法は、次のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値および見積方法

株価変動性(注1)	23.45%
予想残存期間(注2)	6年
予想配当(注3)	140円/株
無リスク利率(注4)	1.37%

(注) 1 評価基準日における過去6年間の株価実績に基づき算定しております。

2 合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成20年7月時点における平成21年3月期の配当予想によっております。

4 上記の予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
委託研究費 15,602百万円	委託研究費 18,237百万円
たな卸資産未実現利益 5,965百万円	たな卸資産未実現利益 5,433百万円
未払賞与 4,432百万円	未払賞与 4,831百万円
売上割戻引当金 4,085百万円	売上割戻引当金 4,759百万円
未払事業税 1,303百万円	その他 7,687百万円
その他 7,483百万円	繰延税金資産小計 40,949百万円
繰延税金資産小計 38,872百万円	評価性引当額 △4,089百万円
評価性引当額 △3,472百万円	繰延税金資産合計 36,860百万円
繰延税金資産合計 35,399百万円	
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
委託研究費 24,975百万円	委託研究費 43,711百万円
繰越欠損金 19,884百万円	繰越欠損金 18,203百万円
退職給付引当金 19,167百万円	退職給付引当金 17,175百万円
減価償却費 10,624百万円	減価償却費 11,416百万円
その他 15,237百万円	その他 25,798百万円
繰延税金資産小計 89,888百万円	繰延税金資産小計 116,304百万円
評価性引当額 △3,908百万円	評価性引当額 △5,635百万円
繰延税金資産合計 85,980百万円	繰延税金資産合計 110,668百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
販売権 △47,753百万円	販売権 △39,799百万円
技術資産 △24,700百万円	技術資産 △23,155百万円
その他有価証券評価差額金 △6,976百万円	その他 △4,600百万円
その他 △3,148百万円	繰延税金負債合計 △67,555百万円
繰延税金負債合計 △82,579百万円	繰延税金資産の純額(注) 43,113百万円
繰延税金資産の純額(注) 3,401百万円	
(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の次の項目に含まれております。	(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の次の項目に含まれております。
固定資産－繰延税金資産 43,650百万円	固定資産－繰延税金資産 70,792百万円
固定負債－繰延税金負債 40,249百万円	固定負債－繰延税金負債 27,679百万円

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">41.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">8.9</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△1.1</td> </tr> <tr> <td>試験研究費の法人税額特別控除</td> <td style="text-align: right;">△30.4</td> </tr> <tr> <td>連結子会社との税率差等</td> <td style="text-align: right;">△26.1</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">15.3</td> </tr> <tr> <td>買収に伴うインプロセス研究開発費</td> <td style="text-align: right;">210.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△7.8</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>210.7%</u></td> </tr> </table>	法定実効税率	41.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	8.9	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.1	試験研究費の法人税額特別控除	△30.4	連結子会社との税率差等	△26.1	評価性引当額	15.3	買収に伴うインプロセス研究開発費	210.9	その他	△7.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>210.7%</u>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">41.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.4</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△0.2</td> </tr> <tr> <td>試験研究費の法人税額特別控除</td> <td style="text-align: right;">△15.1</td> </tr> <tr> <td>連結子会社との税率差等</td> <td style="text-align: right;">△3.3</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">3.1</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">5.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△3.8</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>31.4%</u></td> </tr> </table>	法定実効税率	41.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	試験研究費の法人税額特別控除	△15.1	連結子会社との税率差等	△3.3	評価性引当額	3.1	のれん償却額	5.3	その他	△3.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.4%</u>
法定実効税率	41.0%																																								
(調整)																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.9																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.1																																								
試験研究費の法人税額特別控除	△30.4																																								
連結子会社との税率差等	△26.1																																								
評価性引当額	15.3																																								
買収に伴うインプロセス研究開発費	210.9																																								
その他	△7.8																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>210.7%</u>																																								
法定実効税率	41.0%																																								
(調整)																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2																																								
試験研究費の法人税額特別控除	△15.1																																								
連結子会社との税率差等	△3.3																																								
評価性引当額	3.1																																								
のれん償却額	5.3																																								
その他	△3.8																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.4%</u>																																								

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	医薬品分野 (百万円)	その他の分野 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	711,844	22,442	734,286	—	734,286
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	186	20,860	21,047	(21,047)	—
計	712,030	43,303	755,333	(21,047)	734,286
営業費用	692,209	41,383	733,592	(17,056)	716,536
営業利益	19,820	1,919	21,740	(3,990)	17,749
II 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出					
資産	1,026,602	31,640	1,058,242	65,696	1,123,939
減価償却費	33,510	769	34,280	279	34,559
減損損失	53	6	59	—	59
資本的支出	433,195	415	433,611	436	434,047

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	医薬品分野 (百万円)	その他の分野 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	761,158	20,584	781,743	—	781,743
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	305	18,416	18,722	(18,722)	—
計	761,464	39,001	800,465	(18,722)	781,743
営業費用	666,928	37,260	704,188	(14,254)	689,934
営業利益	94,535	1,741	96,276	(4,467)	91,808
II 資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出					
資産	1,073,781	24,545	1,098,327	49,836	1,148,163
減価償却費	57,691	658	58,349	281	58,631
減損損失	4,630	6	4,636	—	4,636
資本的支出	46,367	782	47,149	179	47,328

(注) 1 当連結グループの事業区分は、医療用医薬品を中心とする「医薬品分野」とこれに属さない「その他の分野」であります。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
医薬品分野	医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等
その他の分野	食品添加物、化学品、製薬用機械、その他

3 営業費用のうち、「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、親会社の本社管理費等であります。

前連結会計年度 4,019百万円

当連結会計年度 4,469百万円

4 資産のうち、「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門に係る資産等であります。

前連結会計年度 71,300百万円

当連結会計年度 54,314百万円

5 医薬品分野の減価償却費には、のれん償却額を含んでおります。

前連結会計年度 169百万円

当連結会計年度 9,579百万円

6 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」2に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴い、当連結会計年度の営業利益は、医薬品分野において9,509百万円減少しております。

(有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法の変更)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」4に記載のとおり、従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当連結会計年度より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費は、医薬品分野において2,519百万円、その他の分野において135百万円それぞれ減少し、営業利益は、医薬品分野において1,663百万円、その他の分野において135百万円それぞれ増加しております。

また、残存価額について、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法へ変更したことに伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費は、医薬品分野において1,961百万円、その他の分野において38百万円それぞれ増加し、営業利益は、医薬品分野において1,284百万円、その他の分野において38百万円それぞれ減少しております。

なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の減価償却費は、医薬品分野において558百万円、その他の分野において96百万円それぞれ減少し、営業利益は、医薬品分野において378百万円、その他の分野において96百万円それぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	312,656	339,396	54,416	27,817	734,286	—	734,286
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	105,071	50,650	27,150	136	183,008	(183,008)	—
計	417,727	390,046	81,566	27,953	917,294	(183,008)	734,286
営業費用	337,245	456,930	79,767	22,336	896,279	(179,742)	716,536
営業利益(又は営業損失)	80,482	(66,883)	1,799	5,617	21,015	(3,265)	17,749
II 資産	930,427	563,108	58,876	27,441	1,579,853	(455,914)	1,123,939

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	332,453	369,891	51,047	11,437	16,912	781,743	—	781,743
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	111,100	57,190	30,127	36	456	198,910	(198,910)	—
計	443,553	427,081	81,174	11,474	17,369	980,654	(198,910)	781,743
営業費用	359,386	427,323	78,022	9,077	13,857	887,667	(197,733)	689,934
営業利益(又は営業損失)	84,167	(241)	3,152	2,396	3,511	92,986	(1,177)	91,808
II 資産	910,185	578,661	59,294	13,880	23,017	1,585,038	(436,875)	1,148,163

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 所在地区分の変更

当連結グループは、従来、所在地の区分を、日本、北米、欧州、アジア他としておりましたが、中国の重要性が増したことにより、中国事業担当執行役を任命するなどグループ管理体制を変更いたしました。

なお、前連結会計年度の「アジア他」に含まれる「中国」の外部顧客に対する売上高は9,549百万円、セグメント間の内部売上高又は振替高は3百万円、営業費用は7,599百万円、営業利益は1,953百万円、資産は11,092百万円であります。

3 本邦以外の区分に属する主な国または地域

① 北 米：米国、カナダ

② 欧 州：英国、フランス、ドイツ等

③ アジア他：アジア諸国および中南米諸国等(当連結会計年度は中国を除く)

4 日本におけるセグメント間の内部売上高は、主として親会社からの海外子会社に対する製品売上高等であります。また、北米、欧州、アジア他におけるセグメント間の内部売上高は、主として海外研究開発子会社の親会社への売上高であります。

- 5 営業費用のうち、「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、親会社の本社管理費等であります。

前連結会計年度 4,019百万円

当連結会計年度 4,469百万円

- 6 資産のうち、「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金、有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門に係る資産等であります。

前連結会計年度 71,300百万円

当連結会計年度 54,314百万円

- 7 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」2に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴い、当連結会計年度の営業利益は、北米において9,428百万円減少しております。欧州、アジア他においての影響は軽微であります。

(有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法の変更)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」4に記載のとおり、従来、当社および国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当連結会計年度より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。これに伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益は、日本において1,798百万円増加しております。

また、残存価額について、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法へ変更したことに伴い、当連結会計年度の営業利益は、日本において1,323百万円減少しております。

なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益は、日本において475百万円増加しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

		北米	欧州	アジア他	計
I 海外売上高	(百万円)	350,391	73,100	31,059	454,551
II 連結売上高	(百万円)				734,286
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合	(%)	47.7	10.0	4.2	61.9

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

		北米	欧州	中国	アジア他	計
I 海外売上高	(百万円)	379,111	64,033	11,437	20,674	475,257
II 連結売上高	(百万円)					781,743
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合	(%)	48.5	8.2	1.5	2.6	60.8

(注) 1 地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 所在区分の変更と同様の理由により、当連結会計年度よりアジア他に含めておりました中国を独立掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「アジア他」に含まれる中国の海外売上高は9,549百万円であります。

3 各区分に属する主な国または地域

① 北 米：米国、カナダ

② 欧 州：英国、フランス、ドイツ等

③ アジア他：アジア諸国および中南米諸国等(当連結会計年度は中国を除く)

4 海外売上高は当連結グループの本邦以外の国または地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 役員および個人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	内藤晴夫	—	—	当社取締役兼代表執行役社長、 (財)内藤記念科学振興財団理事長	被所有 直接 0.2	—	—	寄付	60	—	—

(注) 1 上記取引はいわゆる第三者のための取引であります。

2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 パーチェス法関係

(1) モルフォテック社の株式取得による買収

① 企業結合の概要

- a. 被取得企業の名称 モルフォテック社(米国)
- b. 事業の内容 抗体医薬の研究開発
- c. 企業結合を行った主な理由 バイオロジクス(生物学的製剤)分野への本格参入とがん領域をはじめとする抗体治療薬創出の充実をはかるため
- d. 企業結合日 平成19年4月16日(米国時間)
- e. 企業結合の法的形式 エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ(以下、E C A という)はエムエービー・アクイジション・コーポレーション(合併準備会社、以下M A C という)を100%子会社として設立し、モルフォテック社を存続会社とする同社との合併を行いました。M A C は旧モルフォテック社の株主に対し、合併時の対価として全額現金を支払う方法により、モルフォテック社をE C A の100%子会社といたしました。
- f. 結合後企業の名称 モルフォテック・インク
- g. 取得した議決権比率 100%

② 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

自 平成19年4月16日 至 平成20年3月31日

③ 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	350百万米ドル
取得に直接要した支出	6百万米ドル
取得原価	<u>356百万米ドル</u>

④ 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産	流動資産	22百万米ドル
	有形固定資産	4百万米ドル
	無形固定資産	483百万米ドル
	資産計	<u>510百万米ドル</u>
負債	繰延税金負債	152百万米ドル
	その他の負債	7百万米ドル
	負債計	<u>159百万米ドル</u>
	差引	<u>351百万米ドル</u>

⑤ 取得原価のうち研究開発費に配分され費用処理された金額およびその科目名

費用処理された金額	5百万米ドル
科目名	研究開発費

⑥ 取得原価のうち無形固定資産に配分された金額および種類別の償却期間

無形固定資産(技術資産)	478百万米ドル
償却期間	20年
無形固定資産(その他)	5百万米ドル
償却期間	5年

(2) MGIファーマ社の株式取得による買収

① 企業結合の概要

- a. 被取得企業の名称 MGIファーマ社(米国)
- b. 事業の内容 がん・救急治療を中心とするバイオフーマ領域の薬剤の獲得、研究開発、生産、販売
- c. 企業結合を行った主な理由 がん・救急治療関連製品・開発品と販売促進機能および研究開発機能の充実をはかるため
- d. 企業結合日 平成20年1月28日(米国時間)
- e. 企業結合の法的形式 エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ(以下、ECAという)はジャガー・アクイジション・コーポレーション(合併準備会社、以下JACという)を100%子会社として設立し、MGIファーマ社を存続会社とする同社との合併を行いました。JACは旧MGIファーマ社の株主に対し、合併時の対価として全額現金を支払う方法により、MGIファーマ社をECAの100%子会社といたしました。
- f. 結合後企業の名称 MGIファーマ・インク
- g. 取得した議決権比率 100%

② 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

自 平成20年1月28日 至 平成20年3月31日

③ 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	3,918百万米ドル
取得に直接要した支出	25百万米ドル
取得原価	<u>3,943百万米ドル</u>

④ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

- a. のれん金額 1,744百万米ドル
- b. 発生原因 がん・救急治療を中心とするバイオフーマ領域の今後の事業展開によって期待される将来の収益力および抗がん剤領域のフランチャイズ展開に対する戦略的投資として発生いたしました。
- c. 償却方法および償却期間 米国財務会計基準書(SFAS)第142号に基づき、償却せず、定期的な減損テストを行います。

⑤ 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産	流動資産	444百万米ドル
	有形固定資産	10百万米ドル
	無形固定資産	1,380百万米ドル
	のれん	1,744百万米ドル
	その他の資産	31百万米ドル
	資産計	<u>3,610百万米ドル</u>
負債	流動負債	149百万米ドル
	繰延税金負債	302百万米ドル
	その他の負債	22百万米ドル
	負債計	<u>474百万米ドル</u>
	差引	<u>3,136百万米ドル</u>

⑥ 取得原価のうち研究開発費に配分され費用処理された金額およびその科目名

費用処理された金額	840百万米ドル
科目名	研究開発費

⑦ 取得原価のうち無形固定資産に配分された金額および種類別の償却期間

無形固定資産(販売権)	1,220百万米ドル
償却期間	6年から10年
無形固定資産(技術資産)	157百万米ドル
償却期間	19年

⑧ 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	357百万米ドル
営業損失	11百万米ドル
税金等調整前当期純損失	29百万米ドル

上記概算額は、企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額であります。また、上記概算額は、平成19年4月1日から平成20年1月27日までのMG I ファーマ社の業績に基づき、特殊要因を考慮し算出しております。

(注) 当該影響の概算額については、監査法人トーマツによる監査証明を受けておりません。

2 共通支配下の取引等関係

(1) 三光純薬㈱の株式交換による完全子会社化

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、取引の目的を含む取引の概要

- a. 結合当事企業の名称 三光純薬株式会社
- b. 事業の内容 臨床検査薬、臨床検査用機器、研究用試薬、医療機器等の製造・輸入・販売
- c. 企業結合の法的形式 株式交換
- d. 取引の目的を含む取引の概要 既存の診断薬事業の強化および遺伝子シグナル増幅技術PALSAR法(パルサー法/Probe alternation link self-assembly reaction)の事業化等の挑戦的な分野への進出において、グループ全体の経営資源を積極的に活用し効率的かつ迅速な開発を進めるため、平成19年10月1日付で株式交換により、当社の100%子会社となりました。
なお、平成19年11月に、三光純薬㈱の株式1株に対して、当社の株式0.085株を割当て交付いたしました。

② 実施した会計処理の概要

本株式交換に係る会計処理は、「企業結合に係る会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づく「共通支配下の取引等」に該当し、当該取引により負ののれんを1,624百万円計上しております。当該負ののれんは、5年で均等償却いたします。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,575円49銭	1株当たり純資産額	1,502円08銭
1株当たり当期純損失	59円80銭	1株当たり当期純利益	167円35銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益	167円30銭

(注) 1株当たり当期純利益(△損失)および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益(△損失)		
(1) 当期純利益(△損失) (百万円)	△17,012	47,678
(2) 普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
(3) 普通株式に係る当期純利益(△損失) (百万円)	△17,012	47,678
(4) 普通株式の期中平均株式数 (千株)	284,487	284,904
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数 (千株)	—	81
(うち新株引受権) (千株)	—	(22)
(うち新株予約権) (千株)	—	(59)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株引受権2種類(新株予約権の目的となる株式の数121千株)および新株予約権8種類(新株予約権の目的となる株式の数1,134千株)。</p> <p>なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>次の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数518千株)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年6月23日決議分 平成19年6月22日決議分 <p>なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>国内無担保普通社債の発行</p> <p>当社は平成20年5月15日に、代表執行役により国内無担保普通社債の発行について、次のとおり包括決定いたしました。</p> <p>1 発行価額 各社債の金額の98%以上</p> <p>2 発行総額 2,000億円以内。ただし、1回の発行につき100億円相当額以上を複数回に分けて発行することができる。</p> <p>3 利率 国債プラス1.00%以下</p> <p>4 償還方法 満期一括償還（買入消却可）</p> <p>5 償還期間 10年以内</p> <p>6 発行時期 平成20年5月16日～9月30日</p> <p>7 資金使途 MG I ファーマ社買収に伴う短期借入金返済</p> <p>上記の決定に基づき、平成20年5月29日に条件を決定し、平成20年6月6日に次のとおり3銘柄を発行いたしました。</p> <p>(第5回国内無担保普通社債)</p> <p>1 発行価額 額面100円につき金99円99銭</p> <p>2 発行総額 400億円</p> <p>3 利率 年1.34%</p> <p>4 償還方法 満期一括償還（買入消却可）</p> <p>5 償還期間 3年</p> <p>6 資金使途 MG I ファーマ社買収に伴う短期借入金返済</p> <p>(第6回国内無担保普通社債)</p> <p>1 発行価額 額面100円につき金99円98銭</p> <p>2 発行総額 500億円</p> <p>3 利率 年1.63%</p> <p>4 償還方法 満期一括償還（買入消却可）</p> <p>5 償還期間 5年</p> <p>6 資金使途 MG I ファーマ社買収に伴う短期借入金返済</p> <p>(第7回国内無担保普通社債)</p> <p>1 発行価額 額面100円につき金99円98銭</p> <p>2 発行総額 300億円</p> <p>3 利率 年1.83%</p> <p>4 償還方法 満期一括償還（買入消却可）</p> <p>5 償還期間 7年</p> <p>6 資金使途 MG I ファーマ社買収に伴う短期借入金返済</p>	<hr/>

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計 年度末残高 (百万円) (注3)	当連結会計 年度末残高 (百万円) (注3)	利率 (%)	担保	償還期限
MG I ファ ーマ・イン ク	Guilford Notes 米ドル建普通社債	平成20年 1月28日 (注1)	150 (150) [1百万米ドル]	— (—) [—]	年5.00	なし	平成20年 7月1日
エーザイ・ コーポレー ション・オ ブ・ノース アメリカ (注2)	Senior Subordinated Notes 米ドル建普通社債	平成16年 3月2日	830 [8百万米ドル]	955 [9百万米ドル]	年1.68	なし	平成36年 3月2日
当社	第5回無担保普通社債	平成20年 6月6日	—	39,997	年1.34	なし	平成23年 6月6日
当社	第6回無担保普通社債	平成20年 6月6日	—	49,991	年1.63	なし	平成25年 6月6日
当社	第7回無担保普通社債	平成20年 6月6日	—	29,994	年1.83	なし	平成27年 6月5日
合計	—	—	980 (150)	120,939 (—)	—	—	—

- (注) 1 Guilford Notesの発行年月日は、MG I ファーマ・インクの企業結合日を記載しております。
2 前連結会計年度末にSenior Subordinated Notesを計上していたMG I ファーマ・インクは、平成21年3月に当社の米国連結子会社であるエーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカへ吸収合併されました。
3 ()内に1年以内償還予定額を内書きしております。また、[]内に外貨建による金額を記載しております。
4 連結決算日後5年以内における償還予定額は、次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	39,997	—	49,991

【借入金等明細表】

区分	前連結会計 年度末残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	362,819	22,000	年0.71	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	1,051	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	50,000	278,761	年2.06	平成24年～ 平成30年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	1,390	—	平成22年～ 平成26年
その他有利子負債 代理店預り金等	2,400	1,843	年1.02	—
合計	415,220	305,045	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均率を記載しております。
 2 金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップ後の固定金利を適用して記載しております。
 3 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 4 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は、次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	—	—	40,000	68,761
リース債務	789	470	113	14

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高 (百万円)	195,819	203,008	199,866	183,048
税金等調整前 四半期純利益 (百万円)	25,177	18,430	17,180	9,696
四半期純利益 (百万円)	16,635	12,076	10,458	8,507
1株当たり 四半期純利益 (円)	58.39	42.39	36.71	29.86

② 米国における「アシフェックス」特許侵害訴訟について

平成20年7月、米国連邦巡回控訴裁判所は、当社と当社の米国連結子会社エーザイ・インクが、米国において後発医薬品メーカーに対して提訴していたプロトンポンプ阻害型抗潰瘍剤「アシフェックス」(日本での「製品名：パリエット」)に関する物質特許侵害訴訟について、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所が示した本剤の物質特許が有効とする略式判決および本特許が権利行使可能であるとする判決の双方を支持するとの判断を示しました。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,566	16,667
受取手形	※1 1,345	※1 1,289
売掛金	※1 125,402	※1 146,653
有価証券	3,927	7,611
商品及び製品	—	17,314
仕掛品	607	10,373
原材料及び貯蔵品	—	9,378
商品	6,726	—
製品	9,215	—
半製品	8,734	—
原材料	7,581	—
貯蔵品	1,023	—
繰延税金資産	19,397	23,012
未収入金	—	※1 19,496
短期貸付金	※1 79,374	—
その他	※1 17,217	12,344
流動資産合計	306,121	264,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	108,492	112,048
減価償却累計額	※3 △66,471	※3 △69,837
建物（純額）	42,020	42,210
構築物	8,061	8,095
減価償却累計額	※3 △5,519	※3 △5,794
構築物（純額）	2,541	2,300
機械及び装置	76,970	79,109
減価償却累計額	※3 △63,198	※3 △64,856
機械及び装置（純額）	13,772	14,253
車両運搬具	372	370
減価償却累計額	※3 △321	※3 △332
車両運搬具（純額）	51	38
工具、器具及び備品	34,979	35,064
減価償却累計額	※3 △26,371	※3 △28,107
工具、器具及び備品（純額）	8,607	6,957
土地	11,208	11,208
リース資産	—	3,218
減価償却累計額	—	※3 △1,449
リース資産（純額）	—	1,769
建設仮勘定	5,202	4,970
有形固定資産合計	83,403	83,708

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
無形固定資産		
特許権	20	16
ソフトウェア	8,872	8,874
販売権	24,092	18,607
その他	493	490
無形固定資産合計	33,477	27,989
投資その他の資産		
投資有価証券	81,373	55,134
関係会社株式	422,509	434,466
長期貸付金	2	4
関係会社長期貸付金	2,892	2,579
長期前払費用	875	424
繰延税金資産	42,649	69,505
その他	7,417	9,378
貸倒引当金	△3,465	△2,937
投資その他の資産合計	554,254	568,554
固定資産合計	671,135	680,252
資産合計	977,256	944,395
負債の部		
流動負債		
支払手形	67	338
買掛金	6,708	8,754
短期借入金	362,814	22,000
リース債務	—	751
未払金	※1 25,062	24,784
未払費用	14,459	12,165
未払法人税等	14,196	31,432
預り金	※1 10,313	※1 10,449
返品調整引当金	246	279
返品廃棄損失引当金	187	268
その他	288	1,398
流動負債合計	434,345	112,622
固定負債		
社債	—	119,983
長期借入金	50,000	210,000
リース債務	—	1,046
退職給付引当金	20,321	17,869
役員退職慰労引当金	1,230	1,434
その他	—	741
固定負債合計	71,552	351,075
負債合計	505,897	463,698

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金		
資本準備金	55,222	55,222
その他資本剰余金	1,743	1,726
資本剰余金合計	56,966	56,949
利益剰余金		
利益準備金	7,899	7,899
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	126	126
別途積立金	337,880	337,880
繰越利益剰余金	53,070	71,246
利益剰余金合計	398,976	417,152
自己株式	△39,694	△39,683
株主資本合計	461,233	479,404
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,568	1,117
繰延ヘッジ損益	—	△437
評価・換算差額等合計	9,568	679
新株予約権	556	613
純資産合計	471,358	480,697
負債純資産合計	977,256	944,395

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高		
製品売上高	342,481	360,327
商品売上高	46,719	55,284
売上高合計	※2 389,200	※2 415,611
売上原価	76,115	81,331
商品及び製品期首たな卸高	15,222	15,942
当期製品製造原価	※4 38,301	※4 38,582
当期商品仕入高	26,107	34,652
合計	79,631	89,177
他勘定受入高	※1 12,426	※1 9,468
商品及び製品期末たな卸高	15,942	17,314
売上総利益	313,085	334,280
返品調整引当金繰入額	—	33
返品調整引当金戻入額	130	—
差引売上総利益	313,216	334,246
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	7,954	—
販売諸費	32,654	—
旅費交通費及び通信費	6,149	—
給料及び賞与	27,133	—
福利厚生費	5,585	—
退職給付費用	△1,387	—
役員退職慰労引当金繰入額	153	—
事務諸費	15,155	—
減価償却費	5,323	—
研究開発費	※4 133,989	—
その他	7,397	—
販売費及び一般管理費合計	240,109	※3, ※4 258,411
営業利益	73,106	75,835
営業外収益		
受取利息	※2 607	※2 346
有価証券利息	279	227
受取配当金	992	1,061
その他	396	290
営業外収益合計	2,275	1,925
営業外費用		
支払利息	808	3,577
社債利息	—	1,552
為替差損	3,078	2,487
その他	462	1,033
営業外費用合計	4,349	8,650
経常利益	71,033	69,110

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※5 7	※5 2
投資有価証券売却益	2,202	—
子会社株式売却益	—	2,904
移転価格税制調整金	—	※8 17,602
その他	32	774
特別利益合計	2,242	21,283
特別損失		
固定資産処分損	※6 948	※6 224
減損損失	※7 49	※7 3,702
投資有価証券評価損	1,251	6,542
仕掛品原価差損	845	—
その他	52	75
特別損失合計	3,147	10,544
税引前当期純利益	70,128	79,849
法人税、住民税及び事業税	33,820	47,506
法人税等調整額	△9,673	△24,295
法人税等合計	24,146	23,210
当期純利益	45,982	56,638

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 原材料費		14,709	33.3	16,567	36.6
II 労務費		10,916	24.7	11,034	24.4
III 経費	(注2)	18,581	42.0	17,691	39.0
当期総製造費用		44,206	100.0	45,293	100.0
仕掛品期首たな卸高		9,359		9,342	
合計		53,566		54,635	
仕掛品期末たな卸高		9,342		10,373	
他勘定振替高	(注3)	5,922		5,679	
当期製品製造原価		38,301		38,582	

- (注) 1 原価計算の方法は、組別、工程別総合原価計算であり、標準原価計算制度を採用しております。
- 2 「経費」のうち主なものは、減価償却費6,020百万円(前事業年度6,053百万円)、外注加工費2,249百万円(前事業年度2,836百万円)であります。
- 3 「他勘定振替高」の主なものは、受託加工費の未収入金への振替および研究開発費への振替であります。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	44,985	44,985
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	44,985	44,985
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	55,222	55,222
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	55,222	55,222
その他資本剰余金		
前期末残高	—	1,743
当期変動額		
自己株式の処分	1,743	△17
当期変動額合計	1,743	△17
当期末残高	1,743	1,726
資本剰余金合計		
前期末残高	55,222	56,966
当期変動額		
自己株式の処分	1,743	△17
当期変動額合計	1,743	△17
当期末残高	56,966	56,949
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	7,899	7,899
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	7,899	7,899
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	126	126
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	126	126
別途積立金		
前期末残高	337,880	337,880
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	337,880	337,880

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	44,026	53,070
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	0	0
剰余金の配当	△36,938	△38,462
当期純利益	45,982	56,638
当期変動額合計	9,043	18,176
当期末残高	53,070	71,246
利益剰余金合計		
前期末残高	389,932	398,976
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	△36,938	△38,462
当期純利益	45,982	56,638
当期変動額合計	9,043	18,176
当期末残高	398,976	417,152
自己株式		
前期末残高	△42,219	△39,694
当期変動額		
自己株式の処分	2,798	82
自己株式の取得	△273	△70
当期変動額合計	2,525	11
当期末残高	△39,694	△39,683
株主資本合計		
前期末残高	447,921	461,233
当期変動額		
剰余金の配当	△36,938	△38,462
当期純利益	45,982	56,638
自己株式の処分	4,542	64
自己株式の取得	△273	△70
当期変動額合計	13,312	18,170
当期末残高	461,233	479,404

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	19,325	9,568
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,757	△8,451
当期変動額合計	△9,757	△8,451
当期末残高	9,568	1,117
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△437
当期変動額合計	—	△437
当期末残高	—	△437
評価・換算差額等合計		
前期末残高	19,325	9,568
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,757	△8,888
当期変動額合計	△9,757	△8,888
当期末残高	9,568	679
新株予約権		
前期末残高	294	556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	261	57
当期変動額合計	261	57
当期末残高	556	613
純資産合計		
前期末残高	467,541	471,358
当期変動額		
剰余金の配当	△36,938	△38,462
当期純利益	45,982	56,638
自己株式の処分	4,542	64
自己株式の取得	△273	△70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,495	△8,831
当期変動額合計	3,817	9,338
当期末残高	471,358	480,697

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)																
<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 …移動平均法による原価法</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定) 時価のないもの…移動平均法による原価法</p> <p>2 デリバティブ等の評価基準および評価方法 …時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準および評価方法 製品、商品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 …総平均法による原価法</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>15～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>6～7年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な償却期間は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自社利用のソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>販売権</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 返品調整引当金 販売済製品・商品の期末日後に予想される返品による損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および当事業年度の利益率を乗じた金額を計上しております。</p>	建物	15～50年	機械及び装置	6～7年	自社利用のソフトウェア	5年	販売権	5～10年	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券…同左</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 …同左</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの…同左 時価のないもの…同左</p> <p>2 デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左</p> <p>3 たな卸資産の評価基準および評価方法 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 …総平均法による原価法(貸借対 照表価額については収益性の 低下に基づく簿価切下げの方 法により算定)</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>15～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>6～7年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、主な償却期間は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自社利用のソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>販売権</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 返品調整引当金 販売済商品及び製品の期末日後に予想される返品による損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および当事業年度の利益率を乗じた金額を計上しております。</p>	建物	15～50年	機械及び装置	6～7年	自社利用のソフトウェア	5年	販売権	5～10年
建物	15～50年																
機械及び装置	6～7年																
自社利用のソフトウェア	5年																
販売権	5～10年																
建物	15～50年																
機械及び装置	6～7年																
自社利用のソフトウェア	5年																
販売権	5～10年																

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(3) 返品廃棄損失引当金 販売済製品・商品の期末日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、期末日において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は5年の按分額を営業費用として処理しております。 数理計算上の差異は償却年数5年の定額法により、それぞれ発生した事業年度の翌事業年度から営業費用として処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、会社内規に基づく必要額を計上しております。</p> <p>6 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>① ヘッジ手段…為替予約取引</p> <p>② ヘッジ対象…外貨建貸付金および営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)</p> <p>(3) ヘッジ方針 外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。</p>	<p>(3) 返品廃棄損失引当金 販売済商品及び製品の期末日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>6 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。 また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>① ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引</p> <p>② ヘッジ対象…営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)、借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。 借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(4) ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。</p> <p>9 消費税等の会計処理</p> <p>消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(4) ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>外貨建取引に係るヘッジ取引は、外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。</p> <p>借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>8 消費税等の会計処理</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

【会計方針の変更】

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>1 たな卸資産の評価基準および評価方法の変更</p> <p>当社は、通常の販売目的で保有するたな卸資産について、従来、総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これに伴う、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>2 リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>当社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これに伴う、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>3 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法の変更</p> <p>従来、当社の有形固定資産の減価償却方法は定率法によっておりましたが、当事業年度より海外連結子会社が採用している定額法に変更いたしました。</p> <p>この変更は、主に次の3つの理由により当連結グループの会計処理の統一と期間損益の適正化をはかるために判断したものであります。①平成18年4月から開始した中期戦略計画により今後益々、有形固定資産に占める海外比率が高まる見通しであること、およびグローバルな事業展開の重要性が増すなかで国際財務報告基準や米国会計基準を勘案し、海外連結子会社と減価償却方法の整合性をはかること、②当社の製品群からは長期的かつ安定的な収益の獲得が見込まれることから、定額償却の方が収益に対応した減価償却費の配分をより適正に反映できること、③当社の有形固定資産は、全般的に耐用年数内で安定的に稼働しており、設備等の営繕や維持も定期的、計画的に実施されるため、修繕維持費は今後も平準化の見込みであること。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の減価償却費は2,296百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ1,493百万円増加しております。</p> <p>また、残存価額についても、有形固定資産の減価償却方法の変更を契機に当社の会計処理方法を海外連結子会社が適用している方法に統一し、耐用年数で実質的残存価額(備忘価額1円)まで償却する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の減価償却費は1,845百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ1,199百万円減少しております。</p> <p>なお、上記の定額法への変更および残存価額の変更による影響額を合算すると、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の減価償却費は451百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ293百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表)</p> <p>1 前事業年度において、「商品」、「製品」、「原材料」、「貯蔵品」は独立掲記しておりましたが、当事業年度より「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)を適用し、それぞれを「商品及び製品」、「原材料及び貯蔵品」に一括掲記しております。</p> <p>なお、当事業年度の「商品及び製品」に含まれる「商品」、「製品」は、それぞれ8,309百万円、9,005百万円であり、「原材料及び貯蔵品」に含まれる「原材料」、「貯蔵品」は、それぞれ8,337百万円、1,041百万円であります。</p> <p>2 前事業年度において、「半製品」、「仕掛品」は独立掲記しておりましたが、当事業年度より「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)を適用し、「仕掛品」に一括掲記しております。</p> <p>なお、当事業年度の「仕掛品」に含まれる「半製品」、「仕掛品」は、それぞれ9,909百万円、464百万円であります。</p> <p>3 前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は、1,556百万円であります。</p> <p>4 前事業年度まで独立掲記しておりました「短期貸付金」は、資産の総額の100分の1以下となったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「短期貸付金」は、4,030百万円であります。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>																						
<p>(損益計算書)</p> <p>1 前事業年度まで独立掲記しておりました「減価償却費」は、営業外費用の総額の100分の10以下であるため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「減価償却費」は72百万円であります。</p> <p>2 前事業年度まで独立掲記しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益の総額の100分の10以下であるため、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「貸倒引当金戻入額」は31百万円であります。</p> <p>3 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれている「投資有価証券評価損」は12百万円であります。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>1 前事業年度まで費目別に区分掲記しておりました「販売費及び一般管理費」は、損益計算書の明瞭性を高めるため、当事業年度より一括掲記し、主要な費目を注記する方法に変更いたしました。</p> <p>なお、当事業年度において「販売費及び一般管理費」を従来の方法により区分掲記した場合の費目別金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">8,187百万円</td></tr> <tr><td>販売諸費</td><td style="text-align: right;">41,793百万円</td></tr> <tr><td>旅費交通費及び通信費</td><td style="text-align: right;">6,315百万円</td></tr> <tr><td>給料及び賞与</td><td style="text-align: right;">27,548百万円</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">5,628百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">△225百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">159百万円</td></tr> <tr><td>事務諸費</td><td style="text-align: right;">15,693百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">2,760百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">143,038百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">7,510百万円</td></tr> </table> <p>2 前事業年度まで独立掲記しておりました「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10以下であるため、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「投資有価証券売却益」は432百万円であります。</p>	広告宣伝費	8,187百万円	販売諸費	41,793百万円	旅費交通費及び通信費	6,315百万円	給料及び賞与	27,548百万円	福利厚生費	5,628百万円	退職給付費用	△225百万円	役員退職慰労引当金繰入額	159百万円	事務諸費	15,693百万円	減価償却費	2,760百万円	研究開発費	143,038百万円	その他	7,510百万円
広告宣伝費	8,187百万円																						
販売諸費	41,793百万円																						
旅費交通費及び通信費	6,315百万円																						
給料及び賞与	27,548百万円																						
福利厚生費	5,628百万円																						
退職給付費用	△225百万円																						
役員退職慰労引当金繰入額	159百万円																						
事務諸費	15,693百万円																						
減価償却費	2,760百万円																						
研究開発費	143,038百万円																						
その他	7,510百万円																						

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																														
<p>※1 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">26,414百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">79,374百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産のその他</td> <td style="text-align: right;">10,775百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">4,855百万円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">8,024百万円</td> </tr> </table> <p>2 偶発債務</p> <p>次のとおり債務の連帯保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">被保証人</th> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 50%;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エーザイ・マシンアリー・ゲーエムベーパー</td> <td>受注先からの前受金他</td> <td style="text-align: right;">103 (654千ユーロ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>※3 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。</p>	受取手形	38百万円	売掛金	26,414百万円	短期貸付金	79,374百万円	流動資産のその他	10,775百万円	未払金	4,855百万円	預り金	8,024百万円	被保証人	種類	金額 (百万円)	エーザイ・マシンアリー・ゲーエムベーパー	受注先からの前受金他	103 (654千ユーロ)	<p>※1 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受取手形および売掛金</td> <td style="text-align: right;">38,618百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">18,455百万円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">8,555百万円</td> </tr> </table> <p>2 偶発債務</p> <p>次のとおり債務の連帯保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">被保証人</th> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 50%;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エーザイ・マシンアリー・ゲーエムベーパー</td> <td>受注先からの前受金他</td> <td style="text-align: right;">163 (1,260千ユーロ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>※3 同左</p>	受取手形および売掛金	38,618百万円	未収入金	18,455百万円	預り金	8,555百万円	被保証人	種類	金額 (百万円)	エーザイ・マシンアリー・ゲーエムベーパー	受注先からの前受金他	163 (1,260千ユーロ)
受取手形	38百万円																														
売掛金	26,414百万円																														
短期貸付金	79,374百万円																														
流動資産のその他	10,775百万円																														
未払金	4,855百万円																														
預り金	8,024百万円																														
被保証人	種類	金額 (百万円)																													
エーザイ・マシンアリー・ゲーエムベーパー	受注先からの前受金他	103 (654千ユーロ)																													
受取手形および売掛金	38,618百万円																														
未収入金	18,455百万円																														
預り金	8,555百万円																														
被保証人	種類	金額 (百万円)																													
エーザイ・マシンアリー・ゲーエムベーパー	受注先からの前受金他	163 (1,260千ユーロ)																													

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 他勘定受入高の主なものは、ロイヤルティ等の支払いであります。	※1 同左
※2 関係会社との主な取引高は、次のとおりであります。 売上高 103,576百万円 受取利息 535百万円 _____	※2 関係会社との主な取引高は、次のとおりであります。 売上高 109,817百万円 受取利息 278百万円
※4 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。 一般管理費 133,989百万円 当期製造費用 一百万円	※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。 販売諸費 41,793百万円 給料及び賞与 27,548百万円 事務諸費 15,693百万円 減価償却費 2,760百万円 研究開発費 143,038百万円 販売費に属する費用の割合 21.5% 一般管理費に属する費用の割合 78.5%
※5 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。 機械及び装置 6百万円	※4 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。 一般管理費 143,038百万円 当期製造費用 一百万円
※6 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。 建物 593百万円 機械及び装置 226百万円 工具器具及び備品 105百万円	※5 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。 機械及び装置 1百万円 工具、器具及び備品 1百万円
※6 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。 建物 593百万円 機械及び装置 226百万円 工具器具及び備品 105百万円	※6 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。 建物 41百万円 機械及び装置 127百万円 工具、器具及び備品 48百万円

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
<p>※7 減損損失</p> <p>当社は事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、遊休資産および販売権については個々にグルーピングしております。当事業年度において、次の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">遊休 資産</td> <td style="text-align: center;">無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td style="text-align: center;">東京都文京区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械及び装置等</td> <td style="text-align: center;">埼玉県美里町 他</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊休資産については市場価額が著しく下落しているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>当事業年度において計上した減損損失は49百万円であり、その主な内容は、無形固定資産(ソフトウェア)48百万円、機械及び装置 1百万円であります。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については合理的に算定された価額を使用しております。</p>	用途	種類	場所	遊休 資産	無形固定資産 (ソフトウェア)	東京都文京区	機械及び装置等	埼玉県美里町 他	<p>※7 減損損失</p> <p>当社は事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、遊休資産および販売権については個々にグルーピングしております。</p> <p>当事業年度において、一部の医療用医薬品販売の独占的権利(販売権)について減損損失3,702百万円を計上しております。</p> <p>当該販売権については、市場環境および承認取得に向けた状況が変化したことに伴い、当該販売権の将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。</p> <p>なお、当該販売権の回収可能価額は、使用価値(割引率7.4%)により測定しております。</p> <p>※8 移転価格税制調整金</p> <p>日米間の移転価格に関し、当連結グループが申請していた事前確認について、平成21年3月に日本および米国の税務当局間で合意に至りました。特別利益に計上している移転価格税制調整金は、本合意内容に基づいて、米国子会社であるエーザイ・インクが当社に対して支払うことになった過年度の調整金であります。</p>
用途	種類	場所							
遊休 資産	無形固定資産 (ソフトウェア)	東京都文京区							
	機械及び装置等	埼玉県美里町 他							

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																				
<p>自己株式の種類および株式数に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">前事業年度末株式数 (千株)</td> <td style="text-align: center;">12,437</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当事業年度増加株式数 (千株)</td> <td style="text-align: center;">51</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当事業年度減少株式数 (千株)</td> <td style="text-align: center;">824</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当事業年度末株式数 (千株)</td> <td style="text-align: center;">11,665</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、三光純薬(株)を完全子会社とする株式交換に伴う株式買取請求33千株と、単元未満株式の買取り18千株によるものであります。</p> <p>2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使69千株と三光純薬(株)を完全子会社とする株式交換に伴う754千株によるものであります。</p>	株式の種類	普通株式	前事業年度末株式数 (千株)	12,437	当事業年度増加株式数 (千株)	51	当事業年度減少株式数 (千株)	824	当事業年度末株式数 (千株)	11,665	<p>自己株式の種類および株式数に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">前事業年度末株式数 (千株)</td> <td style="text-align: center;">11,665</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当事業年度増加株式数 (千株)</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当事業年度減少株式数 (千株)</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当事業年度末株式数 (千株)</td> <td style="text-align: center;">11,660</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。</p> <p>2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。</p>	株式の種類	普通株式	前事業年度末株式数 (千株)	11,665	当事業年度増加株式数 (千株)	19	当事業年度減少株式数 (千株)	24	当事業年度末株式数 (千株)	11,660
株式の種類	普通株式																				
前事業年度末株式数 (千株)	12,437																				
当事業年度増加株式数 (千株)	51																				
当事業年度減少株式数 (千株)	824																				
当事業年度末株式数 (千株)	11,665																				
株式の種類	普通株式																				
前事業年度末株式数 (千株)	11,665																				
当事業年度増加株式数 (千株)	19																				
当事業年度減少株式数 (千株)	24																				
当事業年度末株式数 (千株)	11,660																				

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び 運搬具</td> <td style="text-align: center;">72</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> <tr> <td>工具器具 及び備品</td> <td style="text-align: center;">2,534</td> <td style="text-align: center;">890</td> <td style="text-align: center;">1,643</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">2,652</td> <td style="text-align: center;">948</td> <td style="text-align: center;">1,703</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">635百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,089百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,725百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,005百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">958百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <hr/> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	車両及び 運搬具	72	43	28	工具器具 及び備品	2,534	890	1,643	ソフトウェア	45	14	30	合計	2,652	948	1,703	1年内	635百万円	1年超	1,089百万円	合計	1,725百万円	支払リース料	1,005百万円	減価償却費相当額	958百万円	支払利息相当額	40百万円	—
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																														
車両及び 運搬具	72	43	28																														
工具器具 及び備品	2,534	890	1,643																														
ソフトウェア	45	14	30																														
合計	2,652	948	1,703																														
1年内	635百万円																																
1年超	1,089百万円																																
合計	1,725百万円																																
支払リース料	1,005百万円																																
減価償却費相当額	958百万円																																
支払利息相当額	40百万円																																

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)における有価証券のうち子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成21年3月31日現在)における有価証券のうち子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																																								
<p>1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動の部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">委託研究費</td> <td style="text-align: right;">15,602百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">未払賞与</td> <td style="text-align: right;">3,488百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,631百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,722百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△3,325百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">19,397百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">委託研究費</td> <td style="text-align: right;">24,975百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">17,724百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">10,594百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">53,294百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△3,907百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">49,386百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">其他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△6,649百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">△87百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">△6,737百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">42,649百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		委託研究費	15,602百万円	未払賞与	3,488百万円	その他	3,631百万円	繰延税金資産小計	22,722百万円	評価性引当額	△3,325百万円	繰延税金資産合計	19,397百万円	繰延税金資産		委託研究費	24,975百万円	退職給付引当金	17,724百万円	その他	10,594百万円	繰延税金資産小計	53,294百万円	評価性引当額	△3,907百万円	繰延税金資産合計	49,386百万円	其他有価証券評価差額金	△6,649百万円	固定資産圧縮積立金	△87百万円	繰延税金負債合計	△6,737百万円	繰延税金資産の純額	42,649百万円	<p>1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動の部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">委託研究費</td> <td style="text-align: right;">18,237百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">未払賞与</td> <td style="text-align: right;">3,506百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">5,210百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26,955百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△3,943百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">23,012百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 固定の部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">委託研究費</td> <td style="text-align: right;">43,711百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">15,686百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">14,899百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">74,296百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△3,916百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">70,380百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">其他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△787百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">△87百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">△875百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">69,505百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		委託研究費	18,237百万円	未払賞与	3,506百万円	その他	5,210百万円	繰延税金資産小計	26,955百万円	評価性引当額	△3,943百万円	繰延税金資産合計	23,012百万円	繰延税金資産		委託研究費	43,711百万円	退職給付引当金	15,686百万円	その他	14,899百万円	繰延税金資産小計	74,296百万円	評価性引当額	△3,916百万円	繰延税金資産合計	70,380百万円	其他有価証券評価差額金	△787百万円	固定資産圧縮積立金	△87百万円	繰延税金負債合計	△875百万円	繰延税金資産の純額	69,505百万円
繰延税金資産																																																																									
委託研究費	15,602百万円																																																																								
未払賞与	3,488百万円																																																																								
その他	3,631百万円																																																																								
繰延税金資産小計	22,722百万円																																																																								
評価性引当額	△3,325百万円																																																																								
繰延税金資産合計	19,397百万円																																																																								
繰延税金資産																																																																									
委託研究費	24,975百万円																																																																								
退職給付引当金	17,724百万円																																																																								
その他	10,594百万円																																																																								
繰延税金資産小計	53,294百万円																																																																								
評価性引当額	△3,907百万円																																																																								
繰延税金資産合計	49,386百万円																																																																								
其他有価証券評価差額金	△6,649百万円																																																																								
固定資産圧縮積立金	△87百万円																																																																								
繰延税金負債合計	△6,737百万円																																																																								
繰延税金資産の純額	42,649百万円																																																																								
繰延税金資産																																																																									
委託研究費	18,237百万円																																																																								
未払賞与	3,506百万円																																																																								
その他	5,210百万円																																																																								
繰延税金資産小計	26,955百万円																																																																								
評価性引当額	△3,943百万円																																																																								
繰延税金資産合計	23,012百万円																																																																								
繰延税金資産																																																																									
委託研究費	43,711百万円																																																																								
退職給付引当金	15,686百万円																																																																								
その他	14,899百万円																																																																								
繰延税金資産小計	74,296百万円																																																																								
評価性引当額	△3,916百万円																																																																								
繰延税金資産合計	70,380百万円																																																																								
其他有価証券評価差額金	△787百万円																																																																								
固定資産圧縮積立金	△87百万円																																																																								
繰延税金負債合計	△875百万円																																																																								
繰延税金資産の純額	69,505百万円																																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">41.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△0.3</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">試験研究費の法人税額特別控除</td> <td style="text-align: right;">△7.6</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△1.4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">34.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率	41.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	試験研究費の法人税額特別控除	△7.6	評価性引当額	0.5	その他	△1.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">41.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.7</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△0.2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">試験研究費の法人税額特別控除</td> <td style="text-align: right;">△13.3</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">29.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	41.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	試験研究費の法人税額特別控除	△13.3	評価性引当額	0.8	その他	△0.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																								
法定実効税率	41.0%																																																																								
(調整)																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3																																																																								
試験研究費の法人税額特別控除	△7.6																																																																								
評価性引当額	0.5																																																																								
その他	△1.4																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%																																																																								
法定実効税率	41.0%																																																																								
(調整)																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2																																																																								
試験研究費の法人税額特別控除	△13.3																																																																								
評価性引当額	0.8																																																																								
その他	△0.9																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																																																								

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

平成19年10月1日、当社は三光純薬㈱を株式交換により完全子会社といたしました。

なお、詳細については、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1)連結財務諸表、注記事項、(企業結合等関係)」における記載内容と同一であるため省略しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,652円51銭	1株当たり純資産額 1,685円06銭
1株当たり当期純利益 161円63銭	1株当たり当期純利益 198円80銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 161円49銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 198円74銭

(注) 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益		
(1) 当期純利益 (百万円)	45,982	56,638
(2) 普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
(3) 普通株式に係る当期純利益 (百万円)	45,982	56,638
(4) 普通株式の期中平均株式数 (千株)	284,487	284,904
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数 (千株)	255	81
(うち新株引受権) (千株)	(52)	(22)
(うち新株予約権) (千株)	(203)	(59)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成19年6月22日定時株主総会および取締役会決議による新株予約権(264千株)	次の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数518千株) ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>国内無担保普通社債の発行</p> <p>当社は平成20年5月15日に、代表執行役により国内無担保普通社債の発行について包括決定いたしました。平成20年5月29日に条件を決定し、平成20年6月6日に3銘柄を発行いたしました。</p> <p>なお、詳細については、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1)連結財務諸表、注記事項、(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。</p>	

④ 【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)			
その他 有価証券	(普通株式)		
	(株)スズケン	1,892,587	4,873
	(株)メディセオ・パルタックホールディングス	4,498,169	4,727
	アルフレッサホールディングス(株)	1,050,303	3,760
	(株)東京放送	2,545,100	3,293
	参天製薬(株)	1,030,500	2,823
	(株)フォレストホールディングス	2,308,494	1,620
	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,309,420	1,575
	第一三共(株)	906,338	1,493
	東京海上ホールディングス(株)	531,750	1,273
	(株)常陽銀行	2,802,680	1,272
	(株)マツモトキヨシホールディングス	707,500	1,122
	(株)インテージ	900,000	1,106
	(株)日清製粉グループ本社	1,033,858	1,088
	フクダ電子(株)	529,000	1,013
	久光製薬(株)	332,100	1,009
	(株)りそなホールディングス	723,024	947
	キッセイ薬品工業(株)	474,000	911
	東邦薬品(株)	945,206	895
	日本光電工業(株)	582,630	704
(株)東京都民銀行	303,027	460	
その他57銘柄	4,704,901	1,673	
計		32,110,588	37,645

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
(有価証券)			
満期保有目的 の債券	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク 第3回円貨社債(2004)	1,000	1,000
	SLM Corporation ユーロ円建普通社債	1,000	1,000
	JETS International Limited #192 ユーロ円建普通社債	1,000	1,000
	みずほインターナショナル コーラブル債 8411-9008 ユーロ円建コーラブル債	1,000	1,000
	小計	4,000	4,000
(投資有価証券)			
満期保有目的 の債券	金銭外信託	12,000	12,001
	The Goldman Sachs Group, Inc. ユーロ円建コーラブル債	2,000	2,000
	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー 第5回円貨社債(2005)	1,000	1,000
	NOMURA EUROPE FINANCE N.V. (NEF) ユーロ円建リバースフローター債	1,000	1,000
	Rosetta Limited Series No.95 ユーロ円建普通社債	1,000	1,000
	小計	17,000	17,001
計		21,000	21,001

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
(有価証券)			
その他 有価証券	(投資信託受益証券)		
	大和投信 ダイワマネーマネジメントファンド	1,618,236,565	1,618
	新光投信 新光マネーマネジメントファンド	1,015,957,499	1,015
	ソシエテジェネラルアセットマネジメント りそなマネーマネジメントファンド	505,152,174	505
	日興アセットマネジメント 日興グローバル・ボンド&カレンシー・ ロング・ショート2004-12	50,000	472
	小計	3,139,396,238	3,611
(投資有価証券)			
その他 有価証券	(投資信託受益証券)		
	東京海上日動 元本確保型ファンド2009-3	500,000,000	486
	小計	500,000,000	486
計		3,639,396,238	4,098

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円) (注2)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円) (注1)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	108,492	3,822	266	112,048	69,837	3,591	42,210
構築物	8,061	43	9	8,095	5,794	283	2,300
機械及び装置	76,970	4,657	2,518	79,109	64,856	4,051	14,253
車両運搬具	372	10	11	370	332	21	38
工具、器具及び備品	34,979	853	768	35,064	28,107	2,461	6,957
土地	11,208	—	—	11,208	—	—	11,208
リース資産(注3)	—	3,549	331	3,218	1,449	790	1,769
建設仮勘定	5,202	2,612	2,844	4,970	—	—	4,970
有形固定資産計	245,286	15,550	6,751	254,085	170,376	11,201	83,708
無形固定資産							
特許権	39	0	—	39	23	4	16
ソフトウェア	16,697	3,225	3,415	16,506	7,631	3,216	8,874
リース資産(注3)	—	52	16	36	7	8	28
販売権	30,500	1,526	3,702 (3,702)	28,323	9,715	3,307	18,607
その他	582	—	0	582	120	31	461
無形固定資産計	47,819	4,803	7,134 (3,702)	45,488	17,499	6,568	27,989
長期前払費用	1,771	678	1,450	1,000	575	556	424
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額が含まれております。

2 「当期減少額」の()内に減損損失計上額を内書きしております。

3 当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、リース資産の残高が増加しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	3,465	54	226	356	2,937
返品調整引当金(注)	246	279	—	246	279
返品廃棄損失引当金(注)	187	268	—	187	268
役員退職慰労引当金	1,230	235	31	—	1,434

(注) 「当期減少額(その他)」は前期計上額の洗替えおよび回収等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成21年3月31日現在の貸借対照表の主たる科目の内容および内訳は、次のとおりであります。

① 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	2
預金の種類	
当座預金	155
普通預金	6,910
定期預金	9,600
小計	16,665
合計	16,667

② 受取手形

受取手形は得意先より売掛金の決済として受入れた手形で、いずれも期日未到来のものであり、その相手先別内訳および期日別内訳は、次のとおりであります。

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)宮崎温仙堂商店	408
ユニブランズ社	348
鍋林(株)	239
東七(株)	65
エーザイ・(マレーシア)・シンデランバハド	48
その他	179
計	1,289

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成21年4月	495
5月	307
6月	405
7月	81
計	1,289

③ 売掛金

得意先に対する製品・商品の売上債権未回収残高であり、相手先および売掛金の滞留状況は次のとおりであります。

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
エーザイ・インク	31,785
(株)スズケン	22,358
アルフレッサ(株)	22,142
(株)メディセオ・パルタックホールディングス	18,818
東邦薬品(株)	8,129
その他	43,417
計	146,653

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(月)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$(D) \div \frac{(B)}{12}$
125,402	394,270	373,019	146,653	71.78	4.46

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

④ たな卸資産

区分	金額(百万円)	
商品及び製品	商品 医療用医薬品	7,619
	化粧品	652
	その他	38
	製品 医療用医薬品	7,731
	化粧品	714
	その他	559
仕掛品	医療用医薬品	9,938
	化粧品	383
	その他	50
原材料及び貯蔵品	原料	7,927
	包材	409
	貯蔵品	845
	試供品	195
計	37,067	

⑤ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
子会社株式	
三光純薬(株)	8,686
サンノーバ(株)	1,630
エルメッド エーザイ(株)	0
エーザイフード・ケミカル(株)	2,276
エーザイマシナリー(株)	1,320
(株)カン研究所	70
エーザイ物流(株)	60
(株)パルマビーズ研究所	25
エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント(株)	80
(株)サンプラネット	1,174
エーザイ生科研(株)	338
エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ	372,466
エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド	37,170
ピー・ティー・エーザイ・インドネシア	987
エーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッド	2,137
エーザイ・(マレーシア)・シンデランバハド	28
衛采製薬股份有限公司	1,136
エーザイ・(ホンコン)・カンパニー・リミテッド	7
エーザイ・コリア・インク	366
ハイ・エーザイ・ファーマシューティカル・インク	65
エーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッド	418
エーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッド	3,765
エーザイ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド	86
計	434,300
関連会社株式	
ブラッコ・エーザイ(株)	166
計	166
合計	434,466

⑥ 繰延税金資産(固定)

繰延税金資産(固定)は69,505百万円であり、その内容については「第5 経理の状況、2 財務諸表等、(1) 財務諸表、注記事項、(税効果会計関係)」に記載しております。

⑦ 支払手形

相手先別内訳

期日別内訳

相手先	金額(百万円)
タマ生化学(株)	173
アボット・ロジスティクス社	144
豊南印刷(株)	9
正華産業(株)	5
東興薬品工業(株)	4
計	338

期日	金額(百万円)
平成21年4月	148
5月	123
6月	65
計	338

⑧ 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)ミノファーゲン製薬	1,488
アボットジャパン(株)	1,176
味の素(株)	833
長瀬産業(株)	710
ブラッコ・エーザイ(株)	579
その他	3,967
計	8,754

⑨ 社債

社債は119,983百万円であり、その内容については「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、⑤連結附属明細表、[社債明細表]」に記載しております。

⑩ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
シンジケートローン(注)	155,000
日本生命保険相互会社	50,000
住友生命保険相互会社	5,000
計	210,000

(注) (株)みずほコーポレート銀行をアレンジャーとするシンジケートローン75,000百万円および、(株)みずほコーポレート銀行をリード・アレンジャー、(株)三菱東京UFJ銀行をジョイント・アレンジャーとするシンジケートローン80,000百万円であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
単元株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞への掲載により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、アドレスは次のとおりであります。 http://www.eisai.co.jp/fr/index.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第96期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月20日 関東財務局長に提出。
(2) 四半期報告書 及び確認書	(第97期第1四半期) (第97期第2四半期) (第97期第3四半期)	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日 自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日 自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成20年8月13日 関東財務局長に提出。 平成20年11月10日 関東財務局長に提出。 平成21年2月10日 関東財務局長に提出。
(3) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。		平成20年4月21日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプション制度に基づく新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。		平成20年6月20日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。		平成21年3月27日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。		平成21年4月10日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプション制度に基づく新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。		平成21年6月19日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書の訂正報告書	上記(3)の臨時報告書(ストック・オプション制度に基づく新株予約権の発行)に係る訂正報告書であります。		平成20年7月7日 関東財務局長に提出。

- | | | |
|------------------------------|--|--------------------------|
| (5) 訂正発行登録書(新株予約権証券) | 平成20年4月21日
平成20年5月19日
平成20年6月20日
平成20年7月7日
平成20年7月31日
平成20年8月13日
平成20年11月10日
平成21年2月10日
平成21年3月27日
平成21年4月10日
関東財務局長に提出。 | |
| (6) 訂正発行登録書(社債) | 平成20年4月21日
平成20年5月19日
関東財務局長に提出。 | |
| (7) 発行登録追補書類(社債)
及びその添付書類 | 平成20年5月29日
関東財務局長に提出。 | |
| (8) 発行登録取下届出書(社債) | 平成20年3月28日提出の発行登録書(社債)
およびその添付書類に係る発行登録取下届
出書であります。 | 平成20年8月29日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月15日付で代表執行役により国内無担保普通社債の発行を包括決定し、平成20年6月6日に第5回、第6回及び第7回国内無担保普通社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エーザイ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、エーザイ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年5月15日付で代表執行役により国内無担保普通社債の発行を包括決定し、平成20年6月6日に第5回、第6回及び第7回国内無担保普通社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第97期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月19日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役専務 松居 秀明
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長である内藤晴夫および代表執行役専務兼最高財務責任者である松居秀明は、当社の第97期(自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月19日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表執行役専務 松居 秀明
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である内藤晴夫および代表執行役専務兼最高財務責任者である松居秀明は、当社の財務報告に係る内部統制を整備し、運用する責任を有しております。当社は、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備し、運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、担当者の判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀などを含む内部統制固有の限界により、財務報告の虚偽記載を防止、あるいは発見できない可能性があります。また、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引などに対応できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社および連結子会社の平成21年3月31日を基準日とした全社的な内部統制および該当する業務プロセスに係る内部統制の有効性を評価しております。

全社的な内部統制および全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスの評価範囲については、財務報告に係る影響が僅少な連結子会社および持分法適用関連会社を除くすべての連結会社について、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリングおよびITへの対応の内部統制の基本的要素に係る統制を定め、これらの整備上および運用上の有効性を評価しております。

全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結会社の売上高を大きい順に累計し、全体の2/3に達するために必要な連結会社を重要な事業拠点としております。当該事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金および棚卸資産にいたる業務プロセスを評価の対象としており、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備上および運用上の有効性を評価しております。さらに、選定した重要な拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案し評価対象に加えております。

3【評価結果に関する事項】

評価手続の結果、当社の平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は、有効であると判断しております。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。